

# ながの子ども・子育て応援総合計画

～ みんなで支える「子育て安心県 ながの」～

<平成27～29年度>

平成27年(2015年)3月

長野県



# ながの子ども・子育て応援総合計画

ー 長野県次世代育成支援行動計画 ー

## 【目 次】

<b>はじめに</b> . . . . .	P. 1
1 計画策定の趣旨      2 計画の性格      3 計画期間	
<b>第1章 長野県の少子化と子育て環境の現状</b> . . . . .	P. 2
1 少子化の現状                      2 未婚化・晩婚化の現状	
3 就業環境と働き方の意識      4 保育・子育て支援の状況	
<b>第2章 これまでの取組</b> . . . . .	P. 11
1 取組の経緯	
2 「ながの子ども・子育て応援計画」(後期計画)の進捗状況	
<b>第3章 基本目標</b> . . . . .	P. 15
計画の「基本目標」と「子育て安心県」の実現に向けた“7つの安心”	
<b>第4章 施策の展開</b> . . . . .	P. 20
施策体系 ーライフステージで見た施策の体系ー	
《結婚支援》                      1 結婚を希望する方への支援	
2 若者が安心して家庭を持てるための支援	
《妊娠・出産支援》                3 安心して子どもを生むことができる環境づくり	
4 母と子の健康づくりへの支援	
《育児支援》                        5 子育て家庭に対する相談体制の充実と経済的支援	
6 多様なニーズに応じた保育サービス等の提供	
《子育てと仕事の両立支援》        7 子育てしやすい職場環境への取組支援	
《子育て・子育て支援》            8 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実	
9 学校・家庭・地域の連携による教育環境の充実	
10 子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備	
《困難を抱える子どもの支援》    11 子どもの貧困対策の推進	
12 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援	
《みんなで取り組む支援》        13 結婚・妊娠・出産・育児を社会全体で支援する環境づくり	
<b>第5章 達成目標</b> . . . . .	P. 63
<b>第6章 計画の推進体制</b> . . . . .	P. 66
1 「ながの子ども・子育て応援県民会議」を通じた連携・協働による取組	
2 計画の進捗管理と評価	
<b>付属資料</b> . . . . .	P. 69
1 長野県子育て支援戦略	
2 長野県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法)	
3 次世代育成支援対策推進法	





# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

子どもの出生率、出生数は長期にわたって低下傾向が続いており、このまま少子化が進行すれば、労働力人口の減少や高齢化の進展によって、経済成長力や地域活力の低下をもたらすなど、社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

長野県では、これまで次世代育成支援前期行動計画「信州“はぐくみ”プラン」(平成17～21年度)、同じく後期行動計画「ながの子ども・子育て応援計画」(平成22～26年度)に基づき各種施策を進めてきたところですが、少子化の要因が結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般に及ぶ中で、今日の急速な少子化の傾向にできる限り歯止めをかけるためには、子育てに対する不安・負担の解消や子育てと仕事の両立などの課題に対応しつつ、社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

このため、県では、平成25年度から29年度までの5年間の計画期間とする総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」を策定し、結婚や子育て支援については人口減少の抑制のための活動人口の増加と位置付け、9つのプロジェクトの一つとして、部局横断的に少子化対策を推進することとしています。

特に子育て支援については、市町村と協働で取り組む必要があることから、市町村と一緒に支援策の強化を検討し、平成26年12月「長野県子育て支援戦略」をまとめました。今後この戦略に基づき、行政が一丸となって支援策に取り組むこととしています。

こうした中で、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、今後3年間において、県として幅広い分野で総合的に推進する施策を明らかにするとともに、県内の経済・労働・医療・福祉・教育などの団体、NPO等により構成される「ながの子ども・子育て応援県民会議」をはじめ、県民との連携・協働による取組の方向性を示すため、「ながの子ども・子育て応援総合計画」(長野県次世代育成支援行動計画)を策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、次の計画としても位置付けられます。

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ 長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン」における少子化対策関連施策の個別計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

## 3 計画期間

平成27年度(2015年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)を目標年度とする3か年間で対象とします。

# 第1章 長野県の少子化と子育て環境の現状

## 1 少子化の現状

### (1) 合計特殊出生率、出生数の推移

■ 長野県の平成25年(2013年)の合計特殊出生率は1.54で、全国平均の1.43を上回っていますが、長期的な低下傾向にあり少子化が進行しています。

■ 出生数は、平成13年(2001年)から減少傾向が顕著であり、平成25年(2013年)では16,326人で「第2次ベビーブーム」(昭和49年)の約48%まで減少しています。

#### <合計特殊出生率>

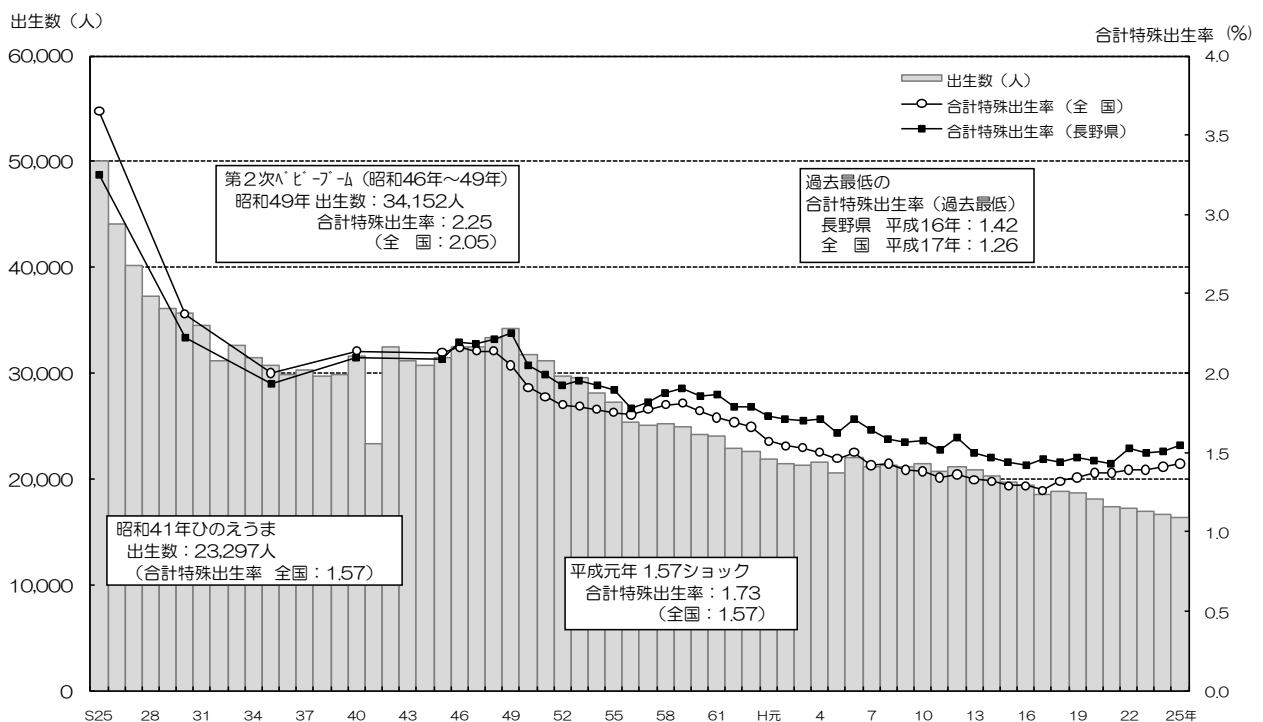
○ 我が国の合計特殊出生率は、昭和46～49年(1971～74年)の「第2次ベビーブーム期」は2.1台で推移し、昭和50年(1975年)に2.0を下回ってから低下傾向となりました。平成17年(2005年)には過去最低の1.26まで落ち込んだ後上昇を続けており、平成25年は1.43となっています。

○ 長野県における合計特殊出生率は、全国平均の数値を上回るものの、昭和51年(1976年)に2.0を割り込んでから同様に低下傾向をたどっており、平成16年(2004年)に過去最低の1.42まで落ち込みました。平成25年は1.54で、全国14位の水準にありますが、依然として少子化の傾向は続いています。

#### <出生数>

○ 本県の出生数は、「第2次ベビーブーム期」の昭和49年(1974年)には約34,000人でしたが、その後長期的に減少傾向が続いてきました。近年では平成13年(2001年)以降減少傾向を続けており、平成25年では16,326人となっています。

### 合計特殊出生率と出生数の推移



資料:人口動態統計

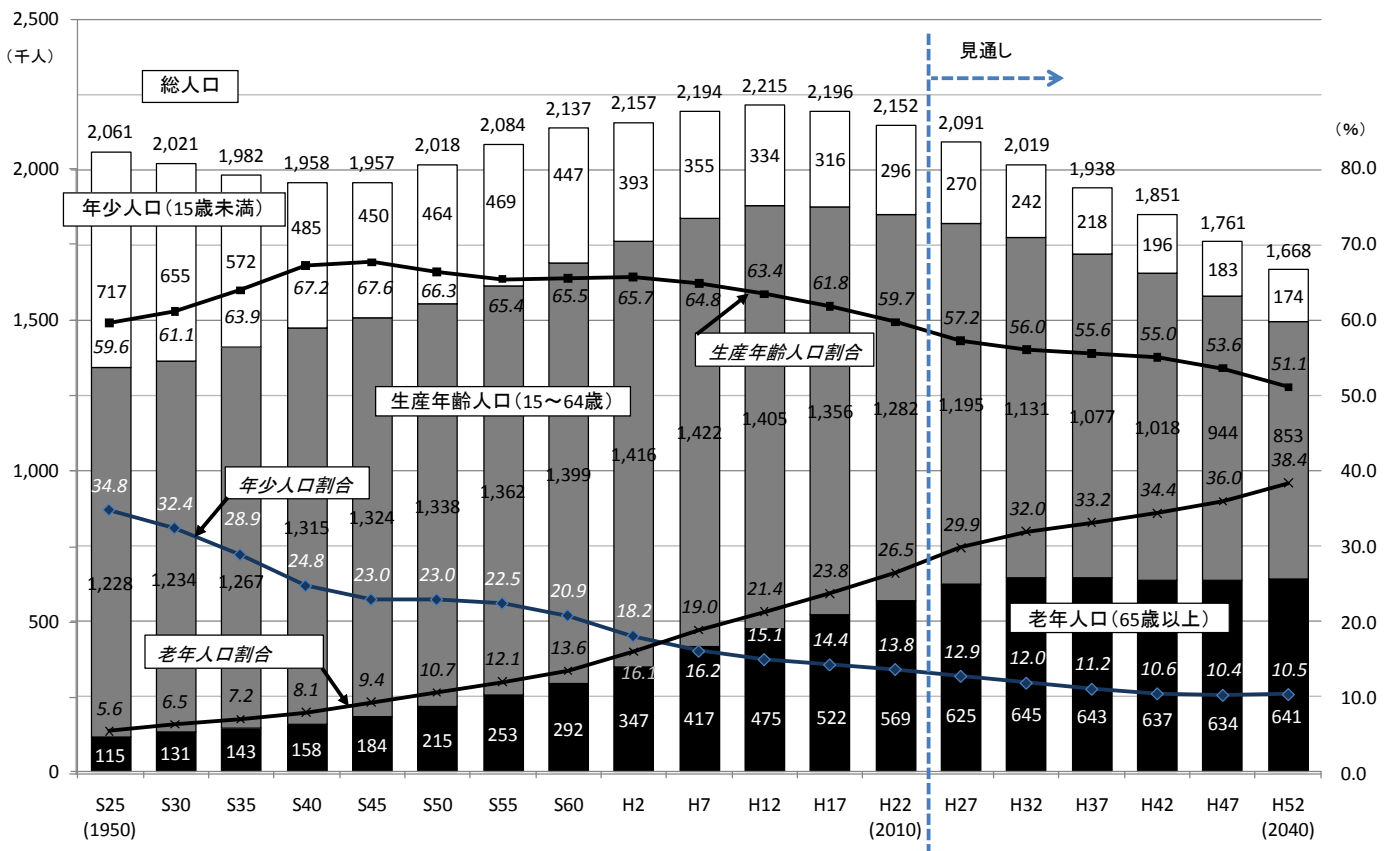
## (2) 将来の人口の見通し

- 長野県の総人口は、平成13年(2001年)の約222万人をピークに減少に転じ、平成52年(2040年)には約166万8千人まで減少すると予測されます。
- 平成52年(2040年)の老年人口割合は38.4%(H22:26.5%)まで上昇、年少人口割合は10.5%(H22:13.8%)まで低下することが見込まれます。

### <総人口・年齢3区分別人口の見通し>

- 長野県の総人口は、平成13年(2001年)の約222万人をピークとして減少に転じ、平成22年(2010年)には215万2千人となっており、今後は長期にわたって減少が続き、平成42年(2030年)には185万1千人、平成52年(2040年)には166万8千人まで減少すると見込まれます。
- 年齢3区分別の人口は、平成22年(2010年)では老年人口割合(65歳以上)は26.5%、生産年齢人口割合(15～64歳)は59.7%、年少人口割合(14歳以下)は13.8%となっています。今後は少子化の進行と平均寿命の伸長により、高齢化率は平成52年(2040年)には38.4%に達する一方で、年少人口割合は10.5%まで低下すると見込まれます。

### 長野県の人口の見通し



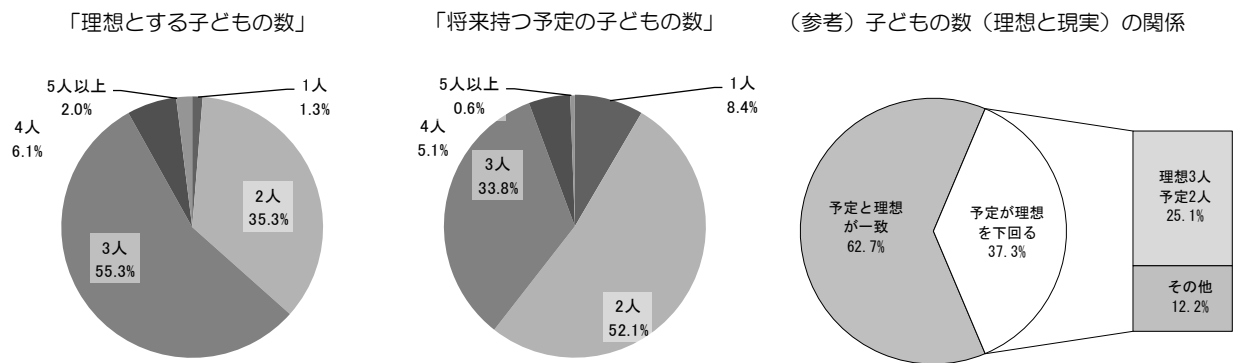
(資料) 2010年までは総務省「国勢調査」。将来推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」。  
注:総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない。

### (3) 子育てに対する意識

- 「理想とする子どもの数」は3人が最も多く約55%ですが、「将来持つ予定の子どもの数」は2人が約52%と最も多く、3人は約34%にとどまっています。
- 「持つ予定の子どもの数」が「理想とする子どもの数」を下回る場合、その理由は「子育てや教育にお金がかかる」が最も多く、理想の子どもの数が多いほどその傾向は顕著になっています。

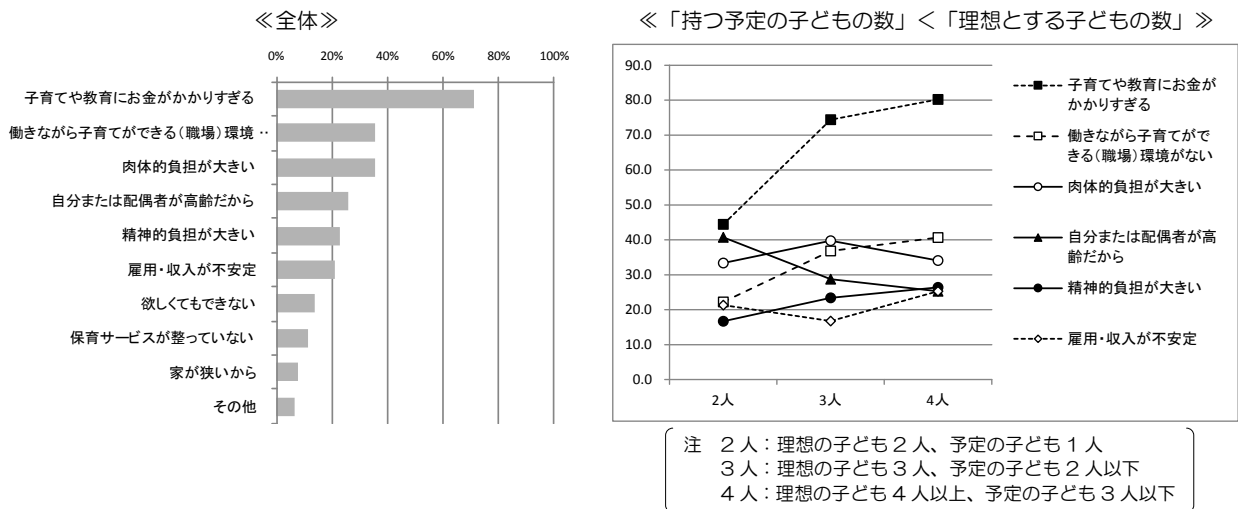
#### <理想とする子どもの数>

- 平成26年8月に保育所に入所する世帯を対象に行った「子育て支援意向アンケート」では、「理想とする子どもの数」は3人が最も多く 55.3%ですが、「将来持つ予定の子どもの数」は2人が 52.1%で最も多く、3人は 33.8%にとどまっています。



- 「将来持つ予定の子どもの数」が「理想とする子どもの数」より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかる(経済的負担)」が 71.0%で最も多く、「働きながら子育てできる職場がない」「肉体的負担が大きい」がともに 35.7%となっています。

#### 「将来持つ予定の子どもの数」が「理想とする子どもの数」より少ない理由



## 2 未婚化・晩婚化の現状

### (1) 未婚率・平均初婚年齢の推移

- 年齢階級別の未婚率は、過去30年間の推移を見ると、男性では「30代前半」(H22: 約46%)、女性では「20代後半」(H22: 約58%)において大幅に上昇しています。
- 平均初婚年齢は、男女とも上昇を続けており、平成25年(2013年)の男性で31.2歳、女性で29.3歳となっています。

#### <婚姻件数と婚姻率>

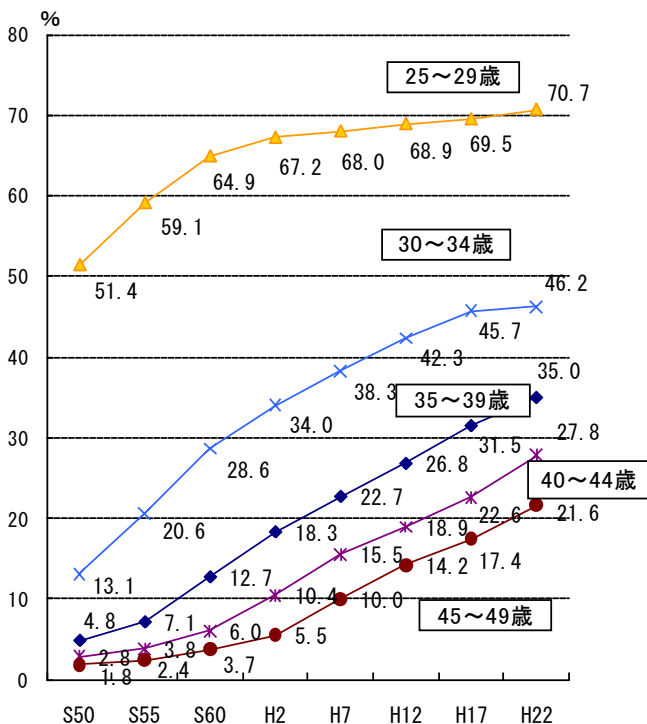
- 長野県における平成25年(2013年)の婚姻件数は9,933件であり、人口千人当たりの婚姻件数である婚姻率は4.7で全国の5.3を下回っており、低下傾向が続いています。

#### <年齢階級別未婚率>

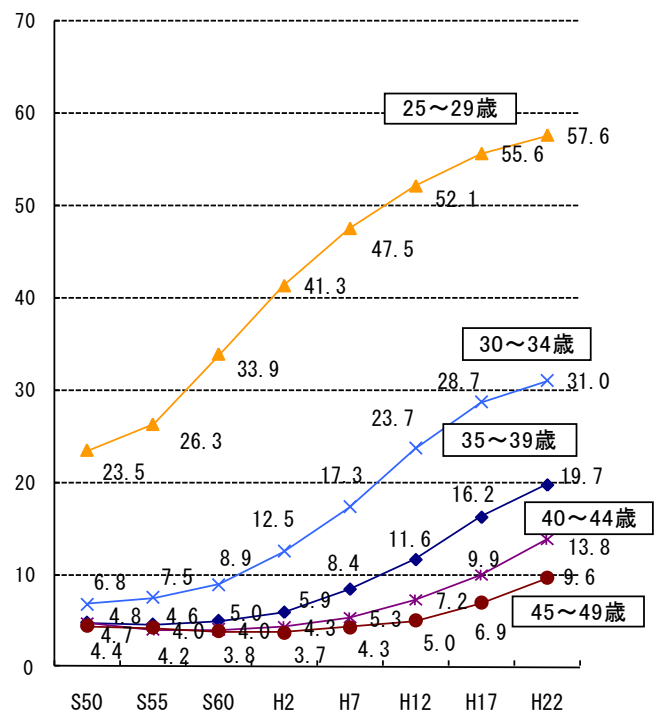
- 平成22年(2010年)の年齢階級別の未婚率は、「20代後半」(25～29歳)で男性70.7%、女性57.6%、「30代前半」(30～34歳)で男性46.2%、女性31.0%、「30代後半」(35～39歳)では男性35.0%、女性19.7%となっています。
- 約30年前の昭和55年(1980年)には、「30代前半」の未婚者は約2割程度であったことを考えると、この間に未婚化・晩婚化が急速に進んでいることがわかります。また、この30年間に男性の「30代前半」が25.6ポイント、女性の「20代後半」が31.3ポイントと、特に大幅に伸びています。

### 年齢階級別未婚率の推移

#### 長野県・男性



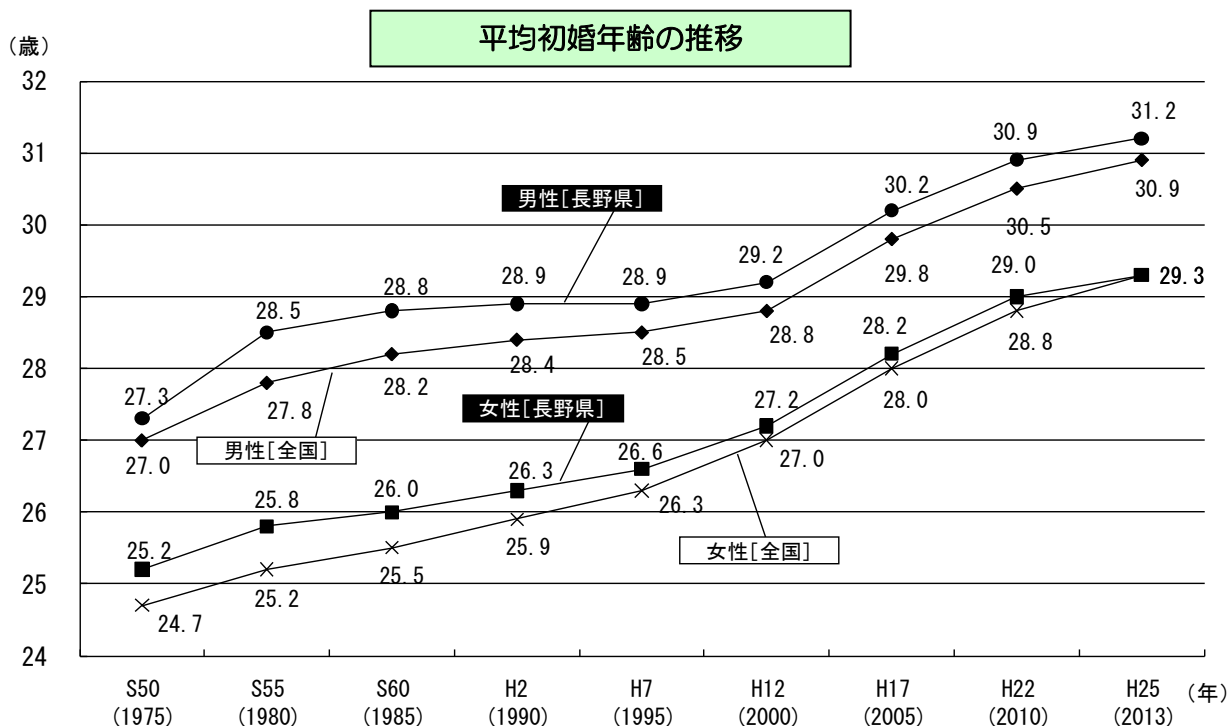
#### 長野県・女性



資料: 国勢調査

### <平均初婚年齢>

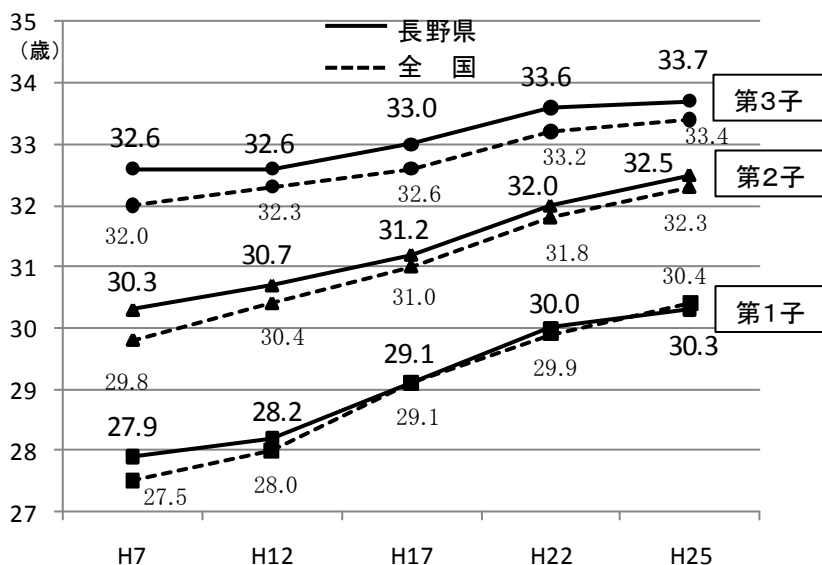
○ 平均初婚年齢は、平成 25 年(2013 年)では長野県の男性は 31.2 歳と、全国平均 30.9 歳より高くなっています。女性は全国平均と同数の 29.3 歳ですが、約 30 年前の昭和 55 年(1980 年)と比較すると、男女ともに3歳程度上昇しており、晩婚化が進んでいます。



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2012年版)」(H25は厚生労働省「人口動態統計」)

### <平均出産年齢>

○ 長野県における、出生した時の母親の平均年齢は、平成 25 年(2013 年)で、第1子が 30.3 歳、第2子が 32.5 歳、第3子が 33.7 歳となっており、晩産化が進み第1子の出産年齢も 30 歳を超えました。



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」

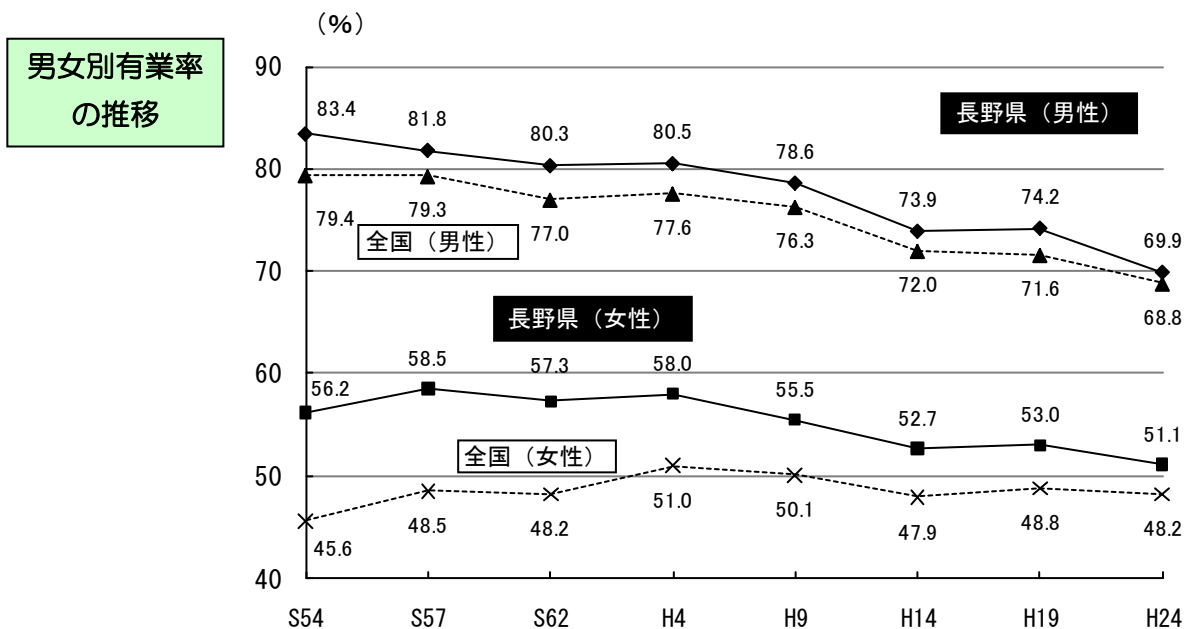
### 3 就業環境と働き方の意識

#### (1) 長野県における就業状況

- 長野県の有業率は平成24年(2012年)で60.2%と、全国で5番目に高い水準にあり、女性の有業率も高くなっています。
- 女性の年齢階層別の労働力率は、近年、出産・子育て期の「30代後半」から上昇しており、全国と比較しても働く女性が多いという特徴が見られます。
- 県内企業における総労働時間は、月平均153.1時間(H25年)であり、全国平均よりも長くなっています。

#### <長野県の有業率>

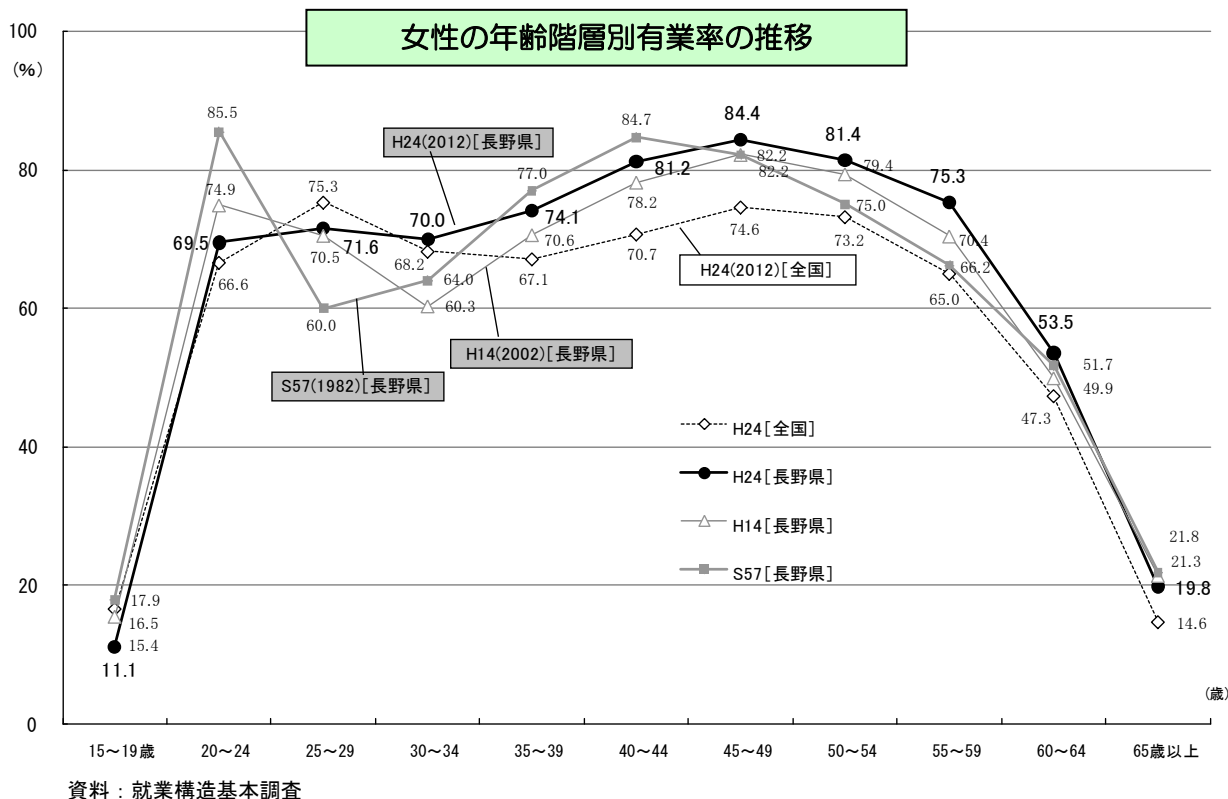
- 長野県における有業者は平成24年(2012年)現在で110万8,700人であり、有業率(15歳以上人口に占める有業者の割合)は60.2%と、全国では5番目に高い水準にあります。男女別では、男性は69.9%(全国10位)、女性は51.1%(全国4位)となっています。
- また、共働き世帯率を見ると、平成22年(2010年)で51.9%となっており、平成17年に比べて2.4ポイント低下していますが、全国平均の43.5%に比べ高い水準となっています。



資料：就業構造基本統計調査（平成24年）

### <女性の年齢階層別労働力率>

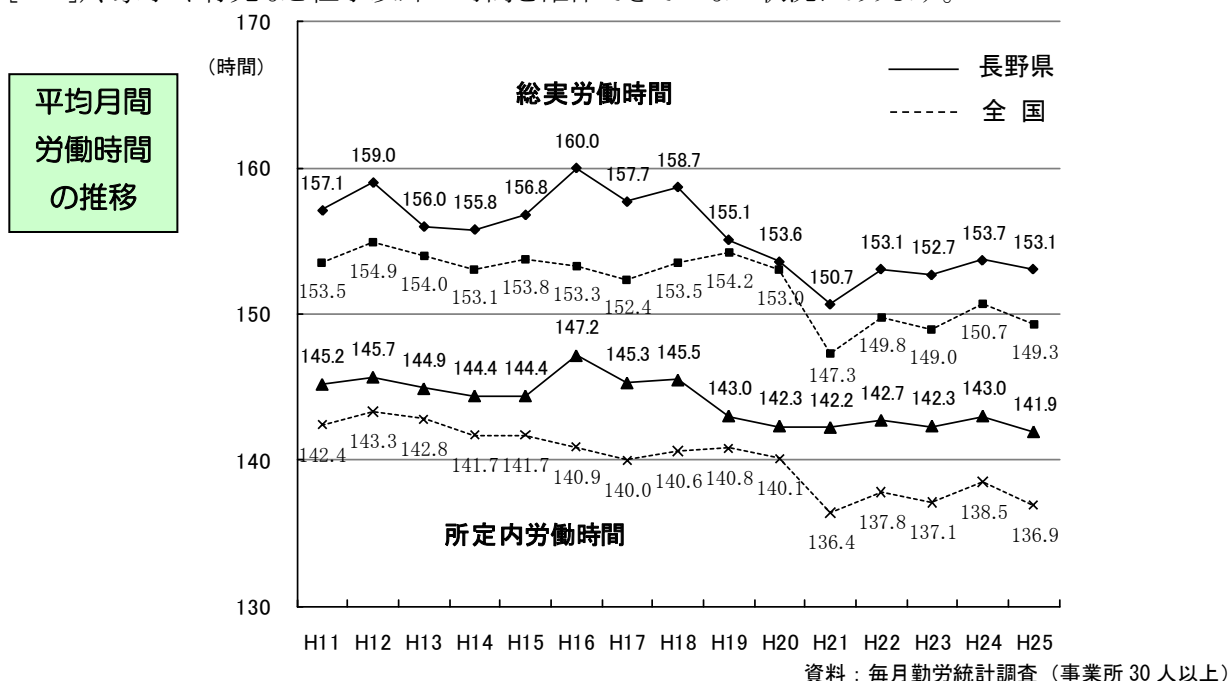
○ 平成 24 年(2012 年)の長野県における女性の年齢階層別労働力率(15 歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、「30 代前半」(30～34 歳)で 70.0%と、10 年と比べて上昇している一方で、「20 代前半」(20～24 歳)では 69.5%で 10 年前から減少していることから、いわゆるM字カーブは解消しています。



### <労働時間の状況>

○ 県内企業における平均月間総労働時間は、平成 25 年(2013 年)で 153.1 時間、うち所定内労働時間は 141.9 時間、所定外労働時間は 11.2 時間となっており、全国平均よりも長い傾向にあります。

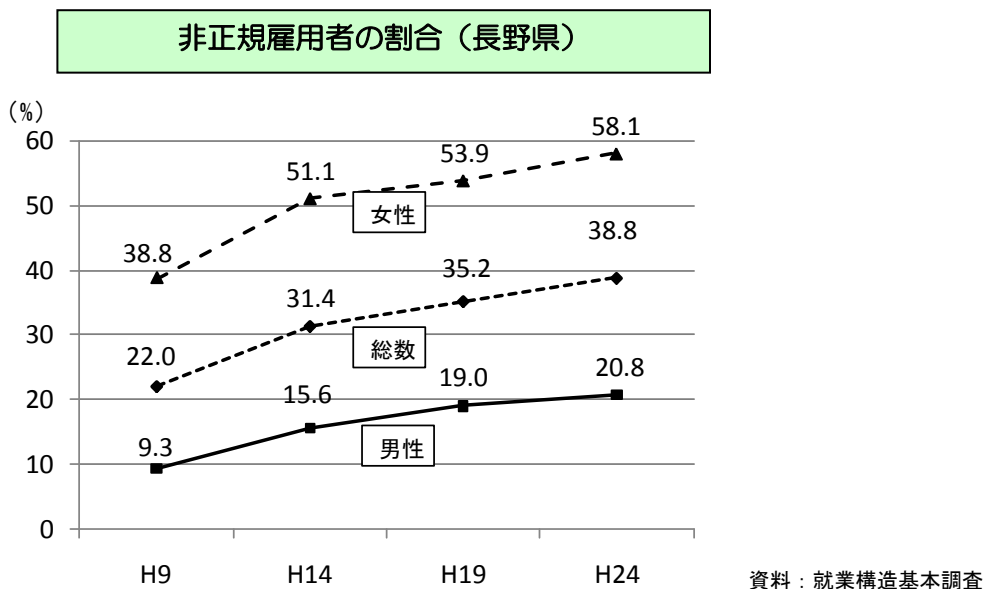
○ 子育て世代である 30 代の男性のうち、約5人に1人が週 60 時間以上働いており(全国 18.4% [H24])、家事や育児など仕事以外の時間を確保できていない状況にあります。





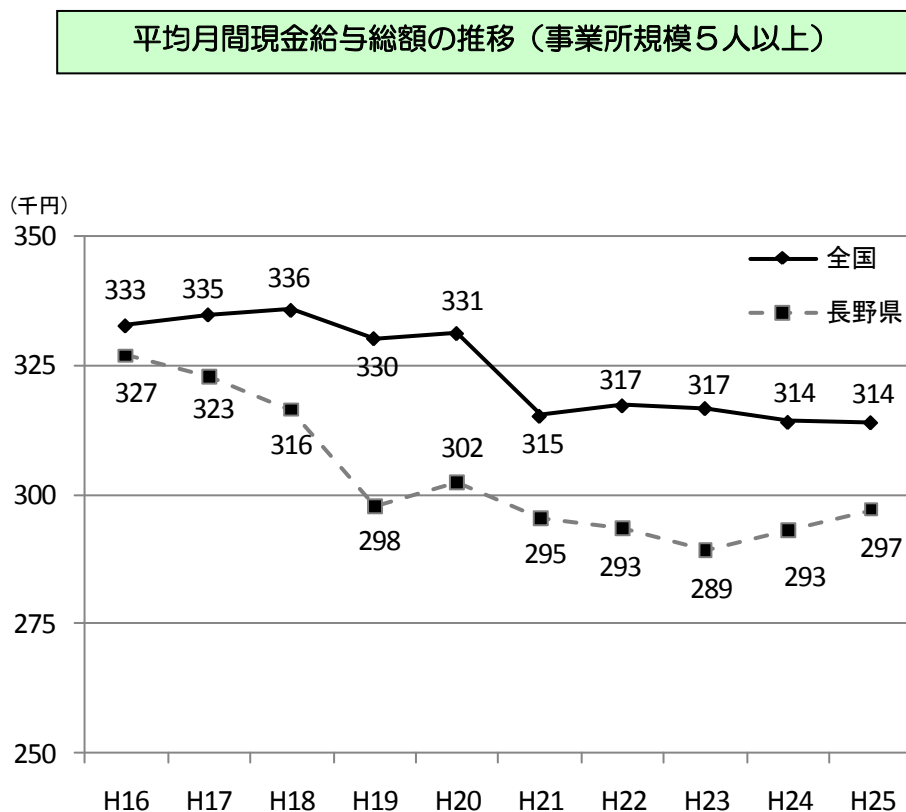
## <就業形態>

- 県内の就業形態をみると、男性女性ともに非正規雇用者の割合が上昇しています。うち男性は平成9年(9.3%)から平成24年(20.8%)の間に約2倍に増加し、5人に1人が非正規雇用の状況にあります。特にこれから結婚期を迎える15～24歳代の男性では、25.6と4人に1人が非正規雇用となっています。



## <給与実態>

- 県内の平均月額給与総額は、平成16年～23年まで減少傾向を続け、この間、全国との差も拡大してきました。平成24年からは増加傾向にあるものの、平成16年の9割程度の水準にとどまっています。

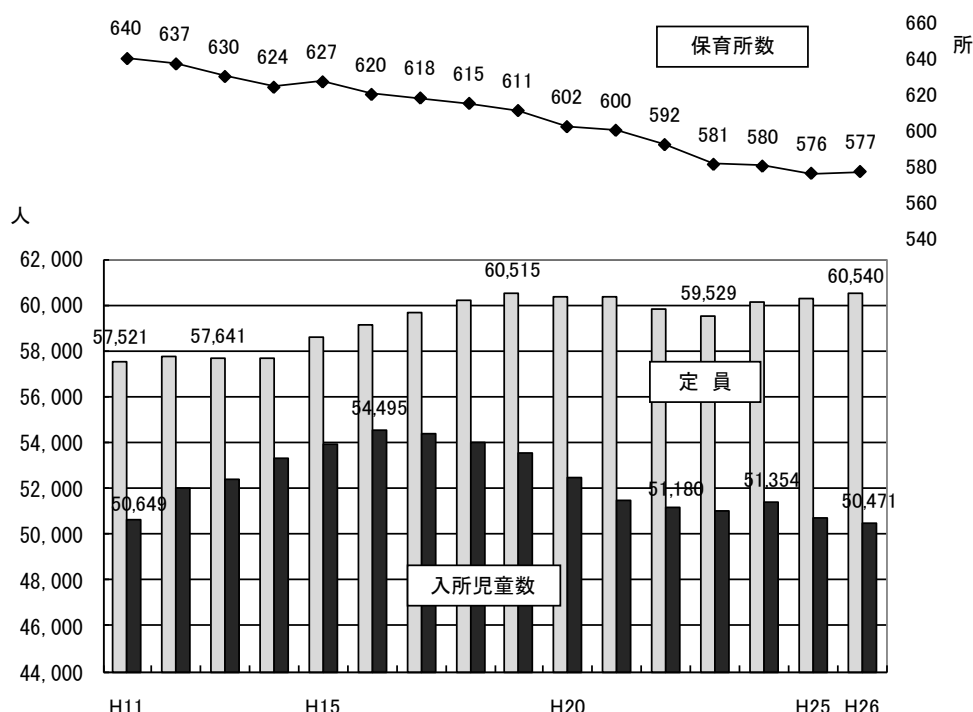


## 4 保育・子育て支援の状況

### (1) 保育所の入所状況

■ 長野県の平成26年(2014年)の保育所数は577か所、入所者数は50,471人で待機児童はゼロとなっています。また、公営保育所へ入所の割合が全国で最も大きくなっています。

- 平成26年度(2014年度)における全国の保育所数は24,425か所、定員は233万6千人であり、待機児童は2万1,371人と前年に比べ1,370人、4年連続の減少となっています。
- 長野県の保育所数(H26)は577か所、定員は60,540人で、前年と比較すると、1か所、261人増加しています。このうち、公立保育所は452か所と前年から5か所減少しましたが、私立保育所は6か所増加し、保育所の統廃合や民営化の流れが続いています。



### (2) 多様な保育サービスの状況

■ 核家族化や共働き家庭の増加等、社会状況の変化により、保育ニーズは多様化しており、市町村において、休日保育や一時預かり等、それぞれの地域のニーズに応じた保育や子育て支援が行われています。

- いざという時の子どもの預け場所としてニーズの高い、病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村は次第に増えてきましたが、平成25年度において事業を実施しているのは、それぞれ17市町村、36市町村で、事業を実施していない市町村も多い状況です。
- 放課後や休日等の子どもの安全・安心な居場所の確保を目的とする「放課後児童クラブ」は、平成25年度において65市町村370カ所に設置されており、登録児童は19,905人となっています。

## 第2章 これまでの取組

### 1 取組の経緯

#### 【長野県子育て応援プラン(H13～17)と信州“はぐくみ”プラン(H17～21)】

- 長野県では、平成13年(2001年)3月に県版「エンゼルプラン」である「長野県子育て応援プラン(計画期間:H13年度～17年度)」を策定し、その後平成15年(2003年)に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことに伴い、平成17年(2005年)3月に長野県次世代育成支援行動計画(前期計画)として「信州“はぐくみ”プラン(計画期間:H17年度～21年度)」を策定しました。
- この前期行動計画の中では、「こども、かてい、ちいきが育つ“次世代信州”へ」を基本理念に掲げ、「健やかでたくましい“こども”をはぐくみ」、「喜びをもって子育てをする“かてい”をはぐくみ」、「子どもと親を支える“ちいき”をはぐくみ」の3つの柱により総合的な施策を進めてきました。

#### 【長野県少子化を考える懇談会の設置、提言の取りまとめ】

- 少子化の要因が結婚、出産、育児、教育、就業環境まで多岐にわたり、行政だけでなく企業、NPO、地域など社会全体で取り組む必要があることから、平成19年(2007年)6月に長野県「少子化を考える懇談会」を設置し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、その課題や方策について議論・検討を行いました。
- 同年12月には、懇談会として「県民一人ひとりが少子化を考え行動するための提言」を取りまとめ、「地域の助け合いによる子育て支援」、「仕事と家庭の両立を支援する就業環境づくり」、「子どもや家族を大切に意識の醸成」、「安心な出産・育児を支える保健医療体制の充実」、「経済的負担の軽減」という5つの重点テーマと、出産、子育て、働き方、結婚などライフステージ別の取組の方向性、県民が一体となった推進体制の必要性などが示されました。

#### 【ながの子ども・子育て応援県民会議の設立】

- 平成20年(2008年)8月に、懇談会の「提言」を受けて、経済・労働・医療・福祉・教育などの幅広い分野の関係団体、NPO、国・県・市町村など行政機関(計25団体)、学識経験者(計4名)で構成する「ながの子ども・子育て応援県民会議」を設立しました。
- この県民会議では、懇談会の「提言」で示された5つの重点テーマを中心に、「第一部会」(地域子育て支援ほか)、「第二部会」(仕事と生活の調和ほか)の2つの部会を設立し、構成団体のネットワークを活かした地域や職場における子育て支援の取組を行っています。

#### 【ながの子ども・子育て応援計画(H22年度～26年度)】

- 長野県では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく長野県次世代育成支援行動計画(後期計画)として、「ながの子ども・子育て応援県民会議」等での議論・検討を踏まえ、平成22年(2010年)3月に「ながの子ども・子育て応援計画」(計画期間:H22年度～26年度)を策定しました。
- 「ながの子ども・子育て応援計画」では、「みんなで支える子育て安心県 ながの」を基本目標とし、結婚、妊娠・出産、育児などライフステージ全般にわたって「6つの安心」を提供する取組を進めてきました。

# 長野県における少子化対策の経緯

[ 国 ]

H13年(2001年) 3月  
**「長野県子育て応援プラン」**策定 [期間:H13~17年度]  
 ・働きながら子育てしやすい環境づくりのため、保育時間の延長、地域子育て支援センター・児童クラブの設置箇所拡大などを推進

H6年(1994年) 12月  
 「エンゼルプラン」策定 [H7~11]

H11年(1999年) 12月  
 「新エンゼルプラン」策定 [H12~16]

H15年(2003年) 7月  
 ○少子化社会対策基本法  
 ○次世代育成支援対策推進法

H16年(2004年) 6月  
 「少子化社会対策大綱」策定

H16年(2004年) 12月  
 「子ども・子育て応援プラン」策定 [H17~21]

H18年(2006年) 6月  
 「新しい少子化対策」策定

H19年(2007年) 12月  
 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 策定

H19年(2007年) 12月  
 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

H20年(2008年) 7月  
 社会保障の機能強化のための緊急対策 ~5つの安心プラン~

H20年(2008年) 11月  
 社会保障国民会議最終報告 (「未来への投資」としての少子化対策)

H17年(2005年) 3月  
 長野県次世代育成支援行動計画(前期計画)  
**「信州“はぐくみ”プラン」** 策定 [期間:H17~21年度]  
 <基本理念> こども、かてい、ちいきが育つ「次世代信州」へ  
 <施策の柱> 「健やかでたくましい“こども”をはぐくみ」  
 「喜びをもって子育てをする“かてい”をはぐくみ」  
 「子どもと親を支える“ちいき”をはぐくみ」

H19年(2007年) 6月  
 長野県「少子化を考える懇談会」設置  
 ・少子化の広範な課題に対して、学識者、関係団体、行政等により対策の方向性を検討  
**「県民一人ひとりが少子化を考え行動するための提言」**取りまとめ  
 <重点テーマ>  
 ①地域の助け合いによる子育て支援②仕事と家庭の両立を支援する就業環境づくり③子どもや家族を大切にする意識の醸成④安心な出産・育児を支える保健医療体制の充実⑤経済的負担の軽減  
 <推進体制> 幅広い分野の参画による県民会議の設置

H20年(2008年) 8月  
**「ながの子ども・子育て応援県民会議」** 設立  
 <構成> 経済・労働・医療・福祉・教育等の団体、NPO、国・県・市町村(計25団体)、学識経験者(計4名)  
 <活動> ・構成員のネットワークを活用し連携・協働の取組を推進  
 ・「第一部会」(地域子育て支援等)、「第二部会」(仕事と生活の調和等)を設置

H22年(2010年) 3月  
 長野県次世代育成支援行動計画(後期計画)  
**「ながの子ども・子育て応援計画」** 策定 [期間:H22~26年度]  
 <基本目標> 「みんなで支える子育て安心県 ながの」  
 <6つの安心>  
 ①「若者が結婚や家庭に希望が持てる「安心」②出産・育児を支える保健医療体制の「安心」③地域の助け合いにより子育てができる「安心」④特別な支援を必要とする子どもや家庭の「安心」⑤子育てしながら働くことができる「安心」⑥子どもがいきいきと健やかに育つ「安心」

H22年(2010年) 1月  
 新たな少子化社会対策大綱  
 「子ども・子育てビジョン」策定

H24年(2012年) 8月  
 ○子ども・子育て支援法

H25年(2013年)6月  
 少子化危機突破のための緊急対策

H26年(2014年)4月  
 ○次世代育成支援対策推進法の改正

長野県次世代育成支援行動計画  
**「ながの子ども・子育て応援総合計画」** 策定 [期間:H27~29年度]

## 2 ながの子ども・子育て応援計画(後期計画)の進捗状況

長野県次世代育成支援行動計画の後期計画である「ながの子ども・子育て応援計画(計画期間 H22～26年度)では、実現すべき目標を県民と共有するため、できるだけ具体的でわかりやすい達成目標を設定しました。

具体的な指標として、県だけでなく、県民をはじめとする多様な主体が目標を共有しつつ、それらの活動によって実現をめざす「県民指標」(県の行政活動だけでは達成困難なもの)と、主として県の施策・事業や県と国・市町村の協働による行政活動によって実現をめざす「県活動指標」に分類しました。

各指標の平成25年度までの達成状況は次のとおりです。30項目(31指標)のうち、11指標が最終年度(H26年度)を前に目標を達成するなど、概ね着実に推移していると考えられます。

《平成24年度に社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、一部の指標や目標値の見直しを行っています。》

### <県民指標>

県だけでなく、県民をはじめとする多様な主体の活動によって実現をめざすもの

指標名	基準値 (平成21年度)	現状 (H25年度)	目標 (H26年度)	備考
合計特殊出生率	1.45 (H20年)	1.54	1.50	15～49歳までの女性の年齢ごとの出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に生むであろう子どもの数
子育てに自信が持てない母親の割合	31.3% (H23年度)	35.5%	減少	3歳児健康診査保護者アンケートで子育てに自信が持てないと答えた母親の割合
子育てについて相談相手のいる保護者の割合	99.3% (H23年度)	94.9%	増加	3歳児健康診査保護者アンケートで子育てについて相談相手がいないと答えた保護者を除いた割合
妊産婦死亡率(数)(出生10万対)	5.3(1人) (H19年)	0(0人)	0(0人)	出生10万件あたりの、妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡の割合(人口動態統計)
周産期死亡率(出産千対)	4.1 (H20年)	3.6	3.6	出産千件あたりの、妊娠22週以降の胎児の死産と出産から7日未満の新生児死亡を合わせた割合(人口動態統計)
乳児死亡率(出生千対)	1.9 (H20年)	2.2	1.5	出生千件あたりの、生後1年未満の死亡割合(人口動態統計)
食育ボランティア数	7,225人 (H20年度)	17,944人	18,500人	県及び市町村が把握しているボランティア団体において、食育推進活動を行っているボランティアの人数
育児休業取得率	男性 0.7% (H19年度)	1.8%	男性 5%以上	調査対象事業所(常用労働者10人以上)において育児休業を取得している労働者(男女別)の割合(賃金実態調査の付帯調査)
	女性 92.6% (H19年度)	93.5%	女性 現在の水準を維持	
年間総実労働時間数	1,843時間 (H20年)	1,838時間	1,824時間	調査対象事業所(常用労働者30人以上)における労働者1人当たりの年間総労働時間(毎月勤労統計調査)
放課後子どもプラン(放課後児童クラブ・子ども教室)登録児童数	27,307人 (H23年度)	28,979人	29,025人	放課後児童クラブ・子ども教室に登録されている児童数
学校支援ボランティア登録数	15,472人 (H24年度)	17,040人	16,483人	学校支援ボランティアに登録している人数
子育て世帯における誘導居住面積水準が確保された住宅の割合	54.9% (H20年度)	—	70.0% (H27年度)	子育て世帯(18歳未満の者がいる世帯)が生活する住宅のうち、誘導居住面積水準(世帯人数に応じた多様なライフスタイルに対応するために必要な住宅の面積に関する水準)が確保された住宅の割合

## <県活動指標>

主として県の施策・事業の実施や、県と国・市町村が協働して行う行政活動によって実現をめざすもの

指標名	基準値 (平成21年度)	現状 (H25年度)	目標 (H26年度)	備考
「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合	80.2% (H24年度)	81.2%	81.3%	「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))
Iターン事業による就職確認数(累計)	78人 (H20年度)	179人	480人	県出身者に限らず県外在住者に長野県への就職・定住を促進する「Iターン事業」により、就職が確認できた人数(計画期間中の累計)
小児初期救急医療体制として休日夜間救急センター等が整備された医療圏数	9医療圏 (H24年度)	9医療圏	10医療圏 (H29年度)	地域の開業医や勤務医が協力して運営する準夜間(18時から22時頃)に対応する小児初期緊急医療施設が確保されている圏域
妊婦健診の受診勧奨実施市町村の割合	93.8% (H20年)	100%	100%	妊婦に対して健診を受診するよう勧めている市町村の割合
ながの子育て家庭優待パスポート事業実施市町村数	15市町村	75市町村	全市町村	協賛店舗において子育て家庭が買物時の割引など各種サービスを受けることができる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施している市町村数
里親等委託率	6.0%	10.7%	10.3%	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
小規模グループケアの実施数	17か所	25か所	27か所	要保護児童に対して、家庭的な環境の中でよりきめ細やかなケアを実施する児童福祉施設等の箇所数
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	59.0% (H20年度)	80.2%	80%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合
子育て応援宣言の登録企業数	22社 (H20年度)	347社	350社	従業員が仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりに取り組むため、「社員の子育て応援宣言」を登録した企業の数
病児病後児保育事業実施市町村数	15市町村 (H23年度)	17市町村	18市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
延長保育事業実施箇所数	291か所 (H20年度)	294か所	338か所	保育所の開所時間(11時間)を超えて延長保育を実施している箇所数
低年齢児(3歳未満児)保育園児数	9,624人	11,335人	10,600人	保育所に入所している満3歳未満の子どもの数
ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	21か所	36か所	38か所	地域において、育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員の自宅等で子どもの一時預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している箇所数
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)実施箇所数	18か所	24か所	23か所	保護者の病気、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどの際に、児童養護施設等において短期的預かり(7日以内)を行う「ショートステイ事業」(国庫補助事業)を実施している箇所数
不登校児童生徒数(小・中)	2,723人 (H20年度)	2,130人	減少	県内の全小・中学校において、年間30日以上欠席した児童生徒の数(病気や経済的理由、その他による者を除く)
いじめ認知件数(小・中・高・特)	1,256件 (H20年度)	1,455件	減少	県内の全小・中・高等学校・特別支援学校において、認知したいじめの件数(場所は学校の内外を問わない)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小6 91.2% 中3 85.1% (H24年度)	小6 91.1% 中3 86.4%	増加	「毎日朝食を食べる」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))
県営住宅の建替着工戸数	248戸 (H17~21年度)	—	500戸 (H23~27年度)	県営住宅の老朽化に伴う建替戸数(計画期間における累計)

## 第3章 基本目標

### みんなで支える“子育て安心県 ながの”

子どもは未来を担う社会の宝です。しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育てが家族だけの問題となりがちな中で、子どもを産み育てることの負担や子どもが健やかに育つことへの不安が増大し、生まれてくる子どもの数は減り続けています。

子どもを生み育てたいと願う若い世代が、子育てに喜びや希望を抱き、生まれてきた子どもたちが伸び伸びと健やかに育つことができる社会を、私たちは築いていく必要があります。

そのためには、子育てや子どもの育ちを家庭の中にとどめることなく、地域、学校、職場など社会全体で支えていくこと、そして、県民一人ひとりが自分自身のこととして考え、たとえ小さなことでもできることから行動に移していくことが大切です。

行政はもとより、企業、NPO、各分野の団体、地域の様々な担い手が連携し、すべての子どもと子育て家庭を“みんなの力”で応援することによって、誰もが安心して子どもを生み育て、子育ての楽しさを実感し、その喜びを皆で分かち合えるような、「子育て安心県 ながの」を創っていきましょう。

## ～「子育て安心県」の実現に向けた“7つの安心”～

基本目標「みんなで支える“子育て安心県 ながの”」の実現に向けて、結婚、出産、育児、就業、教育などライフステージ全般にわたる切れ目ない支援により、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、「7つの安心」を掲げ、県民が一体となって取組を進めていきます。

### 1 若者が結婚や家庭に希望が持てる「安心」

**若い世代が結婚し、家庭を持つことに夢が持てる  
長野県をめざします！**

結婚・出産に対する価値観やライフスタイルの多様化に伴い、少子化の直接的要因である未婚化・晩婚化が進んでいますが、未婚者の9割以上が結婚の希望を持っているものの、生涯のパートナーにめぐり会えない人が多い状況にあります。

また、厳しい経済・雇用情勢により失業率の上昇や非正規労働者の増加が見られる中で、経済的自立が困難で家庭を築くことに不安を抱く若者が増加しています。

このため、結婚の希望をかなえることができるよう、市町村や各団体と連携し出会いの機会づくりなどの支援を行うほか、若い世代に対して子育ての楽しさ、家族の大切さの理解を促進するとともに、就業支援や職業意識の醸成、若者の自立に向けた支援を行います。

### 2 出産・育児を支える保健医療体制の「安心」

**安心して出産し、子どもを健やかに育てられる  
長野県をめざします！**

全国的に医師不足が深刻化する中で、県内においても分娩取扱施設の減少や、産科医の不足等により、周産期医療を担う医療機関の負担が増加しています。また、子育てに不安や悩みを持つ母親が増加しており、母子の心身の健康が確保されるよう、妊娠から子育てまで切れ目ない相談や支援が求められています。

このため、産科・小児科医の確保対策の推進、助産師の活用等により、小児・周産期医療を適切に提供できる体制づくりを進めます。

また、「信州母子保健推進センター」を設置し、市町村が実施する育児不安を抱える家庭への支援に対して技術的な支援を行います。



### 3 地域の助け合いにより子育てができる「安心」

**子育て家庭の不安や負担を解消するため、地域みんなで支え合う  
長野県をめざします！**

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対して負担や不安、孤立感を感じている人が多くなっています。また、子育てを負担に思うこととして、経済的負担を要因に挙げる人が多くなっています。

子育てや子どもの育ちに対しては、地域の多様な主体が担い手となって、地域全体で関わり支援していく必要があります。更には、子育て支援を受けた人が次には支援に回るといった循環をつくり、地域みんなの支え合いを持続的に発展させる視点も大切です。

このため、地域におけるNPO、子育てサークルなど様々な子育て支援の取組をされている団体のネットワーク化などにより活動を促進し、子どもと子育て家庭を支援する取組を進めます。

### 4 子育てしながら働くことができる「安心」

**今こそ働き方を見直し、男性も女性も子育てしながら働くことができる  
長野県をめざします！**

長野県は全国と比較して男女共に有業率が高く、また出産・子育て期の30代前半からの女性の有業率が上昇しているなど、働く女性が多いという特徴が見られます。また、非正規雇用者割合の増加や平均給与の減少などにより、共働き世帯が増加し、子育てしながら働ける環境の整備が重要です。

このため、育児休業や短時間勤務など両立支援制度の積極的活用が進む職場環境づくりや、長時間労働の改善、有給休暇の取得促進など働き方に対する社会全体の意識改革を進めるとともに、結婚・出産を機に離職せず働き続けられる職場環境づくりと、女性の再就職に向けたきめ細かな支援を行ないます。

また、多様化する保育サービスに対するニーズに応えるため、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等の活動を支援するとともに、保育人材を確保するための取組や、地域住民やNPOとの協働による地域で子育てを支援する体制づくりを進めます。

## 5 子どもがいきいきと健やかに育つ「安心」

子どもたちが遊びや学びを通じて、心身ともにたくましく成長できる  
長野県をめざします！

グローバル化の進行など変化の激しい時代を迎える中で、基礎的・基本的な知識・技能に加え、21世紀にふさわしい学力・能力が求められています。

また、地域における人間関係の希薄化や、インターネットの急速な普及など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していることから、安全・安心な暮らしをしっかりと守っていくとともに、子どもたちの社会性やコミュニケーション力を育んでいく必要があります。

このため、学校・家庭・地域が連携する中で、安全・安心な生活環境を確保し、確かな学力や、運動・食事などの正しい生活習慣を身につける教育を推進するとともに、信州型自然保育など長野県の豊かな自然を活かした体験活動の普及などを通じて、子どもたちが豊かな心と健やかな体を育み、自ら未来を切り拓く力を培っていく取組を進めます。

## 6 特別な支援を必要とする子どもや家庭の「安心」

様々な困難を抱える子どもや家族が安心して暮らせる  
長野県をめざします！

低所得世帯においては生活経験が少なかったり、家庭学習の習慣をもたない子どもが多く、世帯の経済力によって学力格差が存在することが指摘されています。貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るための取組を強化します。

また、近年、児童相談所等への児童虐待の相談件数が急速に増加しており、地域や家庭の養育力の向上、また発生予防から早期発見・対応、自立支援に至る切れ目ない総合的な支援体制が必要です。

このため、保護の必要な子どもに対する社会的養護の充実とともに、家庭的養護の推進のため里親制度の普及を図ります。また、「長野県の未来を担うこどもの支援に関する条例」に基づき、こども支援センターを設置し、子ども自身や子どもに関する様々な相談に対応するとともに、重層的に子どもや子どもの育ちを支える者への支援を図る体制を構築します。

## 7 ライフステージを通じた支えのある「安心」

**結婚・妊娠・出産・育児全般にわたる切れ目ない支えあいがある  
長野県をめざします！**

未婚化や晩婚化等に伴う晩産化の進展、出産や子育てに対する不安や負担感の増大などから、子どもの数は減少しています。一方で、未婚者の9割近くが結婚の希望を持ち、また子育て中の世帯の4割近くが、今よりも多くの子どもを持ちたいと願っています。

結婚を希望する多くの方が結婚し、理想とする数の子どもを産み育てる希望を叶えられるため、結婚から妊娠・出産、育児まで、ライフステージに応じた、切れ目ない支援が求められています。

このため、結婚し、家族を持つことの素晴らしさ、子育てをする喜びを若い世代が考えられるよう、地域や職場、社会全体で意識を醸成するための取組を進めます。あわせて、少子化対策、次世代を担う子ども・若者に対する支援等について、部局を横断し総合的に検討し、具体的な施策につなげてまいります。

また、出産、子育て、教育等、各段階における支援を拡充し、経済的な要因で出産や子育て、教育の機会が失われることのないよう、子育ての様々な場面における経済的な負担の軽減に努めます。

# 第4章 施策の展開

## ながの子ども・子育て応援総合計画 施策体系

ー 長野県次世代育成支援行動計画(平成27~29年度)ー

基本目標

みんなで支える「子育て安心県ながの」

「子育て安心県」  
の実現に向けた  
“7つの安心”

1

若者が結婚や  
家庭に希望が  
持てる「安心」

2

出産・育児を  
支える保健医療  
体制の「安心」

3

地域の助け合い  
により子育てが  
できる「安心」

4

子育てしながら  
働くことが  
できる「安心」

5

子どもがいいき  
と健やかに育つ  
「安心」

6

特別な支援を  
必要とする子ども  
や家庭の「安心」

7

ライフステージを  
通じた支えのある  
「安心」

### 施策展開

<ライフステージ>

#### 結婚支援

1. 結婚を希望する方への支援
2. 若者が安心して家庭を持てるための支援

#### 妊娠・出産支援

3. 安心して子どもを生むことができる環境づくり
4. 母と子の健康づくりへの支援

#### 育児支援

5. 子育て家庭に対する相談体制の充実と経済的支援
6. 多様なニーズに応じた保育サービス等の提供

#### 子育てと仕事の両立支援

7. 子育てしやすい職場環境への取組支援

#### 子育て・子育て支援

8. 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実
9. 学校・家庭・地域の連携による教育環境の充実
10. 子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備

#### 困難を抱える子どもの支援

11. 子どもの貧困対策の推進
12. 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

#### みんなで取り組む支援

13. 結婚・妊娠・出産・育児を社会全体で支援する環境づくり



< 施策項目 >

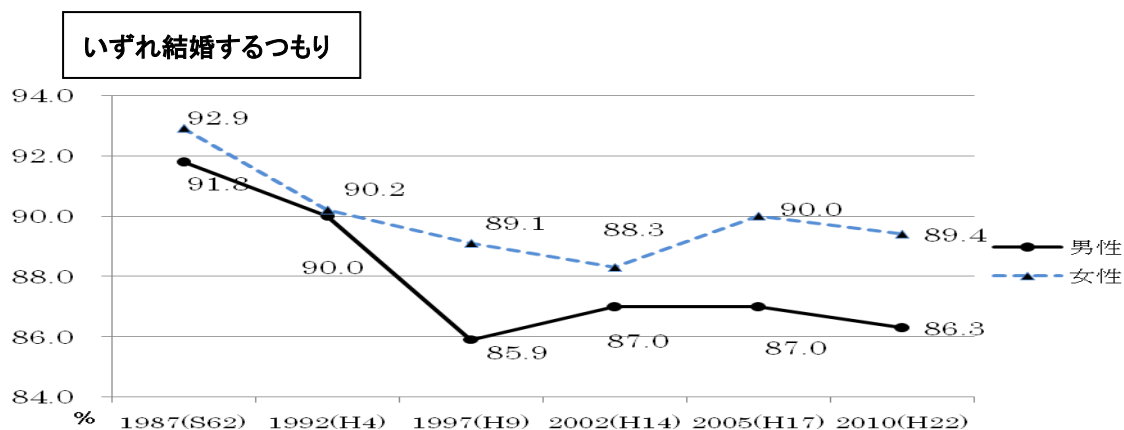
1 結婚を希望する方への支援	1-1 結婚に対する支援体制づくり 1-2 子どもや家族を大切にする意識の醸成
2 若者が安心して家庭を持てるための支援	2-1 若年者に対する就業支援 2-2 若年世代の県内定住促進
3 安心して子どもを生むことができる環境づくり	3-1 医療従事者の養成・確保 3-2 小児・周産期医療提供体制の充実 3-3 妊娠・不妊に対する支援
4 母と子の健康づくりへの支援	4-1 母子の健康の確保・増進 4-2 思春期保健対策の充実
5 子育て家庭に対する相談体制の充実と経済的支援	5-1 子育ての相談・交流体制の充実 5-2 子育て家庭への経済的支援
6 多様なニーズに応じた保育サービス等の提供	6-1 幼児期の教育・保育の提供体制の確保 6-2 保育サービス等の充実 6-3 多様な主体による子どもの預かり支援
7 子育てしやすい職場環境への取組支援	7-1 ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくり 7-2 女性の再就職支援
8 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実	8-1 未来を拓く学力の育成 8-2 豊かな心と健やかな身体の育成 8-3 すべての子どもの学びの保障
9 学校・家庭・地域の連携による教育環境の充実	9-1 家庭・地域の教育力の向上 9-2 多様な体験活動・学習機会の充実 9-3 青少年の健全育成
10 子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備	10-1 子どもの安全の確保 10-2 子育てに配慮した住環境の確保 10-3 安全・安心な道路交通環境等の整備
11 子どもの貧困対策の推進 ※	11-1 子育て・教育に伴う経済的負担の軽減 11-2 貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり 11-3 貧困による困難を抱える子どもたちの支援 11-4 保護者の自立・就労の支援と養育環境の整備
※ 詳細な実態を把握し、平成27年度、貧困対策についての個別計画を策定予定	
12 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援	12-1 家庭的養護と児童虐待防止対策の推進 12-2 子どもと子どもの育ちを支える者への支援 12-3 障がい児の療育体制の充実 12-4 困難を有する子ども・若者の自立支援
13 結婚・妊娠・出産・育児を社会全体で支援する環境づくり	13-1 県民が一体となった少子化対策の推進 13-2 結婚・妊娠・出産・育児を支援する気運の醸成

# 1 結婚を希望する方への支援

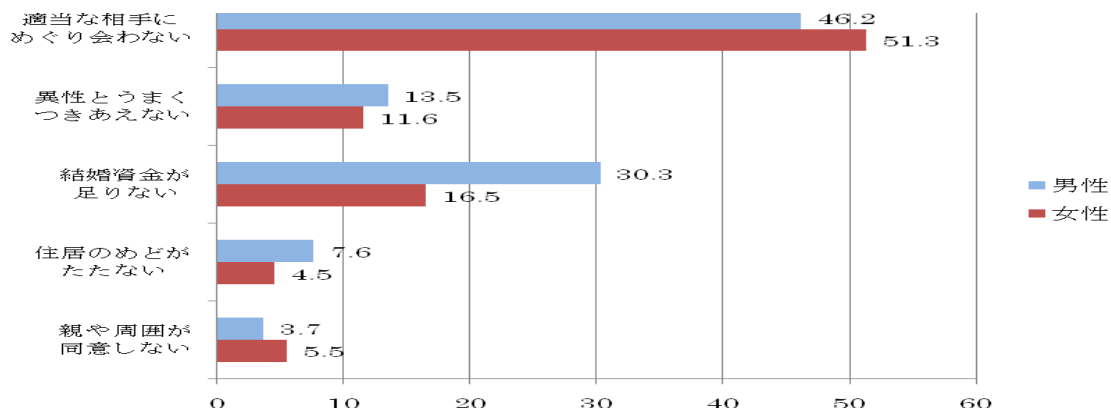
## <現状と課題>

- 結婚・出産や家庭を持つことに対する価値観、個人のライフスタイルが多様化の中で、未婚化、晩婚化が急速に進行しています。
- 未婚者の9割近くが結婚の希望を持っている一方で、男女ともに「適切な相手にめぐり合わない」人が多い状況にあります。
- 現在、市町村をはじめ社会福祉協議会、農業団体、経済団体等で、若者の定住促進や後継者確保などの目的で結婚支援が実施されていますが、特定の地域や職域に限られない、広域的な出会いの機会の提供が必要です。
- 核家族化や都市化の進行により、地域の絆が薄くなる中、若い世代が結婚、家庭を持つことの意義や子どもを持つことの喜びなどに触れ、考える機会が少なくなっています。

結婚に対する意思(全国)<18~34歳>



独身にとどまっている理由(全国)<25~34歳>



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「2010年出生動向基本調査」

## <施策の展開>

### (1) 結婚に対する支援体制づくり

- 未婚化や晩婚化の進展が少子化の主な要因であるとの認識のもと、市町村や社会福祉協議会等が運営する結婚相談所間のネットワークを強化し、広域的な出会いの機会を拡大します。  
[次世代サポート課]
- 若者の婚活を支援するため、「婚活サポーター」活動を活性化させるとともに、異性とのコミュニケーション能力の向上等をテーマとするセミナー等を開催します。 [次世代サポート課]

### (2) 子どもや家族を大切にす意識の醸成

- 小・中学校において、自己肯定感を高め、生命の大切さ等が実感できる授業が実践されるよう支援を行います。 [教学指導課]
- 子どもや子育てに関する理解を促進するため、高校生が乳幼児と直接ふれあう体験活動を推進します。 [教学指導課]
- 結婚と子育てを社会全体の問題として捉え、県をあげて結婚・子育ての応援を宣言し、機運の醸成を図ります。 [次世代サポート課]
- 「家族の日」、「家族の週間」等において、生命を次代に伝え育むことや家族の大切さなどについて、県民の意識醸成を進めます。 [次世代サポート課]
- 青少年が伸び伸びと成長できる家庭づくりのために、「家庭の日」における活動など、「明るい家庭づくり普及実践運動」などを通じて、家庭の意義や役割に関する意識啓発を行います。

[次世代サポート課]

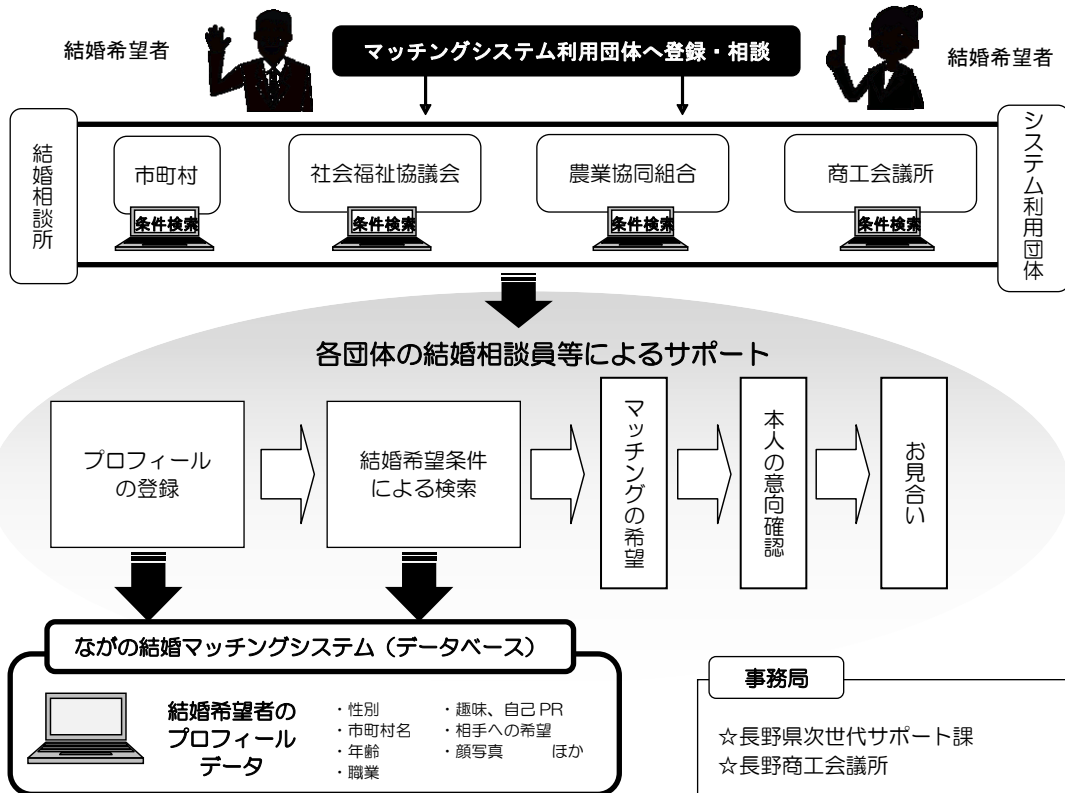
団体間のネットワーク化により、広域的な出会いの機会をつくります。  
 — ながの結婚マッチングシステム —

「ながの子ども・子育て応援県民会議」の議論を受けて、地域や職域の枠を越えた広域的な結婚支援を行うため、平成 22 年度に「ながの結婚マッチングシステム」を構築し、試験稼働を経て、平成 23 年 7 月にシステムの運用を開始しました。

「ながの結婚マッチングシステム」を利用する団体(市町村や社会福祉協議会等が運営する結婚相談所)では、希望条件(学歴、年収、居住地域等)に応じて、登録された結婚希望者のデータを広域的に検索し、お見合いのセッティングなどのサポートを行っています。

平成 26 年には、利便性の向上と登録者の拡大を図るため、タブレット型端末への対応や体験版サイトを構築するなどシステム機能の改善を行い、平成 27 年 3 月時点で県内 26 箇所の結婚相談所がネットワークで結ばれ、広域的な出会いの提供に努めています。

『ながの結婚マッチングシステム』の概要



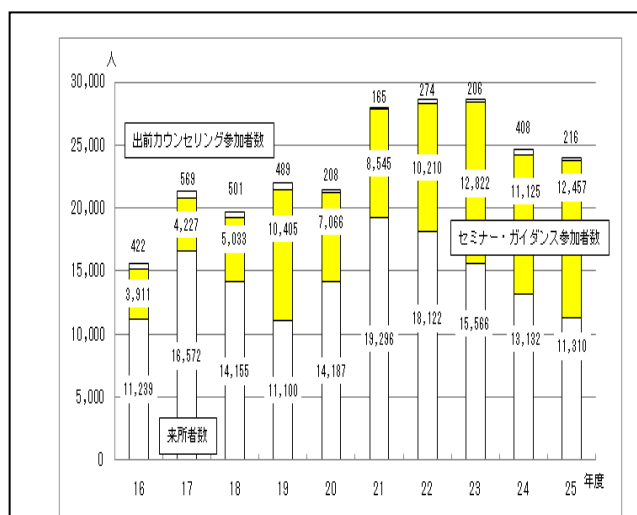


## 2 若者が安心して家庭を持てるための支援

### <現状と課題>

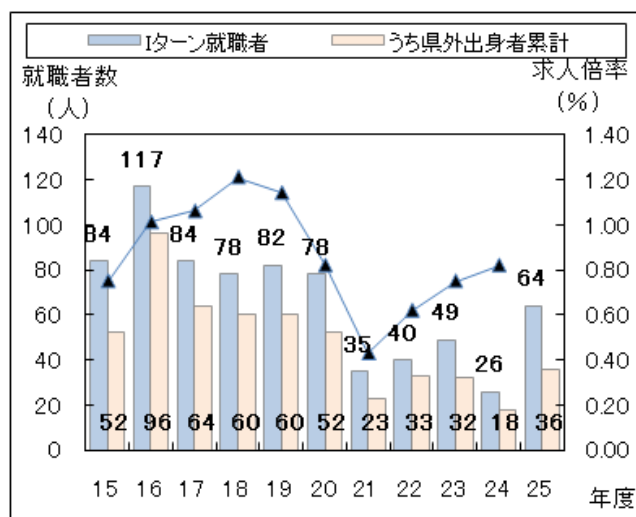
- 県内の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、着実に改善が進んでいますが、非正規雇用労働者の割合は緩やかながら増加傾向にあります。
- 就労が不安定な若者等に対して職業意識や就業意欲の醸成を図るとともに、雇用の確保と安心して働くことのできる職場環境づくりが必要です。
- 本県では、県外の大学等へ進学する高校卒業者が多いため、それらの者が県内企業等へUターン就職できるよう支援を行う必要があります。
- 農業従事者の高齢化が進行している中で、意欲ある新規就農者の確保・育成が必要となっています。
- 林業への就業には、高度な知識や技能が求められており、若者が必要な知識・技能の取得を図れるよう支援する必要があります。

「ジョブカフェ信州」の利用者数の推移



資料：労働雇用課

I ターン相談室の利用状況の推移



資料：地域振興課

### <施策の展開>

#### (1) 若年者に対する就業支援

- 学卒後の就労が不安定な若者に対して、キャリア・コンサルティング、セミナー、就労体験、ハローワークと連携した職業相談・職業紹介などにより、正規雇用に向けた就業支援を行います。

[労働雇用課]

- 未就職又は非正規雇用の若者に対して、座学と職場実習を組み合わせ、直接、正規雇用につながる実践的な研修を実施します。

- 民間教育訓練機関等と協力し、離転職者等に対して職業訓練を行います。

[人材育成課]

- 職場体験学習などの体験的な学習を通じて、子どもたちが学ぶ目的や働く意義を考えるキャリア教育を推進します。 [教学指導課]
- 若年者の就農を支援するため、就農支援情報の発信や相談、農業大学校や里親農家の下での研修、就農後の経営発展に向けた支援などを体系的に実施します。 [農村振興課]
- 林業への就業に向け、必要な知識・技能の習得を行う林業大学校生に対して、必要な資金の給付などの支援を行います。 [信州の木活用課]
- 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者等であって、社会生活を営む上での困難を有する者に、関係機関が連携して支援を行います。 [次世代サポート課]

## (2) 若年世代の県内定住促進

- 県内への就職を希望する新規学卒者に対して、県内企業に関する情報提供や合同企業説明会等を開催することにより、県内企業への就職促進を図ります。 [労働雇用課]
- Iターン就職を希望する技術者等に対して、求人情報の提供や就業相談の実施により、県内企業への就職促進を図ります。 [地域振興課]
- 県内経済の活性化と雇用創出により若年世代の定住を促進するため、県外企業の誘致や県内企業のサポート体制、創業支援の充実を図ります。 [産業立地・経営支援課]

### <主な達成目標>

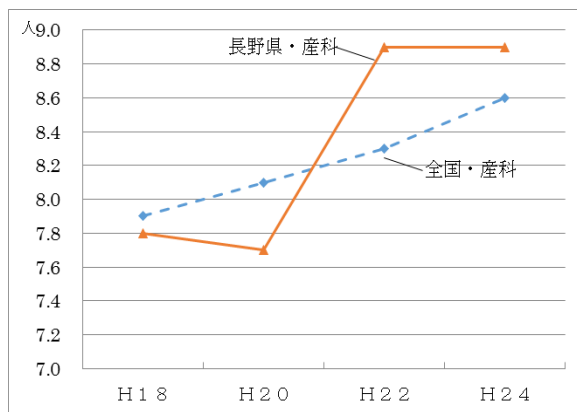
指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合	80.0% (H26年度)	83.0%	「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))
Iターン事業による就職確認数(累計)	179人 (H25年度)	225人	県出身者に限らず県外在住者に長野県への就職・定住を促進する「Iターン事業」により、就職が確認できた人数(計画期間中の累計)

### 3 安心して子どもを生むことができる環境づくり

#### <現状と課題>

- 分娩取扱施設の減少やその地域偏在に加え、産科医の絶対数の不足等により、周産期医療を担う医療機関の負担が増加しています。
- 子どもがいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、特に休日・夜間における小児救急患者の受入れ体制を整備する必要があります。
- リスクが高く救急医療を必要とする妊産婦や新生児などに適切に対応するため、周産期医療システムの充実を図る必要があります。
- 新生児集中治療室(NICU)等へ長期に入院している子どもが増加しており、新生児の救急搬送の受入れに支障をきたすことが危惧されています。
- 母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっていますが、経済的な理由等により受診しない妊婦が見られます。
- 不妊や不育症に関する悩みを抱えている夫婦が増えています。不妊、不育症治療に係る医療費は高額であり、経済的な負担も課題となっています。

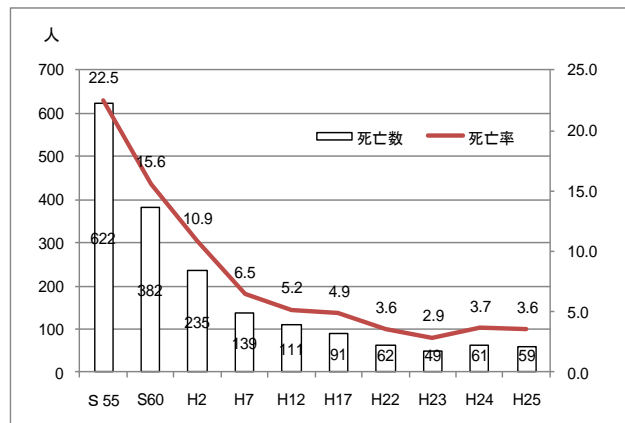
産科医師数の推移(人口10万対)



注:産科には産婦人科を含む

資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

長野県の周産期死亡数と周産期死亡率の推移(出産千対)



資料:厚生労働省「人口動態統計」

#### <施策の展開>

##### (1) 医療従事者の養成・確保

- 「長野県ドクターバンク」により県外勤務医師への働きかけや無料職業紹介を行い、一人でも多くの医師を確保します。 [医療推進課医師確保対策室]
- 医師不足が顕著な産科・小児科医の確保・定着を図るため、医師研究資金や臨床研修医研修資金の貸与などの支援を行います。 [医療推進課医師確保対策室]
- 院内助産所や助産師外来の開設を促進するとともに、助産師に対する研修や再就職支援などにより、安全・安心な出産ができる体制づくりを進めます。 [医療推進課]

## (2) 小児・周産期医療提供体制の充実

- 夜間や休日等の子どもの急病等の際に家族からの相談を受け支援を行うため、小児救急電話相談を充実し実施するとともに、助産師会等身近な相談先の周知を図ります。〔医療推進課〕
- 長野県周産期医療システムについて、より効果的・効率的な運用を行い、県全域でハイリスク分娩や救急搬送等に対応できる安定した周産期医療の提供体制を確保します。〔医療推進課〕

## (3) 妊娠・不妊に対する支援

- 妊婦の健康管理の充実を図るため、妊娠届出時の面接やアンケート等により、妊婦の状況を把握し、子育てまで切れ目のない支援ができるよう、市町村への技術支援を行います。〔保健・疾病対策課〕
- 予期せぬ妊娠や不妊等に関して悩みを抱えている人の不安の軽減と治療に関する正しい知識の普及のため、相談支援や情報提供を行います。〔保健・疾病対策課〕
- 不妊、不育症治療費に対して助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。〔保健・疾病対策課〕

### <主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
小児初期救急医療体制として休日夜間急患センター等が整備された二次医療圏数	9医療圏 (H25年度)	10医療圏	地域の開業医や勤務医が協力して運営する準夜間(18時から22時頃)に対応する小児初期緊急医療施設等が確保されている圏域
周産期死亡率 (出産千対)	3.6 (H25年)	3.6	出産千件あたりの、妊娠22週以降の胎児の死産と出産から7日未満の新生児死亡を合わせた割合(人口動態統計)

### 小児救急電話相談（#8000）

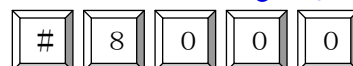
長野県では、小児救急患者の保護者向けの電話相談事業を「NPO法人 e-MADO」に委託して実施しています。

子どもの夜間のケガや急病等の際、保護者の方々が対処に戸惑うときや、医療機関を受診すべきかどうか判断が難しいときに、応急対処の方法や受診の要否等について医療スタッフが助言を行います。

相談日時： 毎日、午後7時から午後11時まで

利用方法： 局番なしの「#8000」まで、お電話ください。(アナログ回線・IP電話の場合は「0263-72-2000」へおかけください。)

ダイヤルボタンの# 8 0 0 0をそのまま押してください。(携帯電話からも同じです。)



## 小児初期救急医療体制の整備

小児救急患者の多くが軽症患者であり、病院以外での小児初期救急医療体制の充実が病院勤務の小児科医の負担軽減につながります。

このため、本県では小児初期救急医療体制の確保に重点を置き、小児患者の受診が集中する準夜帯(18時から22時ころ)に対応する夜間の小児初期救急医療施設として、地域の開業医や勤務医が協力して運営(センター方式)する施設を支援しています。

なお、緊急時に入院を必要とする救急受入体制を確保するためには、初期救急医療と第二次救急医療を担う病院との連携が大切です。

医療圏	夜間の小児初期救急医療施設(センター方式)
佐久	佐久地域平日夜間急病診療センター
上小	上田市内科・小児科初期救急センター
諏訪	諏訪地区小児夜間急病センター
上伊那	伊那中央病院(地域救急医療センター)
飯伊	飯田市休日夜間急患診療所
松本	松本市小児科・内科夜間急病センター
	安曇野市夜間急病センター
大北	北アルプス平日夜間小児科・内科急病センター
長野	長野市民病院・医師会急病センター
	厚生連篠ノ井総合病院・医師会急病センター
	厚生連松代総合病院急病センター



諏訪地区小児夜間急病センター

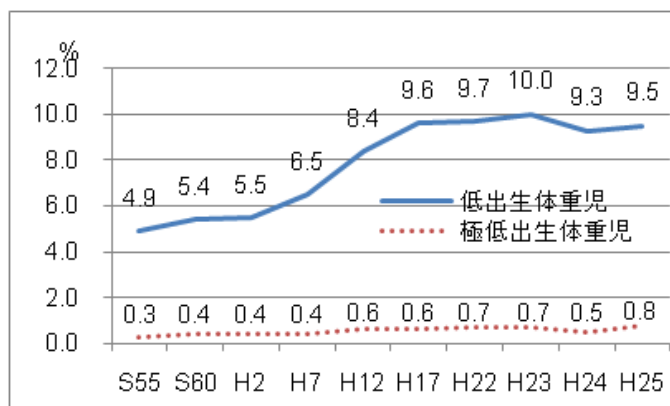
木曽医療圏は、センター方式による体制整備が難しいことから、県立木曽病院による夜間の小児初期救急医療体制が確保されています。

## 4 母と子の健康づくりへの支援

### <現状と課題>

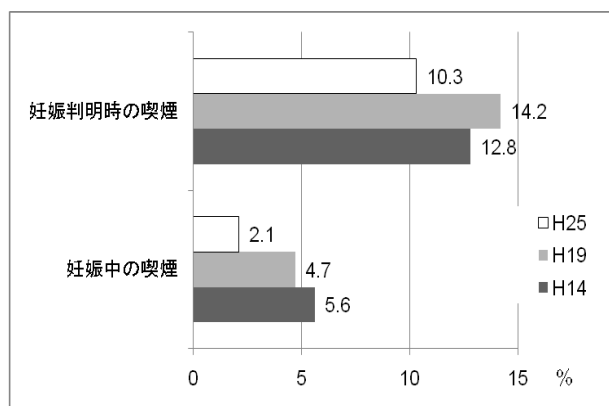
- 先天性の疾患を早期に発見し、乳幼児の心身障がい・死亡を防ぐとともに、治療が長期にわたる小児慢性特定疾病について医療費の負担軽減を図る必要があります。
- 子どもの病気や健康面で不安を抱えたり、子育ての悩みをもつ親が増えている中で、母子の心身の健康が確保されるよう、妊娠から子育てまで切れ目ない相談や支援を行うことが必要です。
- 若い世代の女性では「やせ」が目立ち、朝食欠食、野菜摂取量の不足などの食生活のアンバランスや喫煙率の増加などが見られ、赤ちゃんが小さく生まれる要因にもなるため、若い世代からの生活の見直しが必要です。
- 性に関する悩みや不安を抱える若者が増えており、また、10代の人工妊娠中絶や性感染症予防のための性に関する知識の普及や相談窓口の充実が必要です。

#### 低出生体重児(2,500g未満)と極低出生体重児(1,500g未満)の割合の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

#### 妊娠時に喫煙していた母の割合



資料：健康づくり支援課「3歳児健診時アンケート調査」

### <施策の展開>

#### (1) 母子の健康の確保・増進

- 信州母子保健推進センターにより、市町村と協調して、妊娠から出産、子育てまでを一貫して支援する体制を構築し、助産師、NPO等とも連携して取り組みます。 [保健・疾病対策課]
- 先天性疾患や心身障がい等について早期発見し治療につなげるとともに、関係機関を通じフォローアップを行います。 [保健・疾病対策課]
- 小児慢性特定疾病の治療研究を行うとともに、治療費に対して助成を行い経済的負担の軽減を図ります。 [保健・疾病対策課]
- 女性の生涯を通じた健康を守るため、思春期から更年期にわたり、健康に関する教育の充実と相談・情報提供を行います。 [保健・疾病対策課]
- 健やかな心身の発育・発達に影響を及ぼす食生活の大切さや食を通じた健康づくりの実践方法についての普及啓発など、関係機関・団体と連携して食育を推進します。 [健康増進課]



## (2) 思春期保健対策の充実

- 思春期の若者に対し、性の悩みなどに関する専門医等による相談や知識の普及を図るとともに、ピアカウンセラーの育成を行います。 [保健・疾病対策課]
- 学校等と連携し、食生活の大切さやたばこの健康への影響など、思春期における健康的な生活習慣に関する情報提供や普及啓発を行います。 [健康増進課]
- 教員向け指導資料や研修の充実及び専門知識を有する学校外の人材・機関との連携等により、学校における性に関する指導の充実を図ります。 [保健厚生課]

### <主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
新生児訪問全数実施市町村数	33市町村 (H25年度)	77市町村 (H29年度)	新生児訪問(生後 28 日以内)を全員に実施している市町村数
産後うつ病スクリーニング実施市町村数	48市町村 (H25年度)	77市町村 (H29年度)	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施している市町村数
食育ボランティア数	17, 944人 (H25年度)	20, 000人	県及び市町村が把握しているボランティア団体において、食育推進活動を行っているボランティアの人数

地域で様々な関係者が連携し、食を営む力の向上に取り組んでいます。

#### — 親子料理教室の開催等 —

本県では、学校や保育所、家庭等における食育の推進や地域における食文化継承のための活動に携わる「食育ボランティア」が大勢います。こうした皆さんは、小学校・中学校・高等学校と連携し、農産物の栽培や地元食材を活用した料理づくり、郷土食の伝承や普及などの活動を行い、子どもたちの食に対する関心を深めるといった活動をしています。

中でも「食生活改善推進員」は、親子の料理教室などの活動を通じ、子ども達に食べることの大切さなども普及しています。



地域での親子料理



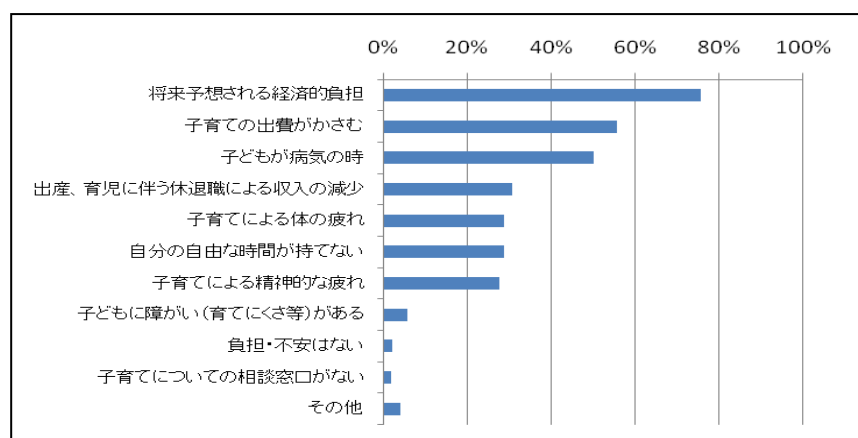
高校での食育教育

## 5 子育て家庭に対する相談体制の充実と経済的支援

### <現状と課題>

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、保護者が、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっており、子育てに対して負担や不安、孤立感を感じている人が多くなっています。
- 子育てについて気軽に相談できる人がいる割合は9割以上となっていますが、実際に相談する相手は「親や家族」が約9割を占めています。
- 地域の多様な人材を活かして、子どもが健やかに育つ環境を整えることや、妊娠・出産・育児を通じて親同士が集い交流したり相談できる場をつくり、子育ての不安解消を図ることが必要となっています。
- 子育てをされていて負担や不安に思うこととして、「将来予想される経済的負担」「子育ての出費がかさむ」など、経済的な要因を挙げる人が多くなっています。

子育てについて負担・不安に思うこと



資料：長野県「子育て支援意向アンケート結果」(平成26年8月)

### <施策の展開>

#### (1) 子育ての相談・交流体制の充実

- 地域において子育て中の親子が集い交流する子育て支援拠点の整備を支援します。 [こども・家庭課]
- 子育てに関する相談、情報提供、子育てサークル活動や親子の交流の促進など、子育て家庭に対する支援の充実を図ります。 [こども・家庭課]
- 児童相談所において、専門的な知識・技術を要する事例への対応など、子育て相談を行います。 [こども・家庭課]
- 幼稚園の教育時間の前後や休業期間中に行う預かり保育や子育て相談など、私立幼稚園における子育て支援を促進します。 [私学・高等教育課]
- 地域で子育て支援に取り組むNPO、ボランティアなど活動団体のネットワークを形成するとともに、人材の育成を進めます。 [次世代サポート課、こども・家庭課]



## (2) 子育て家庭への経済的支援

- 児童を養育する親などに対して児童手当が円滑に支給されるよう支援します。  
[こども・家庭課]
- 市町村と協調して第3子以降の保育所・幼稚園等の保育料の減免を行い、経済的負担の軽減を図ります。 [こども・家庭課]
- 子どもの医療費について、自己負担額に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。  
[健康福祉政策課]
- 地域の企業・店舗等が子育て家庭に対して各種優待サービスを提供し、地域全体で子どもと子育て家庭を支える気運を醸成します。 [次世代サポート課]

### <主な達成目標>

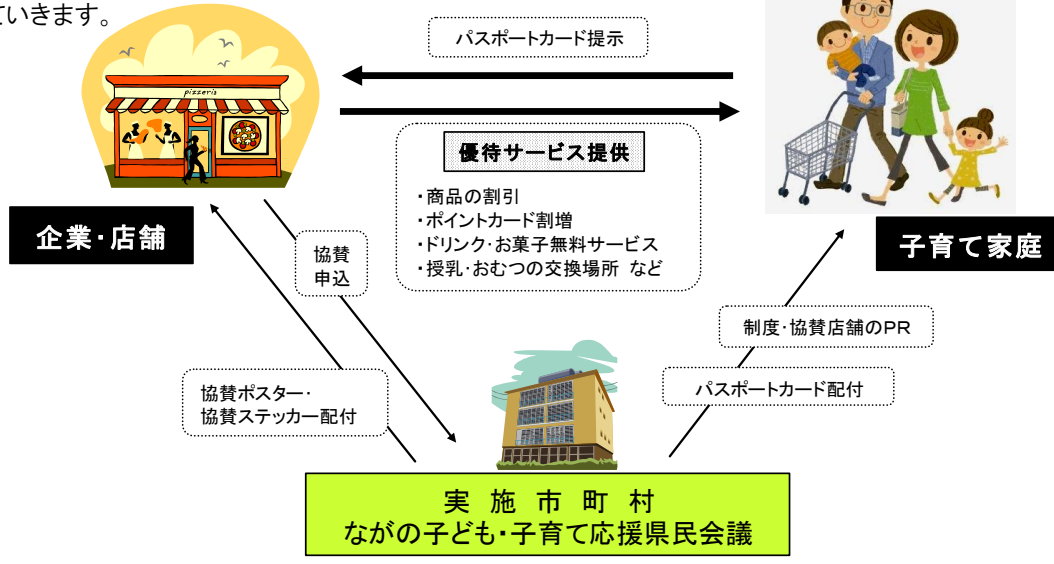
指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
ながの子育て家庭 優待パスポート事業 協賛店舗数	3,323店舗 (H25年度)	5,000店舗	協賛店舗において子育て家庭が買物時の割引など各種サービスを受けることができる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に協賛している店舗数

### 地域の企業や店舗が子どもと子育て家庭を応援します。 —「子育て家庭優待パスポート事業」—

「ながの子ども・子育て応援県民会議」では、市町村と連携・協働し、子育て家庭が買物時に割引などの各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を平成22年4月1日から開始しました。

市町村が18歳未満の子どもがいる世帯に対して「パスポートカード」を交付し、協賛店でこのカードを提示すれば、「商品の割引」、「ポイントカードの割増」、「ドリンクの無料サービス」など様々な優待サービスを受けることができます。

多くの企業や店舗に協力をいただきながら、地域全体で子どもと子育て家庭を応援するこの取組を今後さらに広めていきます。

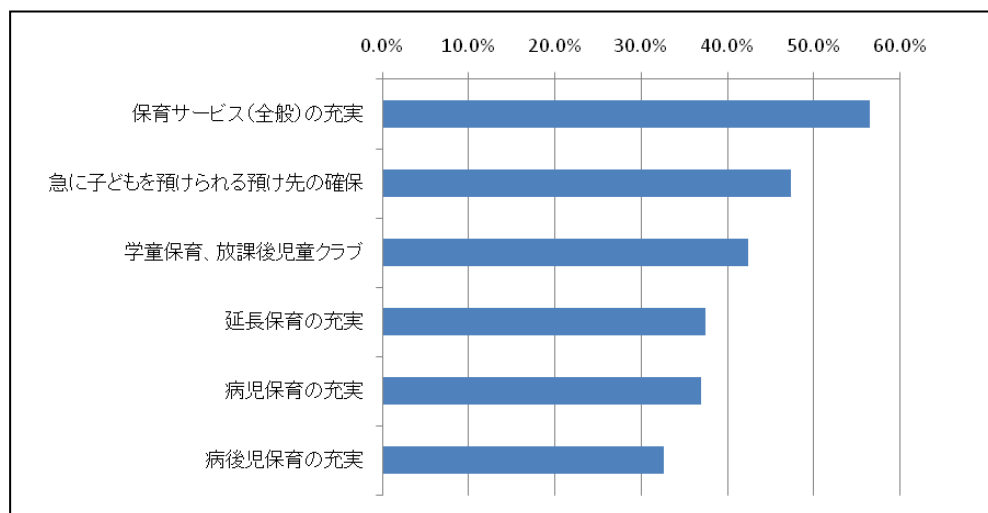


## 6 多様なニーズに応じた保育サービス等の提供

### <現状と課題>

- 全国4番目の広大な面積をもつ長野県では、地域によって人口や産業の状況が異なっていること等を踏まえ、それぞれの地域における、保育・教育に対するニーズ、保育サービスに関して求められる多様な要望を的確に把握し、必要な体制を確保・整備する必要があります。
- 長野県の女性の有業率は全国的に高く、年齢階層別の労働力率では、近年、出産・子育て期の「20代後半」から「40代前半」で上昇しており、働きながら安心して子育てを行うことができるよう、子どもの預かり支援の充実が必要となっています。
- 近年の核家族化の進行、就労形態の多様化といった社会的背景により、保育所に期待される役割が拡大してきており、子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスの提供や保育の質の向上が求められています。
- 育休明け等により、年度途中の保育所入所希望も多いことから、時期を問わず受け入れができるよう保育士を確保する必要があります。
- きめ細やかに子育てを支援するためには、地域の住民やNPO等との協働を図りながら、地域で子育てができる体制を整える必要があります。

### 仕事と子育ての両立で行政に期待すること



資料：長野県「子育て支援意向アンケート結果」(平成26年8月)

### <施策の展開>

#### (1) 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

- 県全体及び10圏域ごとに、地域のニーズ量に見合った教育・保育を提供するため、提供体制の不足を解消するよう、認定こども園や保育所の施設整備等を通じ、市町村の取組を支援します。  
[こども・家庭課、私学・高等教育課]
- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず子どもの受け入れが可能な認定こども園への移行を推進します。 [こども・家庭課、私学・高等教育課]

- 保育所が多く幼稚園が少ない本県では、地域の保育・教育ニーズを踏まえて、幼稚園の認定こども園化とともに、保育所の認定こども園化も推進します。 [こども・家庭課]

## (2) 保育サービス等の充実

- 保育所を利用していない家庭を対象に、保護者の育児疲れや疾病、災害の場合などに保育所等で一時的に子どもを預かる「一時預かり」について、より多くの施設で受入れが可能となるよう支援します。 [こども・家庭課]
- 保護者の就労形態の多様化に対応する「延長保育」、「休日保育」について、保育時間の延長や、より多くの施設での受入れが可能となるよう支援します。 [こども・家庭課]
- 保護者が就労している場合等において、病氣中または病氣回復期にある子どもを自宅で保育するのが困難な場合に病院・保育所等で一時的に預かる「病児・病後児保育」について、その地域の実情に応じた取組が広がるよう、また、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援します。  
[こども・家庭課]
- 自宅での子どもの一時預かりや保育所への送迎、緊急時の預かりなどを相互援助により行う「ファミリー・サポート・センター」の活動を広げるため、市町村に対して広域連携による事業の実施や預かり会員を増やすための助言、参考事例を紹介するなどの情報提供等の支援を行います。  
[こども・家庭課]
- 放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、児童館・児童センターの整備や「放課後児童クラブ」の活動などを支援します。 [こども・家庭課]
- 民間保育所において実施する低年齢児保育に対して必要な支援を行います。  
[こども・家庭課]
- 新たな保育人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行うとともに、経験豊富な保育士人材の離職を防止するなど、雇用の継続により、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう、処遇・待遇の改善を始めとする労働環境等の整備に向けた取組を支援します。 [こども・家庭課]
- 潜在保育士の掘り起こしや再就職のための研修を行うほか、年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材に関する情報を集約し、その情報を市町村等が共有できる仕組みを作ります。 [こども・家庭課]
- 国の「保育所保育指針」を踏まえたアクションプログラムに基づき、保育所における保育サービスの改善や子どもの健康・安全の確保、保育士の資質・専門性の向上などの取組を進めます。  
[こども・家庭課]
- 年齢や男女を問わず子育て支援に意欲ある人材を対象に研修を実施するなど、地域における子育て支援分野での活躍を支援します。 [こども・家庭課]
- 市町村による民間保育所の施設整備を支援します。 [こども・家庭課]
- 認可外保育施設における運営や施設整備に対して支援を行います。 [こども・家庭課]

- 本県の自然環境にめぐまれた強みを生かし、保育及び幼児教育全体の質の向上と充実を目指すため、信州型自然保育認定制度を運用します。 [次世代サポート課]

### (3) 多様な主体による子どもの預かり支援

- 事業所の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所内保育所の運営を支援します。 [こども・家庭課]
- 看護職員、医師等の働きやすい環境を整備するため、病院内保育所を運営する医療機関に対して補助を行います。 [医療推進課]
- 幼稚園の教育時間の前後や休業期間中に行う預かり保育や子育て相談など、幼稚園における子育て支援を促進します。 [私学・高等教育課]

### <主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
病児病後児保育事業 実施市町村数	17市町村 (H25年度)	22市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
放 課 後 子 ども プ ラ ン (児童クラブ・子ども教室) 登録児童数	28, 979人 (H25年度)	34, 800人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数

### 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、平成 26 年7月、国の「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施主体は市町村ですが、県では運営や施設整備に係る支援のほか、以下の取組を通じて市町村の事業実施を支援します。

#### 1 放課後対策の総合的な在り方についての検討の場としての「推進委員会」の設置

学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、福祉・ボランティア・NPO関係者、行政関係者から構成される「推進委員会」において、放課後の居場所づくり等についての検討を行います。

#### 2 事業の従事者等の資質向上のための研修の実施

##### (1) 放課後児童支援員認定研修の実施

平成 27 年度から放課後児童クラブごとに設置が義務付けられた「放課後児童支援員」の認定研修を、毎年2回(各 100 名程度)開催します。

研修は、専門的な講師を招いて、業務遂行に当たっての基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能の習得を図ります。

##### (2) 放課後子どもプラン合同研修会の開催

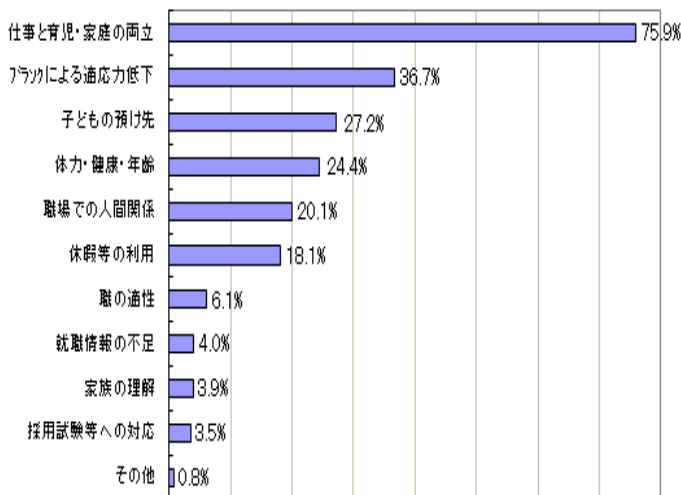
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の従事者等の知識・技術の向上と情報交換・交流を目的として、毎年1回開催します。

## 7 子育てしやすい職場環境への取組支援

### <現状と課題>

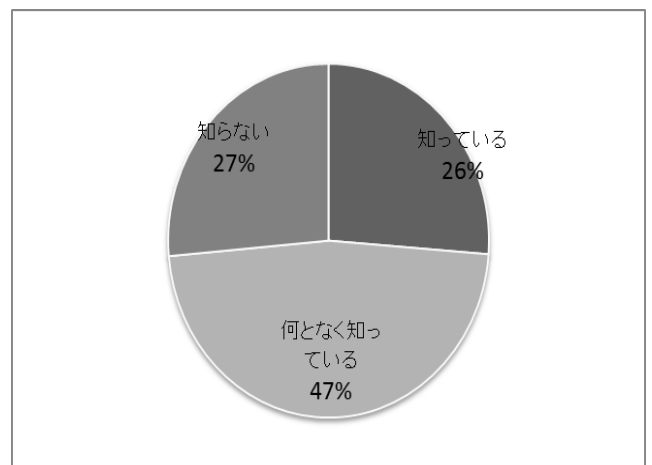
- 女性は結婚・出産・育児それぞれの時期において働き方の選択を迫られており、また子育て期の女性労働者は、短時間勤務や子どもの病気等での休暇確保など、柔軟な働き方を希望する割合が高くなっていることから、個々の状況に応じた多様な働き方が選択できる職場環境整備が求められています。
- 多くの職場で年次有給休暇等が取得しにくいことや長時間労働などの理由により、男性の育児・家事への参加は少ない状況にあります。
- 就業形態の多様化や今後ますます共働き世帯が増加していくと予想される中で、男性も女性も自らが希望するバランスで仕事と家庭の調和を図ることのできる職場環境づくりが求められています。
- 少子高齢化により労働力人口が減少期に入っており、今後一層女性の労働力が期待されているものの、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、子育てや家事などにおいて女性の負担が大きくなっています。
- 平成 19 年に国において策定された「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、企業、働く者、国民、地方公共団体がそれぞれ役割を果たし、社会全体で積極的に取り組んでいく必要があるとされています。
- 労働基準法や育児・介護休業法等の制度の周知や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識醸成を行い、企業における子育て支援の取組を促進していく必要性が高まっています。
- 結婚・出産を機に退職する女性が依然として多いため、離職せず働き続けられる職場環境づくりと併せ、子育て中や子育て後の就業を希望する女性に対するきめ細かな就業支援を行う必要があります。

就業にあたっての不安要素



資料：労働雇用課「子育て中の女性の就業意識アンケート」  
(平成 24 年度)

育児のための短時間勤務制度(法定)の企業認知度



資料：労働雇用課「企業訪問アンケート」  
(平成 26 年度)

## <施策の展開>

### (1) ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくり

- 従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業・事業所の登録や、多様な働き方を実践する企業の認証を行うとともに、他の模範となる先進企業を表彰することにより、企業における仕事と子育ての両立支援の取組を促進します。 [労働雇用課]
- 個々の企業を訪問して、仕事と家庭の両立支援に関する制度の周知や情報提供を行い、企業・事業所の取組を支援します。 [労働雇用課]
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、労働者、事業主、地域住民に対する研修、セミナー等により、仕事と家庭の両立支援制度の利用促進や働き方の見直し、男性の子育て参加に関する意識醸成を行います。

[労働雇用課、人権・男女共同参画課、次世代サポート課]

- 労使を対象に労働基準法、育児・介護休業法など労働法令・制度に関する知識習得のための講座を開催し、労働に関する正しい認識と理解を促進します。 [労働雇用課]
- 仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業・事業所等の好事例を収集し、企業や従業員、県民に広く情報提供を行います。 [労働雇用課、人権・男女共同参画課]
- 若者や子育て中の世代に対するセミナーの実施や好事例の紹介などにより、家庭や職場など社会における性別による固定的な役割分担意識の解消を図ります。 [人権・男女共同参画課]
- 建設工事等入札参加資格審査において、「社員の子育て応援宣言！」の登録や育児休業の取得など、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対して優遇措置を講じます。

[建設政策課技術管理室]

- 中小企業融資制度資金において、事業所内に託児所を整備するなど子育て支援に取り組む企業に対して必要な資金の貸付を行います。 [産業立地・経営支援課]

### (2) 女性の再就職支援

- 出産・育児などを経て臨床復帰を希望する女性医師に対して、無料職業紹介や復職支援研修などを実施し、女性医師が働きやすい環境の整備を推進します。 [医療推進課医師確保対策室]
- 看護職員の離職を防止し再就職の促進を図るため、勤務環境改善のための施設整備、ナースバンクによる就職の斡旋、再就職支援研修の実施などの支援を行います。 [医療推進課]
- ハローワークマザーズコーナーなど関係機関と協力・連携し、子育て支援を重視し、多様な働き方を制度化している企業を紹介するとともに、情報の共有を図りながら子育て中の女性の再就職を支援します。 [労働雇用課]
- 介護職員初任者研修等の資格取得や情報通信技術等に対応する職業訓練を実施し、出産・子育てによる離職者の再就職を促進します。 [人材育成課]

<主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
男性の育児休業取得率	1.8% (H25年)	5%以上 (H27年)	調査対象事業所(常用労働者10人以上)において育児休業を取得している労働者(男性)の割合(賃金実態調査の付帯調査)
「社員の子育て応援宣言」の登録企業数	347社 (H25年度)	1,500社	従業員が仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりに取り組むため、「社員の子育て応援宣言」を登録した企業の数

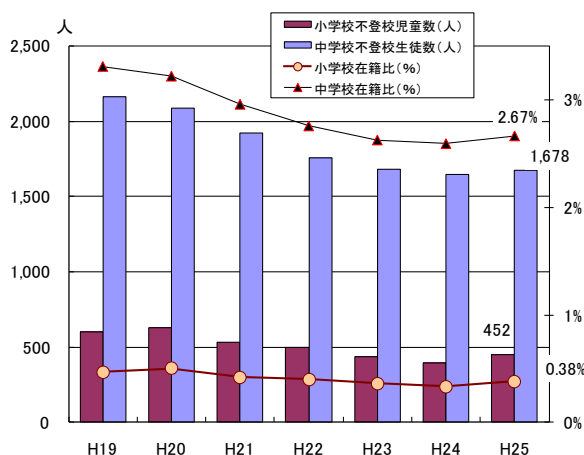


## 8 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

### <現状と課題>

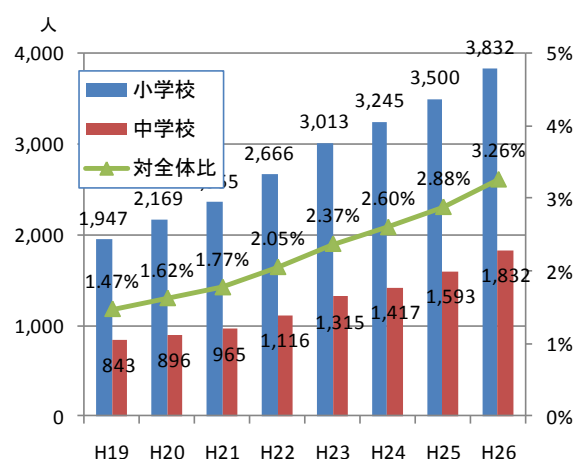
- グローバル化の進行など社会変化の激しい時代の中で、自ら未来を切り拓いていく学力が必要となっています。本県では特に中学校において、基礎的・基本的な知識・技能の定着に加え、知識・技能を活用する力を伸ばしていくことが課題となっています。
- 子どもの体力は、全国平均と比べると特に中学生女子が低い水準にあることや、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が課題となっています。
- 朝食を欠食する児童生徒は1割程度おり、学年が上がるにつれ増える傾向にあることから、心身の健全な発達を促すため、食に関する正しい知識と食習慣を身に付ける必要があります。
- 依然として深刻な社会問題であるいじめ問題の克服に向けて、いじめの未然防止を図るとともに、早期発見・早期解消の取組が求められています。
- 様々な困難や悩みを抱える児童生徒に対し、学校や地域の関係機関が連携して支援していく体制の充実が求められています。
- 発達障がいのある児童生徒の増加や、特別支援学校に通う児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化する中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

不登校児童生徒数及び在籍比の推移



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

小中学校における発達障がいの児童生徒の推移



資料：長野県教育委員会「発達障がいに関する実態調査」

### <施策の展開>

#### (1) 未来を拓く学力の育成

- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、30人規模学級編制や少人数学習集団編成等に必要な教員を配置し、学習習慣・生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。  
[義務教育課]
- グローバル社会に対応する人材の育成、ICT機器を活用した教育活動、アクティブラーニングを取り入れた授業づくり等、21世紀型学力の向上に資する教育課程の編成を推進します。  
[教学指導課]



- 「信州学」を導入し、長野県の風土を理解し、地域に参加するとともに地域を創生していく「人材」を育成します。 [教学指導課]
- 家庭学習の工夫・改善に関する研究により、新たな家庭学習モデルの創出を図るとともに、教員の部活動を支援し、放課後に補充的な学習サポートを行う時間を確保する取組を行うなど、学校における家庭学習・補充学習の取組を強化します。 [教学指導課]
- 様々な教育課題に対応できる優秀な人材を確保するため、教員の採用方法の改善を進めるとともに、適正な教員評価や体系的な研修を通じて教員の資質・能力の向上を図ります。  
[義務教育課、高校教育課、教学指導課]
- 各学校において、教育活動や学校運営についての目標設定と評価、授業公開などを行い、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを進めます。 [教学指導課]
- 私学教育の振興と保護者の負担軽減を図るため、私立学校の運営費に対して助成を行います。  
[私学・高等教育課]

## **(2) 豊かな心と健やかな身体の育成**

- 豊かな人間性を育み、道徳性を高めるため、家庭や地域との連携を図りつつ、社会奉仕活動や自然体験活動など様々な体験活動を生かした道徳教育を行います。 [心の支援課]
- 「長野県の未来を育む子どもの支援に関する条例」及び「長野県いじめ防止対策推進条例」の趣旨を踏まえ、子どもが相互に人権を尊重しあうことができるよう、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育む人権教育を進めます。 [心の支援課]
- 子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、保育所や幼稚園において子どもたちの食に対する関心を高めるとともに、栄養教諭を中心に学校における食育を推進します。 [私学・高等教育課、こども・家庭課、義務教育課、保健厚生課]
- 児童生徒の心身の健康を保持増進するため、健康教育や感染症対策の充実を図るとともに、定期健康診断を実施し疾病の早期発見に努めます。 [保健厚生課]
- 子どもの体力・運動能力の向上を図るため、幼児期から中学生期までの成長段階に応じて作成した長野県版運動プログラムを普及するとともに、地域社会と連携を図りながら、専門的知識を有する実技指導者を学校でのスポーツ活動に派遣します。 [スポーツ課]

## **(3) すべての子どもの学びの保障**

- スクールカウンセラーの配置や、学校生活相談センターへの臨床心理士の配置及び 24 時間電話対応により、児童生徒の心のケアや悩み相談の充実を図ります。 [心の支援課]
- 不登校やいじめなどの悩みを抱える子どもや保護者に対して、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、市町村や関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。  
[心の支援課]

- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない中学生を対象に、「地域未来塾」を開講する市町村を支援し、地域住民の協力により学習支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、発達障がいのある児童を対象とした通級指導教室を増設するとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。 [特別支援教育課]
- 特別支援教育の充実を図るため、医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、就学前から卒業後までの一貫した支援体制を整備します。 [特別支援教育課]
- 外国籍児童生徒への教育支援のため、日本語指導を行う教員や相談員を配置するとともに、指導方法等についての研修会を通じて指導にあたる教員の資質向上を図ります。  
[義務教育課、高校教育課、教学指導課]
- 院内学級のない病院に長期入院している子どもなど、多様な教育的ニーズのある子どもに対する学習支援を行います。 [義務教育課]
- 高校教育の機会均等に資するため、経済的負担を軽減する必要のある者に対して高校の授業料に充てるための就学支援金を交付します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、住民税非課税世帯の保護者に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。  
[高校教育課、私学・高等教育課]
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与します。  
[高校教育課]
- 高校の定時制課程や通信制課程への修学を奨励するため、修学奨励金の貸与や教科書等の購入費の補助を行うとともに、夜間定時制高校の夜食費の一部を負担します。  
[高校教育課、保健厚生課]
- 私立高校の授業料等の減免を行う学校法人に対して補助を行うとともに、経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して、就学支援アドバイザーの配置や授業料の軽減などの支援を実施します。 [私学・高等教育課]
- 障がいのある子どもに対する特別支援教育の普及奨励を図り、その保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等の購入費など就学に係る経費を補助します。 [特別支援教育課]
- 経済的な理由で大学への進学が困難な生徒を支援するため、県内の大学・短大に進学する際の入学金等の一時金に対して奨学金を給付します。 [高校教育課]

<主な達成目標>

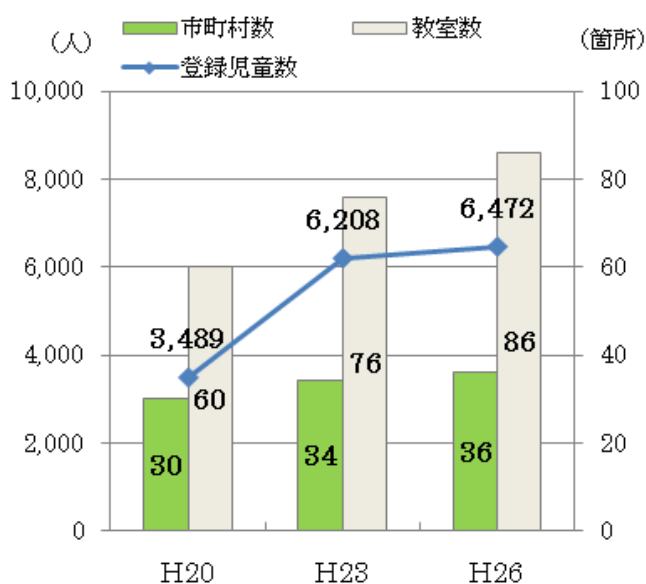
指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
不登校児童生徒在籍比率(小・中)	1.18% (H25年度)	1.08%以下	県内の全小・中学校において、年間30日以上欠席した児童生徒在籍比率(病気や経済的理由による者を除く)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	小6 90.9% 中3 86.0% (H26年度)	小6 93.0% 中3 87.0%	「毎日朝食を食べる」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))

## 9 学校・家庭・地域の連携による教育環境の充実

### <現状と課題>

- 核家族化や都市化が進む中で、親族や地域との人間関係が希薄となり子育てが孤立化するとともに、家庭が本来の役割を果たせなくなるなど、家庭や地域の教育力の低下が見られます。
- 子どもの育成においても、スマートフォン、パソコン、携帯型ゲーム機等の影響により、自然体験や社会体験の不足やコミュニケーション能力の低下が懸念されています。
- 子どもたちが遊びや学び、様々な経験・交流を通じて社会性や豊かな人間性を養うことができるよう、学校、家庭、地域が連携し、社会全体で子どもの育ちを支えていくことが求められています。
- インターネット等の普及により、有害情報が氾濫し青少年への悪影響が懸念されており、また、少年非行の件数は引き続き高い水準にあります。

### 放課後子ども教室実施状況の推移



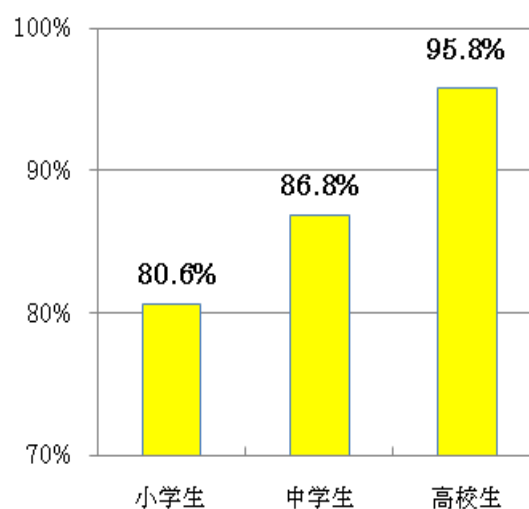
注：中核市の長野市を除く。

H20、H23は年度末、H26は8月1日現在

資料：文化財・生涯学習課

「放課後子ども教室実施・未実施状況調査」

### インターネット利用環境がある児童生徒の割合（学校を除く）



注：携帯電話・スマホの他、携帯型ゲーム機、ポータブル音楽プレイヤー等を含む。

資料：心の支援課

「H26年度インターネットについてのアンケート」

### <施策の展開>

#### (1) 家庭・地域の教育力の向上

- 放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所づくりと健全な育成を推進するため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の活動などを支援します。

[こども・家庭課、文化財・生涯学習課]

- 学校・家庭・地域が一体となって、「早寝早起き朝ごはん」運動や、あいさつ・声がけなどに取り組む『『共育』クローバープラン』を推進し子どもの望ましい生活習慣を育成します。

[教学指導課、文化財・生涯学習課]

- 保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動を支援する「信州型コミュニティスクール」の設置を推進します。〔文化財・生涯学習課〕
- 地域の教育力の向上を図るため、教職員や学校支援に関わる地域住民等関係者間の情報交換会や研修を実施します。〔文化財・生涯学習課〕
- インターネットの安全な利用に向けて、PTAとも連携し、家庭でのルール作りなど子どもと保護者が一緒に考え取り組んでいく意識づくりを進めます。〔心の支援課〕
- 子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を進めるとともに、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。  
〔私学・高等教育課、こども・家庭課、義務教育課、心の支援課〕
- 「長野県幼児教育振興プログラム」の普及を推進し、幼児教育の充実、教員の資質向上を図ります。〔私学・高等教育課、こども・家庭課、心の支援課〕
- 親として身につけたい心構えや知識、技能などの親の学びのためのプログラムを作成し、市町村へ普及することにより、親の学びの機会の充実を図ります。〔文化財・生涯学習課〕
- 子どもたちが興味・関心に合わせてスポーツを行いながら地域住民と交流できる総合型地域スポーツクラブを育成します。〔スポーツ課〕

## **(2) 多様な体験活動・学習機会の充実**

- 職場体験学習などの体験的な学習を通じて、子どもたちが学ぶ目的や働く意義を考えるキャリア教育を推進します。〔教学指導課〕
- 子どもたちの自己効力感・自己肯定感の向上や自主性・協調性を養うため、公民館等を活用した異年齢による小学生の通学合宿の普及を推進します。〔次世代サポート課〕
- 子どもたちが環境学習に主体的に取り組む「こどもエコクラブ」や、自然観察インストラクターの利用、小中学生が行う水生生物調査「せせらぎサイエンス」などの活動に対して、関係団体との連携を図りながら支援を行います。〔環境政策課、水大気環境課、自然保護課〕
- 環境保全研究所や下水道終末処理場等において、場内開放や体験講座を開催するなど、環境に関する学習の場を提供します。〔環境政策課〕
- 「もったいない」という意識を高め、ごみの減量化・資源化を進めるため、子どもたちに食品廃棄物削減への取組について学ぶ機会を提供します。〔資源循環推進課〕
- 「みどりの少年団活動」や「木育」などの自然に親しみながら学ぶ活動を通じて、ふるさとの自然環境の大切さを理解し守る心を育みます。〔信州の木活用課、森林づくり推進課〕
- 地域の農業者等による農作業体験教室の開催や、農業・農村と食文化について理解を深める食農教育を通じて、豊かな人間性を育む健全な食生活の普及を図ります。  
〔農業政策課農産物マーケティング室、農村振興課〕
- 国営公園や県都市公園において、自然観察会や花づくりを開催するなど、環境に関する様々な体験活動や学習機会の場を提供します。〔都市・まちづくり課〕

### (3) 青少年の健全育成

- 青少年は地域社会から育むという観点から、家庭、学校、地域住民、企業、団体、行政が一体となり、「信州あいさつ運動」などの「県民総ぐるみの青少年健全育成運動」を推進します。  
[次世代サポート課]
- 青少年が伸び伸びと成長することができる家庭づくりのために、「家庭の日」における活動など、「明るい家庭づくり普及実践運動」を推進します。 [次世代サポート課]
- 青少年を取り巻く有害環境浄化のため、地域での巡回活動や啓発運動を支援します。  
[次世代サポート課]
- 携帯電話やインターネットなど情報機器の急速な普及にかんがみ、青少年のメディアリテラシー（情報活用能力）の向上を図ります。 [次世代サポート課]
- 青年の家、少年自然の家などにおける自然とのふれあい体験や共同生活体験を通じて、青少年の豊かな感性や自立性・社会性の育成を支援します。 [文化財・生涯学習課]
- 非行少年の早期補導活動や立ち直り支援を行うとともに、少年サポートセンターによる被害少年に対する相談支援活動を推進します。 [県警少年課]
- 子どものありのままの声を電話で聞き一緒に考える「チャイルドライン」の設置・運営に対して支援を行います。 [次世代サポート課]

#### <主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
放課後子どもプラン (児童クラブ・子ども教室)登録児童数	28,979人 (H25年度)	34,800人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数
学校支援ボランティア登録数	17,040人 (H25年度)	18,000人	学校支援ボランティアに登録している人数
通学合宿実施回数	23回 (H25年度)	80回	通学合宿を実施した回数

## 子どもたちの健全育成を図る放課後の活動支援 — 軽井沢町の放課後子ども教室の取組み —

軽井沢町は、平成26年度現在、町内の2つの小学校区において、児童館の施設を利用し、放課後子ども教室を実施しています。放課後子ども教室のスタッフが見守る中、低・高学年別又は合同の放課後の遊び場の提供、宿題等の学習支援、様々な体験学習の支援を行う「安心・安全」の確保された場所として、異年齢間の交流を通じ、子どもの創造性・自主性・社会性を養い、児童の健全育成を図っています。

毎日の放課後子ども教室の取組のほか、年間を通じて、月2回の体験教室(サッカー・ゲートボール・ミニバスケット等のスポーツ教室や、紙粘土・木工の工作教室、フローライフ体験、軽井沢森の詩カルタ大会、ミニ音楽会、しめ縄づくり、リースづくり、正月遊び、昔の遊び等)を開催しています。



## 県、市町村、NPO法人などの連携による木育の推進 — 木育推進事業 —

長野県森林づくり県民税を活用した里山を中心とする森林整備が進むことにより、身近なところで木材の利活用が活発となり、木材や森林に対する関心が高まっています。

そこで、長野県産の木材(以下「県産材」という。)等を利用して、大人から子どもまで多くの県民が参加しながら木や森林について学ぶ活動を「木育」として推進しています。

平成 20 年度から、県産材の利用推進や健全な森林育成に対する意識高揚、地域に根差した心豊かな県民性を育むことを目的に、県内各地域における木育活動の支援や木育推進員の派遣、普及啓発などの事業を実施しています。



県産材を活用した親子木工教室の開催(市町村)



森林学習教室の開催(NPO)



子どものメディアリテラシー（情報活用能力）を高める  
－ ひまわりっ子セイフティーンズ推進事業 －

携帯電話等の情報機器が児童・生徒に急速に広まり、子どもたちが出会い系サイトなどのインターネット上の有害な情報にアクセスして巻き込まれる事件や、メールや掲示板等を使ったいじめが問題になっています。

「青少年育成県民会議」では、児童・生徒のメディアリテラシー（情報活用能力）を高めることや保護者や地域の方々などに現状を正しく理解してもらうため、「親子で学ぶセイフネット講座」や「大人が学ぶセイフネット講座」などを開催しています。



親子で学ぶセイフネット講座

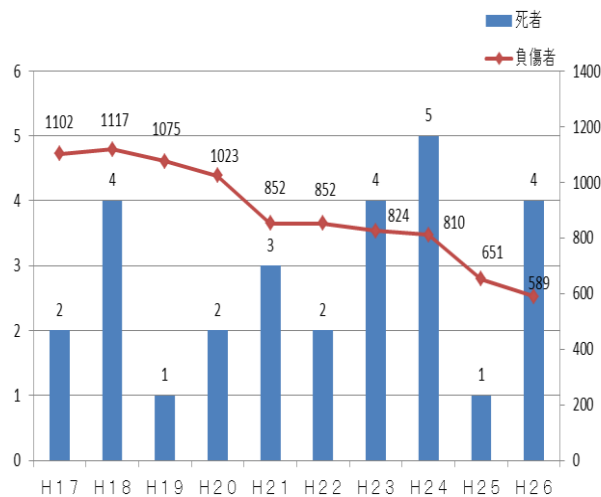


## 10 子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備

### <現状と課題>

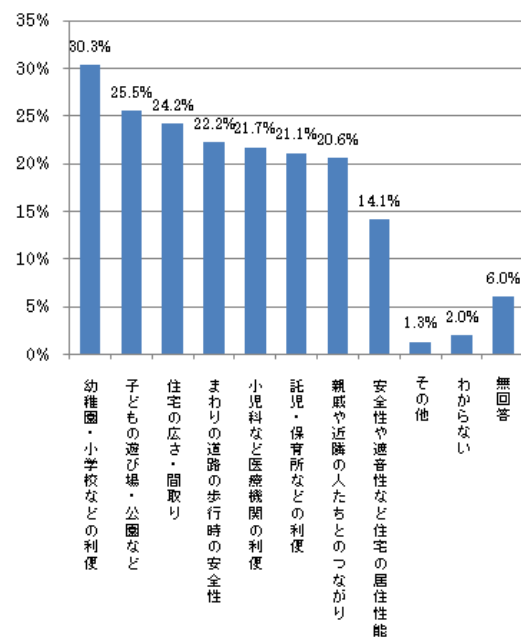
- 子どもが巻き込まれる交通事故は減少傾向にあるものの、依然として痛ましい死亡事故が毎年発生しています。誤った歩行・通行中に事故に遭うケースが多く、また後部座席のシートベルトやチャイルドシートの着用率が低いため、交通事故により同乗者が死傷しています。
- 徒歩や自転車による通学時の安全が確保されるよう、子どもや保護者に対して効果的で適切な交通安全教育を行う必要があります。
- 近年、インターネットを介し、子どもが性被害に巻き込まれる事案が増加しているため、これまでの取組に加え、性被害防止教育などを強化・充実する必要があります。
- 近年子どもが被害者となる凶悪事件やその前兆となる声かけ事案の発生が後を絶たないため、学校関係者やボランティアが協働し、地域で子どもの安全を確保する取組を進める必要があります。
- 住まいの確保が必要な子育て世帯が入居できるよう、公営住宅においては、その機会を確保するとともに、狭く老朽化した住宅を改善するなどし、ゆとりある子育てに適した居住環境を整える必要があります。
- 安全な道路交通環境の整備や公共施設等のユニバーサルデザイン化により、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりを進める必要があります。

子どもの交通事故死傷者数の推移



資料:警察本部

子育てに重要な住環境



資料:建築住宅課「住まいに関する県民アンケート」(平成 22 年度)

## ＜施策の展開＞

### （１）子どもの安全の確保

- 交通安全運動による啓発活動やシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用に関する普及啓発など、子どもの交通安全対策を推進します。 [くらし安全・消費生活課]
- 参加・体験・実践型の交通安全教育を通じ、歩行者・自転車利用者として必要な知識と技術を習得させ、子供達が自ら判断して安全行動を実践できるような教育を推進するとともに、保護者に対して、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底を推進します。 [県警交通企画課]
- 子どもが被害者となる犯罪を防止するため、学校周辺や通学路、通学時間帯に重点を置いたパトロール活動等を推進します。 [県警子供・女性安全対策課]
- 子ども自身が犯罪の危険を回避する能力を向上させるため、小学校等において学年や理解度に応じて参加・体験できる防犯教室を開催します。 [県警子供・女性安全対策課]
- 子どもが被害にあった事案や犯罪の前兆である声かけや付きまとい等に関する情報を、児童、保護者、地域住民に対して迅速に提供します。 [県警子供・女性安全対策課]
- 学校関係者、地域住民、防犯ボランティア団体が協働して行う通学路のパトロールなど自主防犯活動を支援します。 [県警子供・女性安全対策課]
- 安全マップの作成や防犯教室の実施及び地域全体で子どもの安全を見守る体制づくりを推進するとともに、子どもたちが事件・事故などから自ら身を守る力を育成します。 [保健厚生課]
- 子どもを性被害から守るために、性被害防止教育や被害者支援などの取組みの強化を図ります。  
[次世代サポート課、心の支援課]

### （２）子育てに配慮した住環境の確保

- 子育て世帯の公営住宅への入居機会を拡大し、特に多子世帯には広さや間取り等に配慮した住宅を優先的に提供します。また、住宅設備については改善を行い、子育てにも配慮した住環境づくりを推進します。 [建築住宅課公営住宅室]
- 県産材など自然素材を活用し健康に配慮した良質な住まいづくりに対して支援を行います。  
[建築住宅課]
- 住宅のユニバーサルデザインの普及を図るなど、子育て世帯をはじめ誰もが使いやすい住まいづくりを推進します。 [建築住宅課]

### （３）安全・安心な道路交通環境等の整備

- 交差点の改良、歩道の整備、歩道の段差解消など、子どもの安全に配慮した道路整備を進めます。 [道路管理課]
- 通学路の子どもの安全を確保するため、ゾーン 30 及び自転車の通行環境の整備、信号機の歩車分離化など、交通安全施設の整備を推進します。 [県警交通規制課]
- 都市公園における園路、トイレ、案内板等のユニバーサルデザインを推進します。  
[都市・まちづくり課]

<主な達成目標>

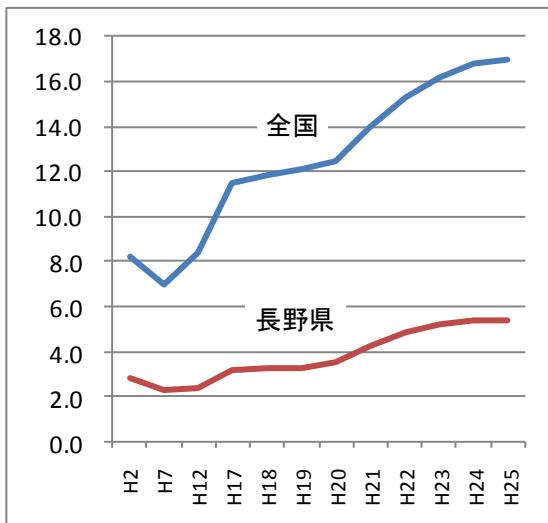
指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
県営住宅多子世帯優先枠の活用	(未実施)	100%	新たに実施する県営住宅多子世帯優先枠への入居率

# 11 子どもの貧困対策の推進

## <現状と課題>

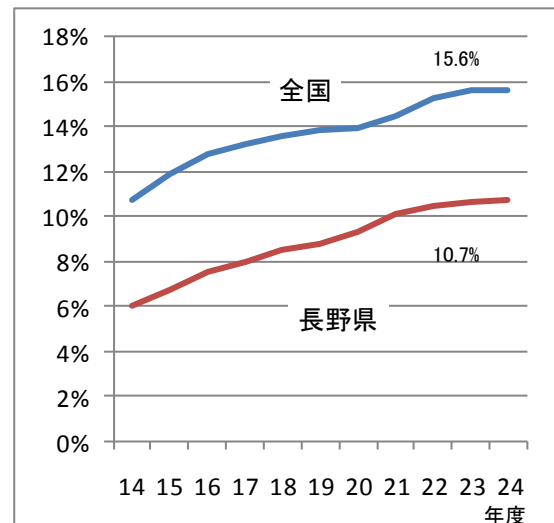
- 我が国の子どもの貧困率<sup>\*1</sup>は、近年上昇を続けており、平成24年には16.3%に達しています。先進国の中でも割合が高く、対策の必要性が指摘されています。
- 本県は生活保護の保護率が全国と比べて低い状況にあるものの(1,000人当たり5.4人、全国平均17.0人(平成25年))、保護率や就学援助制度の対象となる要保護・準要保護児童の割合は上昇する傾向にあります。また、貧困線に近い水準である「住民税非課税世帯」の割合<sup>\*2</sup>は11.3%(平成25年)に達しており、1割を超える子どもたちが、経済的な要因で様々な問題を抱えることの多い低所得世帯に属していると考えられます。

**生活保護率の推移**  
(人口1,000人当たり受給者数)



資料：地域福祉課

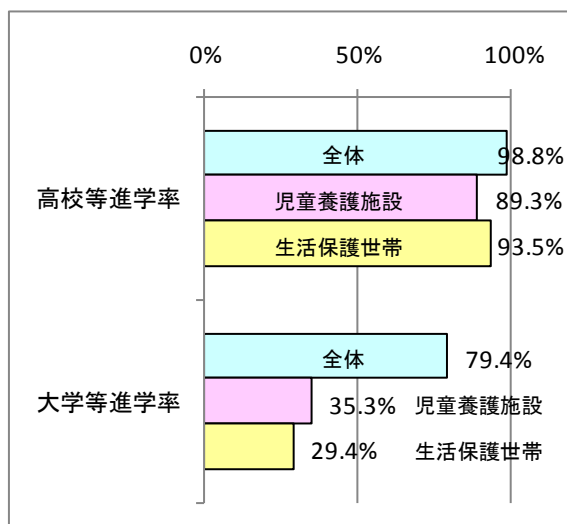
**就学援助対象(要保護・準要保護)児童・生徒の割合**



資料：義務教育課

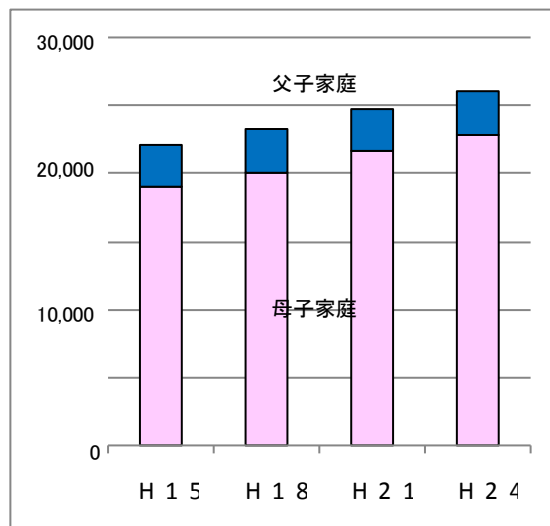
- 子育てや教育のための経済的負担については、低所得世帯に対する様々な軽減策が講じられていますが、多くの子どもを有する家庭や、高校・大学等に進学する場合の負担が重くなっています。
- 低所得世帯では家庭学習の習慣を持たない子どもも多く、世帯の経済力によって学力格差が存在することが指摘されています。また、生活保護世帯や児童養護施設等の子どもの進学率は総じて低くなっています。
- 児童虐待の背景には家庭の経済的な要因がある事例が多く、低所得世帯の子どもたちは人権侵害などの様々な困難を抱えるリスクが高くなっています。
- 様々な問題を抱えて就労ができず、生活に困窮している人や、就労を希望しながら結びついていない子育て女性など、保護者の就労と自立を支援していく必要があります。
- 低所得世帯に生まれ育った子どもたちが健やかに成長できるよう、経済的な支援のほか、居場所づくり、住宅、食育など、養育環境の整備のための取組を広く行う必要があります。
- ひとり親家庭、特に母子家庭の増加が続いていますが、低所得の世帯が多く、貧困率の上昇の一因になっていると考えられています。また、ひとり親は子育てと生計を一人で担うため、生活や養育等でも様々な困難が伴うことが多く、総合的な支援を行っていく必要があります。

## 児童養護施設、生活保護世帯の 子どもの進学率(H25/H24 卒業者)



注 専修学校等への進学者を含む。ただし、生活保護世帯の高校等進学率は専修学校(高等課程)のみを含む。  
資料: 学校基本調査、こども・家庭課、地域福祉課

## 県内のひとり親家庭数の推移



資料: こども・家庭課

- \*1 子どもの貧困率…貧困線を下回る子ども(18歳未満)の割合。貧困線は、等価可処分所得(世帯の収入から税、社会保険料を差し引いた可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもの。)の中央値の半分で、平成24年は122万円(名目値)。
- \*2 こども・家庭課調べ。民間保育所における保育料第一階層・第二階層の割合。

**※ 詳細な実態は不明なことから、今後、調査等により実態把握を行う。**

### <施策の展開>

#### (1) 子育て・教育に伴う経済的負担の軽減

- 第3子以降の保育料について、住民税非課税世帯の3歳以上児を無料とする市町村を支援します。 [こども・家庭課]
- 高校教育の機会均等に資するため、経済的負担を軽減する必要がある者に対して高校の授業料に充てるための就学支援金を交付します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、住民税非課税世帯の保護者に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図ります。 [高校教育課、私学・高等教育課]
- 経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与します。 [高校教育課]
- 高校の定時制課程や通信制課程への修学を奨励するため、修学奨励金の貸与や教科書等の購入費の補助を行うとともに、夜間定時制高校の夜食費の一部を負担します。 [高校教育課、保健厚生課]
- 私立高校の授業料等の減免を行う学校法人に対して補助を行うとともに、経済的な支援が必要な私立専門学校生に対して、就学支援アドバイザーの配置や授業料の軽減などの支援を実施します。 [私学・高等教育課]
- 障がいのある子どもに対する特別支援教育の普及奨励を図り、その保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等の購入費など就学に係る経費を補助します。 [特別支援教育課]

- 経済的な理由で大学への進学が困難な生徒を支援するため、県内の大学・短大に進学する際の入学金等の一時金に対して奨学金を給付します。 [高校教育課]
- 民間企業からの寄付金を基に奨学金制度を新設し、児童養護施設に入所又は里親への委託措置を受けていた子どもが大学、短大等に進学した場合に、在学中の修学資金を支給します。  
[私学・高等教育課]
- 児童福祉法に基づき児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けていた児童の大学、短期大学、専修学校等への進学を支援するため、奨学金を給付します。 [私学・高等教育課]

## **(2) 貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり**

- 家庭学習の工夫・改善に関する研究により、新たな家庭学習モデルの創出を図るとともに、教員の部活動を支援し、放課後に補充的な学習サポートを行う時間を確保する取組を行うなど、学校における家庭学習・補充学習の取組を強化します。 [教学指導課]
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して子どもたちの活動拠点を設置する放課後子ども教室において、予習、復習などの学習活動の支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない中学生を対象に、「地域未来塾」を開講する市町村を支援し、地域住民の協力により学習支援を行います。 [文化財・生涯学習課]
- 保護者や地域住民が学校運営に参画し、学習支援や教育環境の整備などの教育活動を支援する「信州型コミュニティスクール」の設置を推進します。 [文化財・生涯学習課]
- 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、30人規模学級編制や少人数学習集団編成等に必要な教員を配置し、学習習慣・生活習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。  
[義務教育課]
- 低所得世帯の多いひとり親家庭の子どもに対し、学習ボランティアを活用し、学習指導や進路相談を行います。 [こども・家庭課]
- 学ぶ力の基礎を作るために重要な乳幼児期に質の高い保育サービスを受けられるよう、保育士の研修や保育専門相談員による専門的な知識・技術の指導などを行います。 [こども・家庭課]
- 保育・幼児教育の質の向上を図るため、信州の豊かな自然環境を活用して子どもたちが多様な体験を行う「信州型自然保育」の普及を進めます。 [次世代サポート課]

## **(3) 貧困による困難を抱える子どもたちの支援**

- 社会的養護が必要な子どもたちが、特定の大人との愛着関係の下で健やかに育ち、自立に向けた意欲を持つことができるよう、里親の下やファミリーホームで生活する子どもの増加、児童養護施設の小規模化・地域分散化など、家庭的養護の推進を図ります。 [こども・家庭課]
- 子ども支援センターを設置し、チャイルドラインなど様々な子どもに関する相談機関と連携しつつ、経済的な問題を抱える世帯の子どもや保護者からの相談に応じ、支援機関につなぐなど具体的な対応を行います。 [こども・家庭課]

- 児童相談所において、経済的な問題を含めた養護相談に応じるとともに、放任や養育困難な状況に置かれた子どもに対しては速やかに一時保護や措置を行うなど、経済的な問題により困難を抱える子どもの救済を図ります。〔こども・家庭課〕
- 児童福祉施設等を退所する子どもに対し、就職や住居の賃借の身元保証人となる施設長を支援し、施設入所児童の自立を促進します。〔こども・家庭課〕
- スクールカウンセラーを学校に配置し、子どもからの相談に応じるとともに、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置して福祉機関等との調整を行うことにより、経済的な問題により困難を抱える子どもを学校で早期に把握し、福祉につなぐ仕組みを構築します。〔心の支援課〕
- 高校の中途退学者の社会的自立に向けた支援プログラムを開発し、支援の体制づくりについて実践研究を行います。〔心の支援課〕
- 就職に悩みを抱える若者の職業的自立を図るため、ジョブカフェ信州を運営し、就職情報の提供やキャリア・コンサルティングなど、就労支援を行います。〔労働雇用課〕
- 若者の正社員としての就労を支援するため、県内及び首都圏在住の職に就いていない若者に対して座学と職場実習を組み合わせた研修を実施します。〔労働雇用課〕

#### **（４）保護者の自立・就労の支援と養育環境の整備**

- 「生活就労支援センター」を市と連携して全県に設置し、生活困窮者からの相談に対応するとともに、住居確保給付金の支給による住居の確保、就労に向けた準備支援、住居喪失者に対する一時的な宿泊場所や衣食の供与、家計再建に向けた相談など、それぞれの方の状況に応じて自立・就労に向けたきめ細かい支援を行います。〔地域福祉課〕
- 就業支援員がひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格取得に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、子どもの健やかな成長に必要な収入の確保を応援します。〔こども・家庭課〕
- 子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、託児付きインターンシップやセミナー、職域拡大キャンペーン、正規雇用に向けた基礎研修・職場実習などを実施します。〔労働雇用課〕
- 母子家庭の母や子育て期の女性など就職困難者の就職を促進するため、企業訪問による求人開拓を行うとともに、地方事務所においてハローワーク求人情報を活用した就職支援を実施します。〔労働雇用課〕
- 仕事と子育てが両立できる職場環境整備を促進するため、企業訪問により短時間正社員制度などの多様な勤務制度の普及を図るとともに、実践企業を認証し、子育て等を応援する企業の取組を広く発信します。〔労働雇用課〕
- 放課後等に保護者が家庭にいない小学生に安全・安心な生活と遊びの場を提供するため、放課後児童クラブの運営や環境改善を支援するとともに、子どもたちへの処遇の質の向上のため、支援員の資格を得るための認定研修を実施します。〔こども・家庭課〕
- 子どもの安全・安心な居場所を提供するため、児童館や放課後児童クラブ室の整備を支援します。〔こども・家庭課〕

○ 放課後子ども教室の運営を支援し、子どもたちが健やかに育まれる居場所づくりを推進します。

[文化財・生涯学習課]

○ 子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を実践できるようにするため、栄養教諭の配置拡充などにより学校における食育を一層推進します。 [保健厚生課]

○ 健全な食生活を通じて子どもたちの健やかな成長を図るため、県民大会・地域フォーラムの開催等を通じ、関係機関・団体と連携して食育の推進を図ります。 [健康増進課]

○ 児童手当の支給を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。 [こども・家庭課]

○ 生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。 [地域福祉課]

○ 保健福祉事務所の母子・父子自立支援員による生活全般の支援、支援策に関する情報提供や生活安定のための講習会の開催、市町村を通じた日常生活支援などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。 [こども・家庭課]

○ ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。 [こども・家庭課]

○ ひとり親家庭の医療費について、自己負担額に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

[健康福祉政策課]

○ ひとり親家庭に対して県営住宅における優先入居を行い、住居の確保の面で自立を支援します。

[建築住宅課公営住宅室]

**※ 詳細な実態を把握し、平成27年度、貧困対策についての個別計画を策定。**

[こども・家庭課]

### <主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
生活保護世帯の児童の 高校等進学率	93.5% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童 の高校等進学率	89.3% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童 の大学等進学率	35.3% (H25年度)	40.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
母子家庭等就業・自立 支援センター登録者 の就業率	80.2% (H25年度)	80.0%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合 (過去3年間の平均は80.0%)

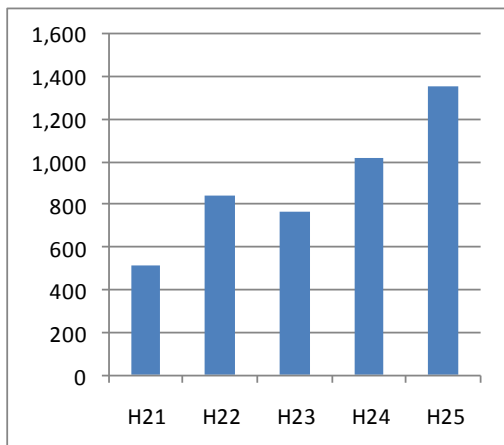
(注) 進学率の現状の数値は、いずれも平成24年度末卒業者の平成25年度における進学の状態を示したもの。



## 12 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

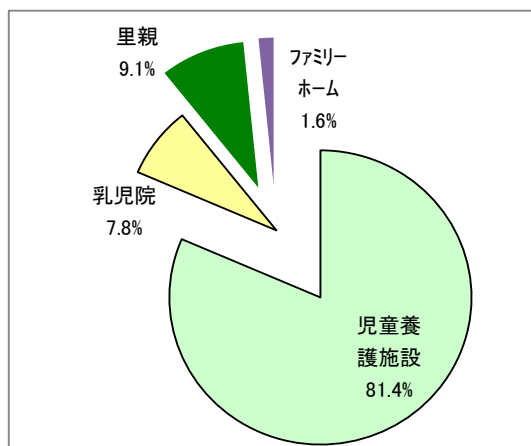
### <現状と課題>

#### 児童虐待相談対応件数の推移



資料：こども・家庭課

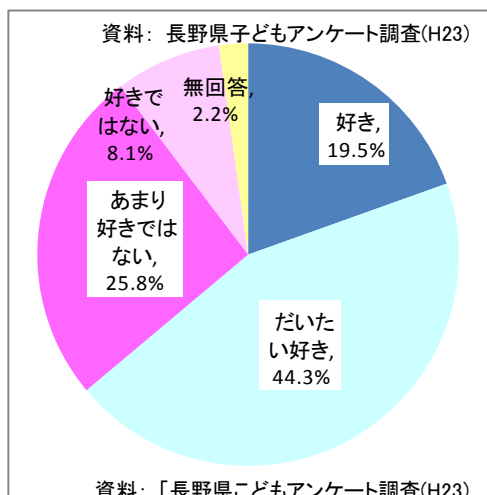
#### 施設入所児童数と里親委託等児童数の割合(平成 25 年度末)



資料：こども・家庭課

- 近年、児童相談所における児童虐待相談対応件数が急速に増加しています。関係機関や県民の意識の高まりにより把握されやすくなったことも大きな原因の一つと考えられますが、地域や家庭の養育力の低下が虐待につながっていることが懸念されています。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援体制が必要です。
- 県内の社会的養護の状況を見ると、里親等委託率は 10.7%(平成 25 年度末)と全国より低く、乳児院や児童養護施設への入所児童の割合が高くなっています。他方、県内の児童養護施設はその多くが昭和 40～50 年代に建築され、老朽化・狭隘化により改築の必要な施設も多くなっています。
- 児童養護施設においては、被虐待児や障がい、疾患を有するなど、個別ケアの必要な子どもが増加しています。できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で養育することが必要であり、里親やファミリーホームへの委託の増加や、施設の小規模化・地域分散化など、家庭的養護の推進を図る必要があります。

#### 子どもの自己肯定感 (自分が好きかどうか)



○ 「長野県子どもアンケート調査」によると、県内の多くの子どもは大人に見守られながら楽しく生活していますが、約1割の子どもはいじめ、虐待、体罰等に苦しんでおり、しかも自分を責めて我慢する傾向があり、自己肯定感が低くなっています。

○ 障がいのある子どもやその家族が身近な地域で自立し安心して生活できるよう、必要なサービスを地域ぐるみで提供できる体制づくりや、保護者の経済的負担の軽減が求められています。

## <施策の展開>

### (1) 家庭的養護と児童虐待防止対策の推進

- 児童相談所に里親委託等推進員を配置し、里親登録と委託児童の増加を図るとともに、フォーラムの開催等により里親制度の普及啓発を進めます。 [こども・家庭課]
- 保護を必要とする子どもの福祉の増進を図るため、里親研修等により里親の養育技術の向上を図ります。 [こども・家庭課]
- 児童養護施設等の入所児童に一時的に家庭生活を体験させる週末里親(ホストファミリー事業)を積極的に推進します。 [こども・家庭課]
- 児童養護施設や乳児院の老朽化・狭隘<sup>あい</sup>状態の解消、小規模ケア化、耐震化等のための整備を計画的に進めます。 [こども・家庭課]
- 児童養護施設入所や里親に委託されている被措置児童に対して、措置費の適正な交付のほか、民間からの寄付の促進などにより、生活の向上や自立の促進を図ります。 [こども・家庭課]
- 深刻化する児童虐待問題に的確に対応するため、児童相談所の相談体制・専門機能の充実・強化を図るとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容を協議する「要保護児童対策地域協議会」の機能強化により、相談支援体制の整備を進めます。 [こども・家庭課]
- 児童虐待防止対策の広報・啓発を行うとともに、24 時間体制で相談に対応し、緊急事態の場合は児童相談所につなぐホットラインを運営し、児童虐待を防止する体制づくりを推進します。  
[こども・家庭課]
- 身近な場所で専門的な相談対応を行う児童家庭支援センターの運営に対して補助を行い、虐待をはじめとする児童・家庭問題への相談体制を強化します。 [こども・家庭課]
- 児童虐待を未然に防ぐため、市町村が乳幼児健診や家庭訪問など母子保健サービスを通じ、虐待のリスクを持つ母子の早期の把握と適切な支援を行えるよう、信州母子保健推進センターにより、広域的・専門的に市町村を支援します。 [保健・疾病対策課]
- 社会的自立のための援助が必要な児童等が共同生活を営む「児童自立援助ホーム」の運営を支援するとともに、就職等の身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。 [こども・家庭課]

### (2) 子どもと子どもの育ちを支える者への支援

- 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に基づき、子ども支援委員会を設置し、子どもの人権侵害に関する事項について、必要に応じて知事や教育委員会に対する勧告を行うなど、具体的な救済を図ります。 [こども・家庭課]
- 子ども支援センターを設置し、子ども自身の悩みや子どもに関する様々な問題についての相談に対応します。また、子ども支援センターを中心に、チャイルドラインなど子どもに関する様々な相談窓口の連携を図り、重層的に子どもや子どもの育ちを支える者への支援を図る体制を構築します。  
[こども・家庭課]
- スクールカウンセラーの配置や、学校生活相談センターへの臨床心理士の配置及び 24 時間電話対応により、児童生徒の心のケアや悩み相談の充実を図ります。 [心の支援課]

- 不登校やいじめなどの悩みを抱える子どもや保護者に対して、子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、市町村や関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。

[心の支援課]

### **(3) 障がい児の療育体制の充実**

- ホームヘルプ、ショートステイサービス、デイサービスなど在宅福祉サービスを提供し、障がいのある子どもと家族が地域で自立した生活ができるよう支援します。 [障がい者支援課]
- 障がい者総合支援センターへ療育コーディネーターを配置するなど、身近な地域で療育相談・支援が受けられる体制づくりを推進します。 [障がい者支援課]
- 発達障がい者支援センターにおいて、専門的情報の提供、発達支援を担う人材の育成を行うなど、発達障がい児に対する支援体制を整備します。 [保健・疾病対策課]
- 在宅の重度障がい児に対する障害児福祉手当、特別児童扶養手当、障がい児通園施設の利用料軽減など、経済的負担の軽減を図ります。 [障がい者支援課]
- 放置すると将来に障がいを残すおそれのある子どもの治療費を助成する「自立支援医療」の給付を行います。 [障がい者支援課]
- 障がい児の医療費について、自己負担額に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。  
[健康福祉政策課]
- 特別支援教育の充実を図るため、医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、就学前から卒業後までの一貫した支援体制を整備します。 [特別支援教育課]

### **(4) 困難を有する子ども・若者の自立支援（不登校・ひきこもり・発達障がい）**

- 修学及び就労のいずれもしていない子ども・若者等であって、社会生活を営む上での困難を有する者(ニート、ひきこもり等)に、関係機関が連携して支援を行います。 [次世代サポート課]
- 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対して自立支援を行っている民間団体に対して助成を行い、支援団体を育成します。 [次世代サポート課]
- 私立高等学校や学習支援を行っている「学びの場」などで学ぶ発達障がいのある生徒を対象に、教育相談員や心理教育相談員による教育相談、教育支援を行います。 [次世代サポート課]
- 発達障がい等により学習に課題を抱える生徒に対する特別支援教育に積極的に取り組む私立学校及び高等専修学校を支援します。 [私学・高等教育課]
- 長野県発達障がいサポート・マネージャーを全ての圏域に配置し、発達障がいに関する様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。 [保健・疾病対策課]
- 学卒後の就労が不安定な若者に対して、キャリア・コンサルティング、セミナー、就労体験、ハローワークと連携した職業相談・職業紹介などにより就業支援を行います。 [労働雇用課]
- 不登校を未然に防ぐため、スクールカウンセラーの配置や学校生活相談センターへの臨床心理士の配置及び24時間対応の電話相談により、児童生徒の心のケアや悩み相談の充実を図ります。

[心の支援課]

※ 平成 27 年度不登校や発達障がいなど、困難を有する子ども・若者の自立支援を行なっている民間団体・私立学校等への支援のあり方について検討し、支援の充実を図る。

[次世代サポート課]

<主な達成目標>

指標名	現 状	目 標 (平成29年度)	備 考
里親等委託率	10.7% (H25年度)	17.2%	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
子ども支援センター相談件数	(未設置)	1,100件	新たに設置する総合相談窓口への相談件数

## 13 結婚・妊娠・出産・育児を社会全体で支援する環境づくり

### <現状と課題>

- 急速な少子化の進行には結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般で様々な要因があり、社会的背景として子育てに対する不安や負担感の増大、仕事と家庭の両立困難、結婚・出産に対する意識の変化などが見られます。
- 未婚者の多くが将来家庭を持つことを望む一方、晩婚・未婚化が進み、また、理想の子ども数と予定の子ども数も乖離しており、結婚や妊娠、出産に対する希望が叶えられていない状況です。
- 行政、企業、地域など多様な担い手が連携を強化し、社会全体で結婚や子育てを応援する気運を高めながら、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に取り組んでいく必要があります。

### <施策の展開>

#### (1) 県民が一体となった少子化対策の推進

- 「ながの子ども・子育て応援県民会議」のネットワークを活用し、県民が一体となった総合的な少子化対策を推進します。 [次世代サポート課]
- 「ながの子ども・子育て応援県民会議」の構成員の連携・協働により、地域子育て支援や子育てと仕事の両立など各種子育て支援の取組を推進します。 [次世代サポート課]
- 子育て支援総合助成金の活用等により、地域の実情に応じた子育て支援事業に対し支援を行います。 [こども・家庭課]
- 出産から子育てまでの子どもとその家庭に対し、地域で子育て支援等に取り組むNPOなど活動団体のネットワーク形成と団体への支援を検討するとともに、子育てを支援する人材の育成を進めます。 [次世代サポート課、こども・家庭課]

#### (2) 結婚・妊娠・出産・育児を支援する気運の醸成

- 社会全体で子育て支援に取り組むために、子ども・家族の大切さや子育ての意義・素晴らしさについて県民意識の醸成を図ります。 [次世代サポート課]
- 子どもや子育てに関する理解を促進するため、高校生が乳幼児と直接ふれあう体験活動を推進します。 [教学指導課]
- 子育て中の方が必要な時に必要な情報を入手できるよう県と市町村等の子育てに関する情報発信を行います。 [次世代サポート課]
- 地域の企業・店舗等が子育て家庭に対して各種優待サービスを提供し、地域全体で子どもと子育て家庭を支える気運を醸成します。 [次世代サポート課]
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、労働者、事業主、地域住民に対する研修、セミナー等により、仕事と家庭の両立支援制度の利用促進や働き方の見直し、男性の子育て参加に関する意識醸成を行います。

[労働雇用課、人権・男女共同参画課、次世代サポート課]

- 結婚と子育てを社会全体の問題として捉え、県をあげて結婚・子育ての応援を宣言し、機運の醸成を図ります。 [次世代サポート課]
- 「家族の日」、「家族の週間」等において、生命を次代に伝え育むことや家族の大切さなどについて、県民の意識醸成を進めます。 [次世代サポート課]
- 青少年が伸び伸びと成長できる家庭づくりのために、「家族の日」における活動など、「明るい家庭づくり普及実践運動」などを通じて、家庭の意義や役割に関する意識啓発を行います。

[次世代サポート課]

## 連携と協働で結婚や子育てを応援します！

### — ながの結婚・子育て応援宣言 —

「ながの子ども・子育て応援県民会議」は、未婚化や晩婚化の進展が、少子化の主な要因であるとの認識のもと、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、結婚や子育てを社会全体で応援し、確かな暮らしが営まれる美しい信州を創るために、平成 25 年6月に「ながの結婚・子育て応援宣言」を採択し、発表しました。

「出会いの機会の拡大」、「若者の就労支援」、「地域における子育て支援」、「仕事と家庭の両立支援」について、県民会議の構成団体がそれぞれ取組を実行するとともに、多くの県民の皆さんと連携・協働して、取組を推進していきます。

#### ながの結婚・子育て応援宣言

長野県の人口は、今後、長期にわたって減少が続き、  
20年間で約30万人もの減少が見込まれています。

更に、少子化の進行と平均寿命の伸長により高齢化が一層進み、

速くはない将来に高齢者が人口の3分の1を超えることも確実となっています。

こうした状況認識を県民が共有し、結婚や出産について、個人の考え方や価値観を尊重しつつ、

社会全体で次の世代を育むための環境づくりや支援に取り組むことが必要となっています。

結婚や子育てを応援し、確かな暮らしが営まれる美しい信州を創るために、

次の取組を連携して進めていくことをここに宣言します。

#### 記

##### 1 出会いの機会の拡大（婚活支援）

未婚化や晩婚化の進展が少子化の主な要因であるとの認識のもと、若者の結婚に向けた活動（婚活）を応援します。特に、結婚できない理由として「適当な相手めぐり合わない」ことを挙げている未婚者が最も多いことから、「しあわせ信州婚活サポート」等と連携し、婚活イベント等の情報を積極的に提供するなど、出会いの機会の拡大を進めます。

##### 2 若者の就労支援

若者一人ひとりの適性に応じたキャリア・コンサルティングや就職情報の提供、職業紹介を行い、若い世代が夢と希望を持って働き、家庭を築くことができるよう、若者の安定した就労を支援します。

##### 3 地域における子育て支援

誰もが安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現に向けて、行政が子育て支援の質・量の充実を図り、企業やNPO、自治会、子育てサークルなど多様な主体と連携、協働し、様々なニーズに応じた子育てサービスの提供や地域の絆による見えあいなにより、環境整備を進めます。

##### 4 仕事と家庭の両立支援

育児休業の取得や短時間勤務制度の利用、さらには長時間勤務の改善や有給休暇の取得促進を通じて、男女を問わず就業を継続しやすくする職場づくりに取り組み、仕事と家庭の両立を支援します。

#### 賛同いただいた皆様

##### 【ながの子ども・子育て応援県民会議】

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| (一社) 長野県医師会              | (一社) 長野県連合婦人会               |
| (一社) 長野県助産師会             | (一社) 長野県老人クラブ連合会            |
| (公社) 長野県看護協会             | (公社) 日本青年会議所北信信越地区長野ブロック協議会 |
| (社福) 長野県社会福祉協議会          | J A長野県青年部協議会                |
| 長野県民生児童委員協議会             | J A長野県女性協議会                 |
| 長野県児童遊歩道協議会              | (敬称略) 5団体                   |
| 長野県子ども会育成連絡協議会           | (平成25年6月19日時点)              |
| 長野県保母連盟                  |                             |
| (一社) 長野県私立幼稚園協会          |                             |
| 長野県市町村教育委員会連絡協議会         |                             |
| 長野県PTA連合会                |                             |
| 長野県公民館運営協議会              |                             |
| (一社) 長野県経営者協会            |                             |
| 長野県中小企業団体中央会             |                             |
| (一社) 長野県商工会議所連合会         |                             |
| 長野県商工会連合会                |                             |
| 長野県農業協同組合中央会             |                             |
| 日本労働組合総連合会長野県連合会         |                             |
| NPO法人子育て応援団ばれっぴ          |                             |
| NPO法人すわ子ども文化ステーション       |                             |
| 長野県市長会                   |                             |
| 長野県町村会                   |                             |
| 長野県労働局                   |                             |
| 長野県                      |                             |
| 清泉女学院短期大学副学長 西山 薫        |                             |
| 長野県短期大学幼児教育学科講師 金山 美和子   |                             |
| 松本大学総合経営学部准教授 上野 隆幸      |                             |
| 長野大学環境ソリューションズ学部准教授 早坂 洋 |                             |

(敬称略) 24団体・4個人  
(平成25年6月19日時点)

## 第5章 達成目標

基本目標『みんなで支える「子育て安心県 ながの」』を実現するためには、基本目標を目指す方向や展開する各施策、実現すべき目標を県民と共有することが重要であるため、できるだけ具体的でわかりやすい達成目標を設定しました。

具体的な指標として、県だけでなく、県民をはじめとする多様な主体が目標を共通しつつ、それらの活動によって実現をめざす「県民指標」（県の行政活動だけでは達成困難なもの）と、主として県の施策・事業や県と国・市町村の協働による行政活動によって実現をめざす「県活動指標」に分類しています。

なお、達成目標に掲げる指標や目標値については、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況に応じて内容の見直しを行うなど、弾力的に対応していきます。

### 【県民指標】

県だけでなく、県民をはじめとする多様な主体の活動によって実現をめざすもの

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
周産期死亡率(出産千対)	3.6 (H25年)	3.6 (H29年)	出産千件あたりの、妊娠22週以降の胎児の死産と出産から7日未満の新生児死亡を合わせた割合(人口動態統計)
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	57.9% (H25年度)	60.1%	3歳児健康診査問診で「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある」と答えた母親の割合
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	83.5% (H26年度)	87.0%	3歳児健康診査問診で「育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている」と答えた親の割合
新生児訪問全数実施市町村数	33市町村 (H25年度)	77市町村 (H29年度)	新生児訪問(生後28日以内)を全員に実施している市町村数
産後うつ病スクリーニング実施市町村数	48市町村 (H25年度)	77市町村 (H29年度)	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を実施している市町村数
食育ボランティア数	17,944人 (H25年度)	20,000人	県及び市町村が把握しているボランティア団体において、食育推進活動を行っているボランティアの人数
未成年者の喫煙率	(H23年)	(H29年)	調査生徒数のうち、有効回答数を合計値とし、毎日及び時々喫煙をしている者の生徒数を割合として算出
中学1年生男子	0.4%	0%	
中学1年生女子	0.2%		
高校1年生男子	3.5%		
高校1年生女子	2.5%		
ながの子育て家庭優待パスポート事業協賛店舗数	3,323店舗 (H25年度)	5,000店舗	協賛店舗において子育て家庭が買物時の割引など各種サービスを受けることができる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」に協賛している店舗数
放課後子どもプラン(児童クラブ・子ども教室)登録児童数	28,979人 (H25年度)	34,800人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数
男性の育児休業取得率	1.8% (H25年)	5%以上 (H27年)	調査対象事業所(常用労働者10人以上)において育児休業を取得している労働者(男性)の割合(賃金実態調査の付帯調査)
学校支援ボランティア登録数	17,040人 (H25年度)	18,000人	学校支援ボランティアに登録している人数
信州型コミュニティスクールの実施割合(小・中学校)	13.6% (H25年度)	100%	保護者・地域による学校支援や学校運営参画の仕組みができていない小・中学校の割合

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
生活保護世帯の児童の高校等進学率	93.5% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童の高校等進学率	89.3% (H25年度)	95.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定
児童養護施設入所児童の大学等進学率	35.3% (H25年度)	40.0%	専修学校等を含む。全体の進学率に近づくよう設定

### 【県活動指標】

主として県の施策・事業の実施や、県と国・市町村が協働して行う行政活動によって実現をめざすもの

指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合	80.0% (H26年度)	83.0%	「将来の夢や目標をもっている」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))
Iターン事業による就職確認数(累計)	179人 (H25年度)	225人	県出身者に限らず県外在住者に長野県への就職・定住を促進する「Iターン事業」により、就職が確認できた人数(計画期間中の累計)
小児初期救急医療体制として休日夜間急患センター等が整備された二次医療圏数	9医療圏 (H25年度)	10医療圏	地域の開業医や勤務医が協力して運営する準夜間(18時から22時頃)に対応する小児初期緊急医療施設等が確保されている圏域。
病児病後児保育事業実施市町村数	17市町村 (H25年度)	22市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
延長保育事業実施箇所数	294か所 (H25年度)	298か所	保育所の開所時間(11時間)を超えて延長保育を実施している箇所数
ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	36か所 (H25年度)	40か所	地域において、育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員の自宅等で子どもの一時預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している箇所数
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)実施箇所数	24か所 (H25年度)	29か所	保護者の病気、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどの際に、児童養護施設等において短期的預かり(7日以内)を行う「ショートステイ事業」(国庫補助事業)を実施している箇所数
「社員の子育て応援宣言」の登録企業数	347社 (H25年度)	1,500社	従業員が仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりに取り組むため、「社員の子育て応援宣言」を登録した企業の数
不登校児童生徒在籍比率(小・中)	1.18% (H25年度)	1.08%以下	県内の全小・中学校において、年間30日以上欠席した児童生徒在籍比率(病気や経済的理由による者を除く)
学校満足度	(H25年度)		
小学校	90.7%	92.0%	「学校に行くのが楽しい」と答える児童の割合
中学校	86.6%	90.0%	「学校に行くのが楽しい」と答える生徒の割合
高校	76.5%	80.0%	「学校の授業が理解できている」と答える生徒の割合
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	(H26年度)		
小学6年生	90.9%	93.0%	「毎日朝食を食べる」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))
中学3年生	86.0%	87.0%	
「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合	74.9% (H26年度)	76.0%	「授業がよく分かる」と答える児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査(小・中学校))
通学合宿実施回数	23回 (H25年度)	80回	通学合宿を実施した回数



指標名	現状	目標 (平成29年度)	備考
県営住宅多子世帯優先枠の活用	— (未実施)	100%	新たに実施する県営住宅多子世帯優先枠への入居率
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	80.2% (H25年度)	80.0%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合 (過去3年間の平均は80.0%)
里親等委託率	10.7% (H25年度)	17.2%	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
小規模グループケアの実施数	25か所 (H25年度)	43か所	要保護児童に対して、家庭的な環境の中でよりきめ細やかなケアを実施する児童福祉施設等の箇所数
子ども支援センター相談件数	— (未設置)	1,100件	新たに設置する総合相談窓口への相談件数

# 第6章 計画の推進体制

## 1 「ながの子ども・子育て応援県民会議」を通じた連携・協働による取組

### <ながの子ども・子育て応援県民会議の運営>

- 本計画の基本目標「みんなで支える“子育て安心県 ながの”」の実現に向けては、多くの県民の参加と行動をいただきながら社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく必要があるため、県内の経済、労働、医療、福祉、教育等の幅広い分野の団体やNPO、国・県・市町村など行政機関、学識経験者等により構成する「ながの子ども・子育て応援県民会議」を通じて、連携と協働による子育て支援の取組を推進していきます。
- 県民会議では、各分野における課題を共有しながら、「第一部会」(地域子育て支援、保健医療ほか)と「第二部会」(仕事と生活の調和、意識醸成ほか)において、「地域の助け合いによる子育て支援」、「経済的支援」、「子どもや家族を大切にする意識の醸成」などのテーマを中心に、具体的な取組について議論・検討を行います。

### <連携・協働による取組の実行>

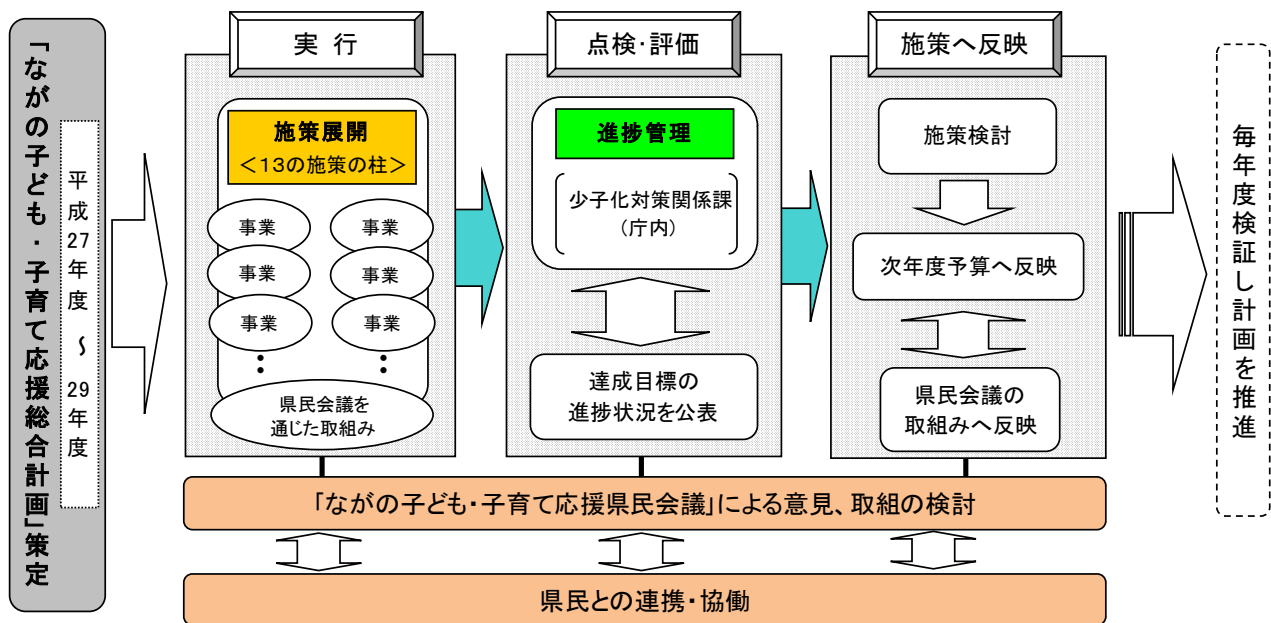
- 県民会議の構成団体は、それぞれの分野で独自の支援策を率先して実行するとともに、ネットワークを有効に活用しながら、相互の連携を強化した取組を進めます。
- また、県民会議の方向性のもと、行政はもとより企業・職場、NPO、保育、医療、学校などの各主体、さらには県民一人ひとりが積極的に行動し、それぞれ適切に役割を果たしていくことが求められます。
- 県民に対しては、県民会議の議論や活動を広くPRするほか、各団体が実施する取組内容や先進的な事例、様々な子育て支援制度などについて、積極的な情報発信を行います。



## 2 計画の進捗管理と評価

### ＜施策の点検・評価＞

- 本計画で示す基本目標や施策展開の方向性について県民に広く理解と協力をいただきながら、子ども・子育て支援の各種施策を着実に進めるとともに、計画をより実効性のあるものとするため、それぞれの施策の実施状況や目標の達成状況について、庁内の少子化対策関係課において、点検・評価を行います。
- 長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン)との整合に留意しつつ、施策の実施状況や達成目標に関する指標の推移、個別事業の成果等について分析し評価を行うとともに、評価結果を公表し県民意見を反映させながら、施策・事業の見直しや改善を図ります。
- 本計画の内容について、機会を捉えて積極的な普及に努めるとともに、毎年度、計画に掲げた達成目標(県民指標・県活動指標)に対する進捗状況などを公表し、県民と情報共有することにより、計画の着実な推進を図ります。





## 付 属 資 料

1. 長野県子育て支援戦略
2. 長野県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援法)
3. 次世代育成支援対策推進法



# 長野県子育て支援戦略

平成 26 年 12 月

長 野 県

## 目 標

### 「みんなで支える子育て安心県」の構築

子どもは未来を担う社会の宝です。しかし、核家族化や都市化の進行により、子育てが家族だけの問題となりがちな中で、子どもを産み育てることの負担や子どもが健やかに育つことへの不安が増大し、生まれてくる子どもの数は減り続けています。

子どもの数が減っている背景には、従来の結婚観や家族観の変化に加えて、理想とする数の子どもを持ちたくとも持てない現実があります。

アンケート結果等からは、子育てに関する経済的負担の大きさや、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに関する相談先の少なさなど、社会全体で解決すべき課題が浮かび上がってきます。

子どもを持ち、子どもを育てることに喜びや励みを感じることができる社会。生まれてきた全ての子どもたちが健やかに生まれ育っていく社会。こうした社会こそ、「しあわせ信州」がめざす姿です。

この戦略は、県が市町村との協働により、子育て支援策を強化し、「みんなで支える子育て安心県」を構築するために策定しました。

## 戦略の性格

本戦略は、平成 27 年度から 29 年度の間、県が取り組む子育て支援の方向性を取りまとめたものであり、今後、市町村と協働して平成 27 年度からの施策化につなげていきます。

また、本戦略を反映し、県として取り組む具体的施策を取りまとめ、平成 26 年度中に「ながの子ども・子育て応援計画」を策定します。



# I 子育てに伴う経済的負担の軽減

## 施策の目的

子育てにおいて負担感が大きい、保育料と医療費に対する負担を軽減するほか、居住環境の向上をはじめ多子世帯向けのサービスを充実することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えます。

## 現状と課題

- ・子育てや教育にお金がかかることから、理想の数の子どもを持っていない家庭が多い状況です。
- ・希望する子育て支援サービスとして、子育てに係る経済的負担の軽減を望む声が多く聞かれます。
- ・保育料や子どもの医療費について、多くの市町村で独自の軽減策が行なわれています。

### ※ 保育料と医療費の負担軽減策の状況

#### [保育料]

- 〈国の制度〉
- 保育所：子どもが同時入所の場合、第2子半額、第3子以降無料
  - 幼稚園：上の子が小3までを兄弟数に数え、第2子半額、第3子以降無料
- ・県内31市町村では、保育所保育料の同時入所要件をなくす等、独自の負担軽減を実施

#### [医療費]

- ・市町村の子ども医療費助成は、75市町村で入通院ともに中卒まで対象  
そのうち、41町村は入通院ともに高卒まで対象（H26.8月現在）
- ・県は、入院：小3まで、通院：小学校就学前までの経費の2分の1を市町村に補助

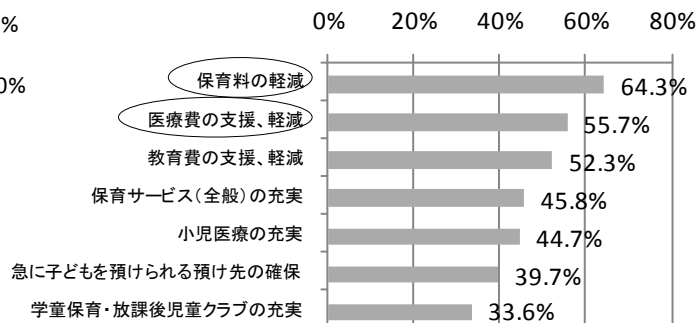
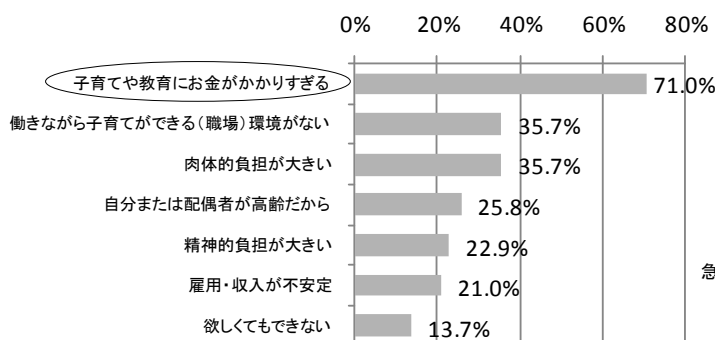
### <課題>

#### 【子育て世帯（特に多子世帯）の経済的負担の軽減】

- ・子育てにおいて負担感が大きい経費を軽減する必要があります。
- ・特に希望の数の子どもが持てるよう、多子世帯の負担軽減を図る必要があります。

理想の数の子どもを持っていない理由

今後充実を希望する子育て支援サービス



「子育て支援意向アンケート」(H26.8) 長野県

- ・理想の数の子どもを持っていない理由では、経済的負担が最大の要因となっている。
- ・今後充実を希望する支援サービスでは、保育料と医療費の軽減が上位となっている。

## 施策の方向性

市町村と協調し、子育てに伴う経済的負担を軽減します。特に経済的な負担が大きい多子世帯（3人以上の子どもがいる世帯）への支援を強化します。

### 多子世帯支援の充実

#### 【保育料に係る負担の軽減】

- ・市町村が行う第3子以降の保育所・幼稚園の保育料の負担軽減を新たに支援します。これにより、保育所の第3子以降の保育料については、兄弟の同時入所要件なく「保育料無料階層の拡大」「平均的な所得階層での国基準比1/2以下」を実現します。  
(参考：世帯収入550万円の5人家族での国基準年間保育料：49.8万円)

#### 【その他の負担軽減策】

- ・多子世帯の居住環境を向上させるため、県営住宅に多子世帯向けの優先枠を創設します。
- ・買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート」の対象（現在3,424）を5,000店舗へ増加し、あわせて多子世帯向け優遇サービスを創設します。  
    { 例：買い物の際の付与ポイントの拡大  
        飲食店でのソフトドリンク・お菓子などの無料サービス  
        スポーツ・レジャー施設での割引拡大  
    }

など

### 医療費支援の拡大

#### 【子どもに係る福祉医療制度の充実】

- ・乳幼児等医療費助成制度のうち、比較的費用負担が大きい入院に関して、その対象者を従来の「小学校3年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大します。
- ・障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。
- ・福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。

## Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

### 施策の目的

子育て中の皆さんの保育に対する要望を把握し、きめ細かく応えられる体制を整備します。  
また、県は事業主として、職員が子育てしやすい職場づくりを進めます。企業においても短時間勤務制度など多様な働き方が導入され、子育てしながら働ける環境が整備されるよう、企業の取り組みを支援します。

### 現状と課題

- ・ 保育を希望する者の要望は多様化しており、地域によっても異なります。
- ・ ワークライフバランスに取り組む重要性について、社会全体の理解は十分とはいえません。
- ・ 働く女性の約6割が出産を機に退職しています。

#### <課題>

##### 【いざという時の子どもの居場所の充実】

- ・ 地域によって異なる、保育サービスに関して求められる多様な要望を的確に把握し、必要な体制を整える必要があります。

##### 【子育て支援に関わる人材・サービス事業者の確保・育成】

- ・ 育休明け等により、年度途中の保育所入所希望も多いことから、時期を問わず受入ができるよう保育士を確保する必要があります。
- ・ きめ細かに子育てを支援するためには、地域の住民やNPO等との協働を図りながら、地域で子育てができる体制を整える必要があります。

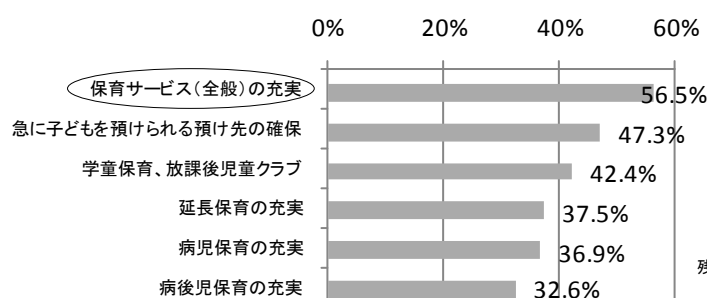
##### 【企業等と連携した子育てと仕事の両立支援】

- ・ 子育てをしながら働き続けるためには、多様な働き方ができる企業を増やしていく必要があります。

##### 【女性の再就職支援】

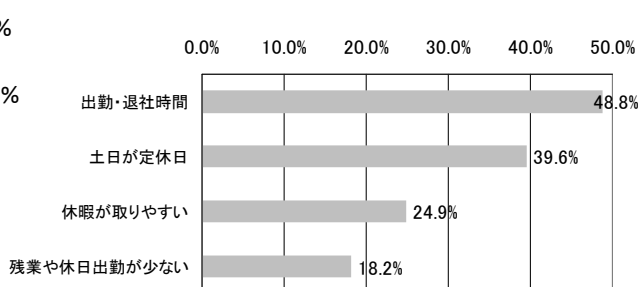
- ・ 一旦離職しても子育てをしながら働きたい女性の再就職を実現するためには、総合的な就業支援をきめ細かく実施する必要があります。

#### 仕事と子育ての両立で行政に期待すること



「子育て支援意向アンケート」(H26.8) 長野県

#### 就労で優先したいこと



子育て中の母親就労意識アンケート(H24) 長野県

## 施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、子どもたちの居場所整備や企業の取組促進、女性の就業支援の充実などを進めます。

### 【いざという時の子どもの居場所の充実】

・住民が必要とする時に必要な保育サービスを提供するため、市町村の施設整備や広域連携等を支援します。

- ①どうしても仕事を優先しなければならない場合の子どもの急病に備えて、病児・病後児保育を県内すべての広域圏で受けられるようにするとともに、より身近な場所で子どもを預けられるよう市町村を支援します。
- ②急用、残業等で必要な時に子どもを預けられるよう、ファミリー・サポート・センター事業やNPO等が行う子育て支援事業を全県に広げます。
- ③放課後や休校日等に保護者が家にいない子どもなど、希望する子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営・整備を支援します。

### 【子育て支援に関わる人材・サービス事業者の確保・育成】

- ・保育人材確保のため県内保育士養成校新卒者が県内で就職できるように、新卒者向け就職説明等、県内就職に向けた支援を充実します。
- ・年度途中等、時期に関わらず必要な時に人材の確保を可能にするため、保育士人材に関する情報を集約し、その情報を市町村等が共有する制度を整備します。
- ・地域における子育て支援の取組を広げるため、子育て支援に取り組んでいる方々の課題や意見もお聞きし、NPO等に対する支援の充実をめざします。

### 【企業等と連携した子育てと仕事の両立支援】

- ・県では、「男性職員の子育て計画書」の活用等により、育児休業や特別休暇の取得を促進するとともに、テレワークの導入を検討するなど多様な働き方の選択肢の拡大に努めます。
- ・子育てと仕事の両立が当たり前ができる社会を目指し、企業への積極的な働きかけを行うとともに、従業員の子育てを応援するモデルとなる企業の認証や、そういった取組を行う企業を「長野県の契約に関する条例」に基づく入札参加資格の優遇により応援し、従業員の働く環境を整えます。

《「社員の子育て応援宣言！」の登録》

登録企業 1,500 社をめざします。

《企業認証での推奨ポイント例》

①「短時間正社員制度」の導入と実践

離職せず正社員の身分のままで子育てがしたい人を応援します。

②「時間単位の有給休暇制度」の導入と実践

子どもの病気でも気兼ねなく休めるよう子育てをしながら働く女性を応援します。

③「ノー残業デー」の設定と実践

男性も女性もともに子育てに取り組めるよう応援します。

### 【女性の再就職支援】

- ・子育てで一旦離職した後再就職を希望する女性を支援するため、専用サイトにより必要な情報を提供しつつ、ブランクによる就職の不安を解消する託児付きインターンシップや身近な地域で参加できる就職セミナー等を実施し、希望する就職を支援します。
- ・就職活動の仕方や実践的な面接対策などの就業支援から職業紹介までを一体的に支援するため、ハローワークとの連携を広めきめ細かな就業支援を行います。

### Ⅲ 子育ての孤立化の防止

#### 施策の目的

出産直後の母子に対する訪問・相談・関係機関との連携強化等により、子育てに関する不安を解消するとともに、支援が必要な家庭の早期発見及び児童福祉分野と連携した的確な支援により、子育てに係る孤立感の軽減に努めます。

#### 現状と課題

- ・ 出産年齢の高年齢化等、妊娠・出産を取り巻く状況は多様化しています。
- ・ 少子化・核家族化から、特に初めて出産や子育てをする母親の負担増大が見受けられます。

#### <課題>

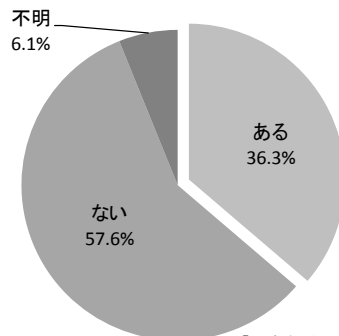
##### 【母子保健サービスの充実】

- ・ 支援が必要な家庭、孤立した家庭の、早期発見、早期支援が必要です。
- ・ 病気や障がいの早期発見のための、スクリーニングを充実する必要があります。
- ・ 全ての市町村で、高い水準の母子保健サービスを提供する必要があります。

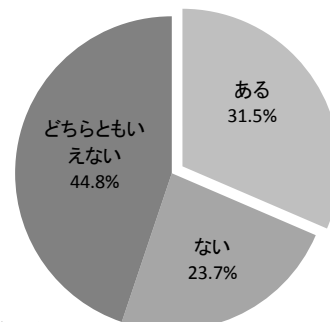
##### 【産後ケアの充実】

- ・ 精神的不安を抱える母親等、産後の母子の状況を的確に掴んでいないことから、早期に状況を把握し、個別にきめ細かに支援する必要があります。

出産後涙もろい、何もする気にならない状態の有無



子育てに自信が持てないことがある母親の割合



「3歳児健康診査保護者アンケート」(H23) 長野県

#### 施策の方向性

母親が安心して妊娠・出産でき、子育ての不安や悩みをひとりで抱え込まないようにするため、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談・支援体制を樹立します。

##### 【母子保健サービスの充実】

- ・ 全国でトップクラスの数の保健師が活躍する本県において、長野県の組織内に「総合母子保健センター」(仮称)を設置し、市町村が行う母子保健サービスの水準を向上し、子育て中の家庭が妊娠から子育てまで一貫してきめ細かに相談や支援が受けられる体制づくりを推進します。

##### 【産後ケアの充実】

- ・ 産後1か月以内に全てのご家庭を保健師等が訪問できるよう、統一した保健指導マニュアルの作成やそれに基づく技術研修の実施、保健師等のネットワーク化の推進などにより市町村の技術向上を支援します。これにより、母子の心身の健康状態や子育てに対する不安を確認し、早期の支援につなげます
- ・ 産後ケアサービスを気軽に受けられる環境を整備するため、産後ケアに係るサービスを提供しているNPO等への支援を充実します。

## Ⅳ 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

### 施策の目的

様々な困難を抱える子ども達が自らの力を信じ、自らの力で困難を乗り越えられるよう支援することにより、すべての子どもが夢と希望を持って成長し、豊かな人生を送ることができるようにします。

### 現状と課題

- ・約1割の子どもが、いじめ・虐待・体罰等の人権侵害を受け、しかも自分を責めて我慢する傾向があり、自己肯定感が低い状況です。
- ・子どもの貧困率が上昇し、世代を超えた貧困の連鎖が懸念されています。
- ・子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しています。

#### <課題>

#### 【悩みを抱える子どもや保護者が相談できる場づくり】

- ・人権侵害に悩み苦しむ子どもや、子どもの育ちを支える者の、相談体制の充実を図る必要があります。

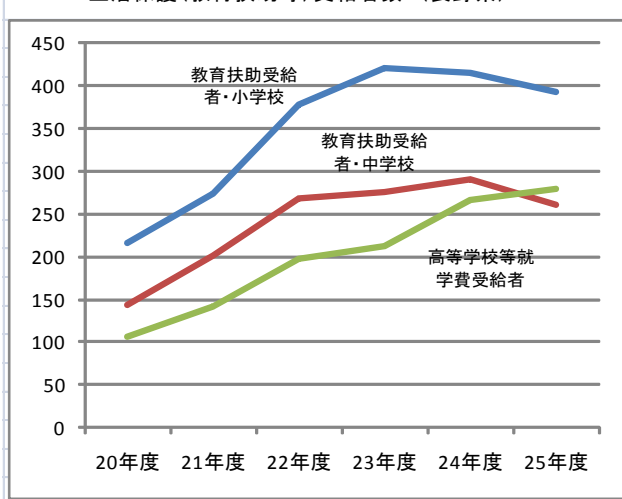
#### 【誰もが夢と希望をもって挑戦できる社会づくり】

- ・世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、低所得世帯の生活、就労に対する支援や、教育の機会均等を図る必要があります。

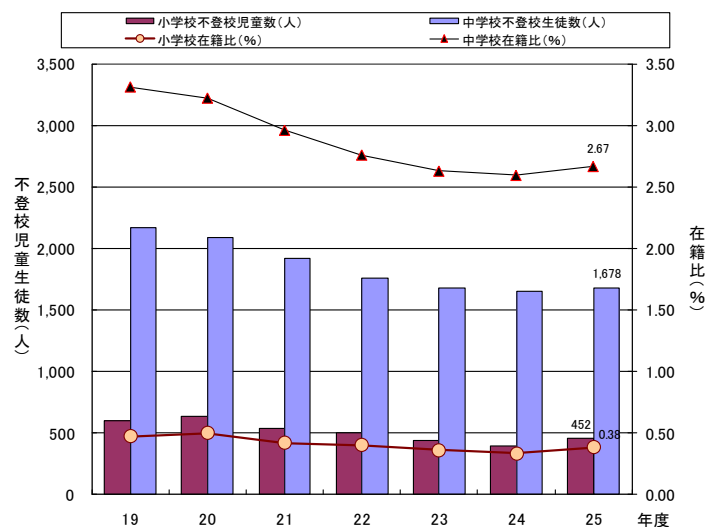
#### 【様々な困難に対して総合的に支援できる体系づくり】

- ・不登校の子どもや、発達障がいなど困難を有する子ども・若者に対し、その状況に応じた支援を提供できるメニューを充実する必要があります。

生活保護(教育扶助等)受給者数(長野県)



不登校児童生徒数及び在籍比の推移(長野県)



## 施策の方向性

いじめ、体罰等の人権侵害や、貧困、障がいなど、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する支援を強化します。

### 【悩みを抱える子どもや保護者が相談できる場づくり】

- ・悩みを抱える子どもや保護者等を支援する、「子ども支援センター」（仮称）を設置し、相談・救済の仕組みを確立します。

### 【誰もが夢と希望をもって挑戦できる社会づくり】

- ・貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯が多いひとり親家庭等に対する生活・就労支援策を拡充します。
- ・地域に開かれた学校づくりを進め、地域住民の協力のもと、学習が遅れがちな中学生を対象とした原則無料の学習サポートを実施します。

### 【様々な困難に対して総合的に支援できる体系づくり】

- ・困難を有する子ども・若者の自立支援を行っている民間団体・私立学校等への支援を充実します。
- ・障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。（再掲）
- ・福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。（再掲）

## V その他

### 施策の目的

子育てに関する、県及び市町村の取組を一元的に発信することにより、支援を必要としている方に的確に情報を届けられるようにするとともに、若い世代に対する子育てに関心がある教育の推進により、子育てについて主体的・積極的に考えられるようにします。

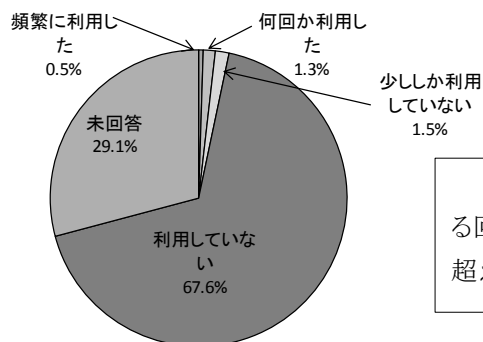
### 現状と課題

- ・県や市町村が実施している子育て支援策が、十分知られていないと思われます。
- ・少子化や核家族化が進む中で、高校生など若い世代では、日常生活の中で乳幼児と触れ合う機会が少なくなっています。

#### <課題>

- ・子育て支援に係る施策を、必要な方に必要な時に知っていただけるよう、的確に周知する必要があります。
- ・若いうちに子育てに対する理解を深め、家族を持つことのライフプランが描けるような教育を進める必要があります。

#### 支援サービスの利用状況について(ファミリー・サポート・センター)



「ファミリー・サポート・センター」の利用状況に関する回答では、未回答と利用していない回答が 9 割を超え、制度が知られていない、ことが想定される。

「子育て支援意向アンケート」(H26.8) 長野県

### 施策の方向性

I からIVのほか、様々な視点で子育て支援を充実します。

- ・子育て中の方が必要な時に必要な情報を入手できるよう、県と市町村の子育てに関する情報を一元的に発信します。
- ・高校生など、若い世代が子どもを産み育てることに関心や希望を持てるようにするため、乳幼児とのふれあい等、子育てに関する理解が深まる教育を進めます。
- ・高校生等に対する、妊娠・出産を含めた人生設計について考えるライフデザインセミナーを充実します。
- ・子どもを持ちたいという夫婦の願いを叶えるために、不妊・不育症治療への支援を強化します。
- ・安心して子育てができる環境づくりが県内各地域で幅広く行われるよう、「地域発 元気づくり支援金」の重点テーマに「子育て支援」を追加し、自主的・主体的な取組を支援します。



# 長野県子ども・子育て支援事業支援計画

平成27年3月

長野県

# 目 次

■ はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画期間	
■ 計画策定の背景	2
1 子ども・子育てを取り巻く状況	
2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況	
■ 計画の基本理念等	4
1 基本理念	
2 基本目標	
3 達成状況の点検及び評価	
■ 具体的施策の内容	6
第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進	6
第1節 区域の設定について	6
第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	8
第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供	22
第4節 地域子ども・子育て支援事業の推進	23
第5節 従事者の確保と資質向上	26
第6節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	27
第7節 教育・保育情報の公表	28
第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	29
第1節 児童虐待防止対策の充実	29
第2節 社会的養護体制の充実	31
第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進	35
第4節 障がい児施策の充実	37
長野県社会福祉審議会委員名簿	40
子育て支援専門分科会委員名簿	41
審議経過	42

## ■ はじめに

### 1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月より本格施行されることになりました。

この「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、すべての市町村が事業の実施主体として、今後5年間における教育・保育の量の拡充や質の向上をめざした子ども・子育てに関する新たな計画（市町村「子ども・子育て支援事業計画」）を策定することになりました。

これにあわせて、県では、各市町村が事業の実施主体としての役割を十分果たせるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずること等を主眼として、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

### 2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日 内閣府告示第159号）に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「ながの子ども・子育て応援計画」）の一部を構成します。

### 3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## ■ 計画策定の背景

### 1 子ども・子育てを取り巻く状況

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、保護者が、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっています。

また、保護者世代のきょうだい数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しい保護者が増えているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

一方、共働き家庭や非正規労働者の増加等、社会や経済の環境の変化により、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、就労の状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

さらに、少子化により、きょうだい数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

以上のような状況の中、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要であり、こうした取り組みを通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現することが求められています。

### 2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況

「次世代育成支援対策推進法」に基づき作成した「ながの子ども・子育て応援計画（計画期間：平成22～26年度）」において掲げた達成目標のうち、本計画に関わる施策の進捗状況は次のとおりです。

「延長保育事業実施箇所数」はほとんど増加していませんが、その他の指標については概ね目標に沿って増加しています。

指標名	基準値	目標 (H26年度)	現状 (H25年度)	備考
病児病後児保育事業実施市町村数	15市町村 (H23年度)	18市町村	17市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
延長保育事業実施箇所数	291か所 (H20年度)	338か所	294か所	保育所の開所時間（11時間）を超えて延長保育を実施している箇所数
低年齢児（3歳未満児） 保育園児数	9,624人 (H21年度)	10,600人	11,335人	保育所に入所している満3歳未満の子どもの数

ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	21 か所 (H21 年度)	38 か所	36 か所	地域において、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員の自宅等で子どもの一時的預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している箇所数
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）実施箇所数	18 か所 (H21 年度)	23 か所	24 か所	保護者の病気、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどの際に、児童養護施設等において短期的預かり（7 日以内）を行う「ショートステイ事業」（国庫補助事業）を実施している箇所数
放課後児童クラブ登録児童数	19,259 人 (H21 年度)	19,900 人	19,905 人	放課後児童クラブに登録されている児童数
妊婦健診の受診勧奨実施市町村の割合	93.8% (H20 年度)	100%	100%	妊婦に対して健診を受診するよう勧めている市町村の割合
里親等委託率	6% (H21 年度)	10.3%	10.7%	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
小規模グループケアの実施数	17 か所 (H21 年度)	27 か所	25 か所	要保護児童に対して、家庭的な環境の中でよりきめ細やかなケアを実施する児童福祉施設等の箇所数
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	59.0% (H20 年度)	80%	80.2%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合

## ■ 計画の基本理念等

### 1 基本理念

子育てについては、子どもの保護者が第一義的な責任を有しますが、一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中では、保護者や家庭の中だけで子育てを担うことが難しくなっている現状があります。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援をすることです。

本県においては、未だ豊かな自然や地域のぬくもりが残っていることから、このような特性を生かしながら、子どもが生まれた時から持っている育つ力を発揮して、能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく、心身ともに健やかでたくましく成長することができるよう、また、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、行政をはじめ、子育て支援関係者、地域住民など、社会全体で子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

### 2 基本目標

「長野県子育て支援戦略」（平成 26 年 12 月 25 日策定）の目標と同じ  
**「みんなで支える子育て安心県」の構築**  
とします。

基本目標を実現するため、次のとおり具体的な達成目標を設定します。

#### 【達成目標（指標）】

指標名	現状	目標 (H29 年度)	備 考
病児病後児保育事業実施市町村数	17 市町村 (H25 年度)	22 市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
延長保育事業実施箇所数	294 箇所 (H25 年度)	298 箇所	保育所の開所時間（11 時間）を超えて延長保育を実施している箇所数
ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	36 箇所 (H25 年度)	40 箇所	地域において、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員の自宅等で子どもの一時預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している箇所数

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）実施箇所数	24 か所 (H25 年度)	29 か所	保護者の病気、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどの際に、児童養護施設等において短期的預かり（7 日以内）を行う「ショートステイ事業」（国庫補助事業）を実施している箇所数
放課後子どもプラン（児童クラブ・子ども教室）登録児童数	28,979 人 (H25 年度)	34,800 人	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数
里親等委託率	10.7% (H25 年度)	19.7% (H31 年度)	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
小規模グループケアの実施数	25 か所 (H25 年度)	45 か所 (H31 年度)	要保護児童に対して、家庭的な環境の中でよりきめ細やかなケアを実施する児童福祉施設等の箇所数
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	80.2% (H25 年度)	80.0%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合

### 3 達成状況の点検及び評価

本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、把握・評価し、「社会福祉審議会子育て支援専門分科会」において審議するとともに、県のホームページ等で公表します。

また、本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて、計画期間の中間年を目安に、本計画の見直しを行います。

## ■ 具体的施策の内容

### 第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

#### 第1節 区域の設定について

幼児期の学校教育・保育の基盤整備や地域子ども・子育て支援の効率的かつ効果的な推進のためには、市町村の区域を越えた広域的な調整が重要であることから、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を定める単位として、区域を設定します。

本県における区域は、隣接市町村間における保育所等の広域利用の実態に即し、保健福祉事務所単位の10区域とします。

この10区域は、従来から関係性の強い地域のまとまりであり、それぞれの区域内において独自の生活圏・文化圏を形成していると考えられるため、地域の実情や特性に即した支援が可能です。

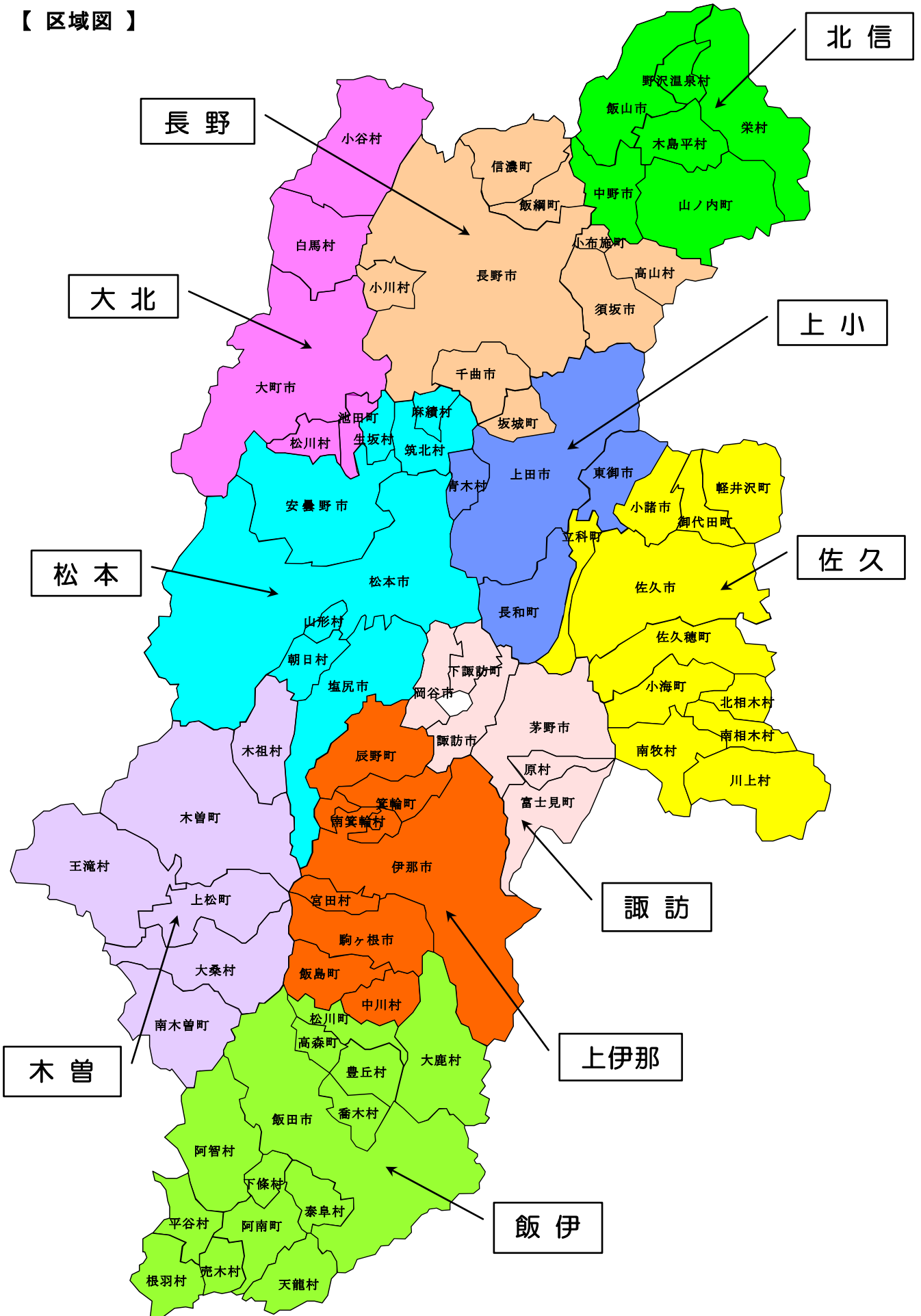
また、保健・福祉等、他分野の県計画も同じ区域設定となっていることから、それらの計画と整合性を図ることが可能です。

#### 【 区域一覧 】

区域名	構成市町村
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 (11)
上小	上田市、東御市、長和町、青木村 (4)
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (6)
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (8)
飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 (14)
木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村 (6)
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 (8)
大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 (5)
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 (9)
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 (6)



【 区域図 】



## 第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策を定めます。

教育・保育の量の見込みは、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施したアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

ただし、2号認定子どものうちの教育利用希望の子どもは、幼稚園を利用することもできるため、満3歳以上の子どもについては、1号認定と2号認定を合算して量の見込みと確保方策を定める必要があります。

なお、本県においては、集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、量の見込みと提供体制の確保方策を同数値として合計します。

また、量の見込みに対する確保方策の不足分については、国の「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末を目途に解消できるよう、市町村の取り組みを支援します。

### <用語の解説>

用語	解説
量の見込み	就学前の子どものうち、教育・保育を必要もしくは希望する子どもの数 ※市町村が実施したニーズ調査等により算出された施設等の利用希望(潜在的ニーズ含む)。
確保方策	教育・保育を提供する幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制数 ※市町村ごと、区分ごとに、確保方策が量の見込みを充足している場合は、双方を同数とする。
1号認定	教育標準時間認定 ※「教育」を希望する満3歳以上の子ども(2号認定を除く) 利用できる施設・・・幼稚園、認定こども園
2号認定	保育認定(満3歳以上) ※保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳以上の子ども 利用できる施設・・・保育所、認定こども園
3号認定	保育認定(満3歳未満) ※保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳未満の子ども 利用できる施設・・・保育所、認定こども園
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園、認定こども園、保育所
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園

用語		解説
認可外保育施設		認可外保育施設のうち、県・市町村が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている施設
特定地域型保育事業所		市町村の認可・確認を受けた「小規模保育事業所」、「家庭的保育事業所」、「事業所内保育事業所」、「居宅訪問型保育事業所」
実際上の過不足	教育ニーズに対する過不足	保育の必要性の認定を受けることが可能であるが、保護者の希望により幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園での預かり保育で対応が可能なため、2号認定子どものうち教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の1号認定の確保方策の過不足。
	保育ニーズに対する過不足	上記により、教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の2号認定の確保方策の過不足

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(県全域)

(単位:人)

【県全域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	10,803	10,596	10,440	10,230	10,140
	確保方策	B=C+D	13,451	13,141	12,947	12,652	12,517
	特定教育・保育施設	C	3,636	4,042	4,326	4,445	4,511
	確認を受けない幼稚園	D	9,815	9,099	8,621	8,207	8,006
	過不足	E=B-A	2,648	2,545	2,507	2,422	2,377
2号認定	量の見込み	F=G+H	40,097	39,176	38,460	37,650	37,183
	教育ニーズ ※1	G	3,745	3,643	3,571	3,479	3,422
	保育ニーズ	H	36,352	35,533	34,889	34,171	33,761
	確保方策	I=J+K	37,449	36,631	35,953	35,228	34,806
	特定教育・保育施設	J	37,340	36,524	35,855	35,133	34,710
	認可外保育施設 ※2	K	109	107	98	95	96
過不足	L=I-F	▲ 2,648	▲ 2,545	▲ 2,507	▲ 2,422	▲ 2,377	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	2,824	2,820	2,823	2,785	2,783
	確保方策	N=O+P+Q	2,757	2,796	2,823	2,785	2,783
	特定教育・保育施設	O	2,665	2,702	2,727	2,687	2,676
	特定地域型保育事業所	P	14	14	14	14	23
	認可外保育施設	Q	78	80	82	84	84
過不足	R=N-M	▲ 67	▲ 24	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	12,389	12,384	12,334	12,240	12,159
	確保方策	T=U+V+W	12,192	12,252	12,325	12,240	12,159
	特定教育・保育施設	U	11,931	11,992	12,056	11,964	11,825
	特定地域型保育事業所	V	27	28	29	29	87
	認可外保育施設	W	234	232	240	247	247
過不足	X=T-S	▲ 197	▲ 132	▲ 9	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 1,097	▲ 1,098	▲ 1,064	▲ 1,057	▲ 1,045
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	1,097	1,098	1,064	1,057	1,045

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(佐久圏域)

(単位:人)

【佐久圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	1,194	1,169	1,147	1,131	1,130
	確保方策	B=C+D	1,791	1,740	1,703	1,671	1,668
	特定教育・保育施設	C	170	668	837	1,018	1,098
	確認を受けない幼稚園	D	1,621	1,072	866	653	570
	過不足	E=B-A	597	571	556	540	538
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,010	3,915	3,784	3,694	3,649
	教育ニーズ ※1	G	649	624	608	593	593
	保育ニーズ	H	3,361	3,291	3,176	3,101	3,056
	確保方策	I=J+K	3,413	3,344	3,228	3,154	3,111
	特定教育・保育施設	J	3,413	3,344	3,228	3,154	3,111
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 597	▲ 571	▲ 556	▲ 540	▲ 538	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	354	340	338	335	333
	確保方策	N=O+P+Q	352	340	338	335	333
	特定教育・保育施設	O	348	336	334	331	329
	特定地域型保育事業所	P	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	Q	2	2	2	2	2
過不足	R=N-M	▲ 2	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,109	1,098	1,087	1,079	1,071
	確保方策	T=U+V+W	1,077	1,068	1,087	1,079	1,071
	特定教育・保育施設	U	1,071	1,062	1,081	1,073	1,065
	特定地域型保育事業所	V	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	W	3	3	3	3	3
過不足	X=T-S	▲ 32	▲ 30	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 52	▲ 53	▲ 52	▲ 53	▲ 55
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	52	53	52	53	55

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(上小圏域)

(単位:人)

【上小圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	1,305	1,322	1,314	1,306	1,305
	確保方策	B=C+D	1,553	1,563	1,553	1,544	1,543
	特定教育・保育施設	C	90	90	90	90	90
	確認を受けない幼稚園	D	1,463	1,473	1,463	1,454	1,453
	過不足	E=B-A	248	241	239	238	238
2号認定	量の見込み	F=G+H	3,552	3,584	3,545	3,513	3,501
	教育ニーズ ※1	G	335	326	321	318	317
	保育ニーズ	H	3,217	3,258	3,224	3,195	3,184
	確保方策	I=J+K	3,304	3,343	3,306	3,275	3,263
	特定教育・保育施設	J	3,304	3,343	3,306	3,275	3,263
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 248	▲ 241	▲ 239	▲ 238	▲ 238	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	431	443	453	464	477
	確保方策	N=O+P+Q	431	443	453	464	477
	特定教育・保育施設	O	396	407	416	426	439
	特定地域型保育事業所	P	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	Q	33	34	35	36	36
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,038	1,057	1,079	1,100	1,126
	確保方策	T=U+V+W	1,038	1,057	1,079	1,100	1,126
	特定教育・保育施設	U	965	982	1,003	1,021	1,047
	特定地域型保育事業所	V	4	4	4	4	4
	認可外保育施設	W	69	71	72	75	75
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 87	▲ 85	▲ 82	▲ 80	▲ 79
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	87	85	82	80	79

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(諏訪圏域)

(単位:人)

【諏訪圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	672	666	647	623	604
	確保方策	B=C+D	678	668	659	634	618
	特定教育・保育施設	C	203	196	194	186	184
	確認を受けない幼稚園	D	475	472	465	448	434
	過不足	E=B-A	6	2	12	11	14
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,231	4,040	3,952	3,871	3,812
	教育ニーズ ※1	G	158	152	149	143	142
	保育ニーズ	H	4,073	3,888	3,803	3,728	3,670
	確保方策	I=J+K	4,225	4,038	3,940	3,860	3,798
	特定教育・保育施設	J	4,186	4,001	3,912	3,835	3,772
	認可外保育施設 ※2	K	39	37	28	25	26
過不足	L=I-F	▲ 6	▲ 2	▲ 12	▲ 11	▲ 14	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	211	214	217	213	213
	確保方策	N=O+P+Q	211	214	217	213	213
	特定教育・保育施設	O	204	206	208	203	203
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	7	8	9	10	10
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,020	1,049	1,059	1,078	1,082
	確保方策	T=U+V+W	1,015	1,043	1,050	1,078	1,082
	特定教育・保育施設	U	970	1,002	1,002	1,026	1,030
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	45	41	48	52	52
過不足	X=T-S	▲ 5	▲ 6	▲ 9	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 152	▲ 150	▲ 137	▲ 132	▲ 128
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	152	150	137	132	128

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(上伊那圏域)

(単位:人)

【上伊那圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	426	412	402	390	382
	確保方策	B=C+D	599	557	543	504	484
	特定教育・保育施設	C	421	379	369	335	319
	確認を受けない幼稚園	D	178	178	174	169	165
	過不足	E=B-A	173	145	141	114	102
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,139	3,986	3,956	3,801	3,703
	教育ニーズ ※1	G	258	247	243	231	226
	保育ニーズ	H	3,881	3,739	3,713	3,570	3,477
	確保方策	I=J+K	3,966	3,841	3,815	3,687	3,601
	特定教育・保育施設	J	3,966	3,841	3,815	3,687	3,601
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 173	▲ 145	▲ 141	▲ 114	▲ 102	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	268	265	267	257	255
	確保方策	N=O+P+Q	268	265	267	257	255
	特定教育・保育施設	O	268	265	267	257	255
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,313	1,303	1,299	1,258	1,234
	確保方策	T=U+V+W	1,313	1,303	1,299	1,258	1,234
	特定教育・保育施設	U	1,313	1,303	1,299	1,258	1,234
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 85	▲ 102	▲ 102	▲ 117	▲ 124
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	85	102	102	117	124



## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(飯伊圏域)

(単位:人)

【飯田圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	302	297	290	286	283
	確保方策	B=C+D	333	331	320	316	310
	特定教育・保育施設	C	333	331	320	316	310
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	31	34	30	30	27
2号認定	量の見込み	F=G+H	3,669	3,637	3,522	3,457	3,405
	教育ニーズ ※1	G	227	227	220	217	212
	保育ニーズ	H	3,442	3,410	3,302	3,240	3,193
	確保方策	I=J+K	3,638	3,603	3,492	3,427	3,378
	特定教育・保育施設	J	3,638	3,603	3,492	3,427	3,378
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 31	▲ 34	▲ 30	▲ 30	▲ 27
3号認定 0歳児	量の見込み	M	200	201	199	198	193
	確保方策	N=O+P+Q	200	201	199	198	193
	特定教育・保育施設	O	200	201	199	198	193
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,257	1,228	1,220	1,211	1,209
	確保方策	T=U+V+W	1,257	1,228	1,220	1,211	1,209
	特定教育・保育施設	U	1,257	1,228	1,220	1,211	1,209
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 196	▲ 193	▲ 190	▲ 187	▲ 185
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	196	193	190	187	185

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(木曾圏域)

(単位:人)

【木曾圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	38	38	37	35	33
	確保方策	B=C+D	35	35	34	32	30
	特定教育・保育施設	C	35	35	34	32	30
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	▲3	▲3	▲3	▲3	▲3
2号認定	量の見込み	F=G+H	527	521	494	477	468
	教育ニーズ ※1	G	46	46	45	42	40
	保育ニーズ	H	481	475	449	435	428
	確保方策	I=J+K	530	524	497	480	471
	特定教育・保育施設	J	530	524	497	480	471
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	3	3	3	3	3
3号認定 0歳児	量の見込み	M	36	35	34	34	33
	確保方策	N=O+P+Q	36	35	34	34	33
	特定教育・保育施設	O	36	35	34	34	33
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	84	81	84	83	82
	確保方策	T=U+V+W	84	81	84	83	82
	特定教育・保育施設	U	84	81	84	83	82
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲49	▲49	▲48	▲45	▲43
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	49	49	48	45	43

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(松本圏域)

(単位:人)

【松本圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	2,720	2,642	2,639	2,606	2,618
	確保方策	B=C+D	3,062	2,971	2,971	2,933	2,945
	特定教育・保育施設	C	1,079	1,053	1,092	1,078	1,082
	確認を受けない幼稚園	D	1,983	1,918	1,879	1,855	1,863
	過不足	E=B-A	342	329	332	327	327
2号認定	量の見込み	F=G+H	7,974	7,812	7,784	7,696	7,703
	教育ニーズ ※1	G	381	369	373	369	370
	保育ニーズ	H	7,593	7,443	7,411	7,327	7,333
	確保方策	I=J+K	7,632	7,483	7,452	7,369	7,376
	特定教育・保育施設	J	7,562	7,413	7,382	7,299	7,306
	認可外保育施設 ※2	K	70	70	70	70	70
過不足	L=I-F	▲ 342	▲ 329	▲ 332	▲ 327	▲ 327	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	440	441	418	415	414
	確保方策	N=O+P+Q	427	439	418	415	414
	特定教育・保育施設	O	386	398	377	374	364
	特定地域型保育事業所	P	10	10	10	10	19
	認可外保育施設	Q	31	31	31	31	31
過不足	R=N-M	▲ 13	▲ 2	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	2,314	2,345	2,340	2,342	2,332
	確保方策	T=U+V+W	2,302	2,310	2,340	2,342	2,332
	特定教育・保育施設	U	2,182	2,189	2,218	2,220	2,152
	特定地域型保育事業所	V	20	21	22	22	80
	認可外保育施設	W	100	100	100	100	100
過不足	X=T-S	▲ 12	▲ 35	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 39	▲ 40	▲ 41	▲ 42	▲ 43
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	39	40	41	42	43

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(大北圏域)

(単位:人)

【大北圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	286	278	276	274	287
	確保方策	B=C+D	321	313	311	309	322
	特定教育・保育施設	C	231	223	221	219	232
	確認を受けない幼稚園	D	90	90	90	90	90
	過不足	E=B-A	35	35	35	35	35
2号認定	量の見込み	F=G+H	874	836	823	825	850
	教育ニーズ ※1	G	94	89	86	86	87
	保育ニーズ	H	780	747	737	739	763
	確保方策	I=J+K	839	801	788	790	815
	特定教育・保育施設	J	839	801	788	790	815
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35
3号認定 0歳児	量の見込み	M	41	48	68	46	49
	確保方策	N=O+P+Q	41	48	68	46	49
	特定教育・保育施設	O	41	48	68	46	49
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	288	299	294	289	287
	確保方策	T=U+V+W	288	299	294	289	287
	特定教育・保育施設	U	286	297	292	287	285
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	2	2	2	2	2
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 59	▲ 54	▲ 51	▲ 51	▲ 52
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	59	54	51	51	52

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(長野圏域)

(単位:人)

【長野圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	3,755	3,670	3,589	3,487	3,408
	確保方策	B=C+D	4,974	4,861	4,754	4,617	4,507
	特定教育・保育施設	C	1,033	1,027	1,129	1,131	1,126
	確認を受けない幼稚園	D	3,941	3,834	3,625	3,486	3,381
	過不足	E=B-A	1,219	1,191	1,165	1,130	1,099
2号認定	量の見込み	F=G+H	9,379	9,142	8,930	8,701	8,506
	教育ニーズ ※1	G	1,382	1,353	1,319	1,284	1,246
	保育ニーズ	H	7,997	7,789	7,611	7,417	7,260
	確保方策	I=J+K	8,160	7,951	7,765	7,571	7,407
	特定教育・保育施設	J	8,160	7,951	7,765	7,571	7,407
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 1,219	▲ 1,191	▲ 1,165	▲ 1,130	▲ 1,099	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	685	668	661	650	640
	確保方策	N=O+P+Q	634	646	661	650	640
	特定教育・保育施設	O	634	646	661	650	640
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
過不足	R=N-M	▲ 51	▲ 22	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	3,268	3,216	3,162	3,097	3,041
	確保方策	T=U+V+W	3,120	3,155	3,162	3,097	3,041
	特定教育・保育施設	U	3,120	3,155	3,162	3,097	3,041
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
過不足	X=T-S	▲ 148	▲ 61	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 163	▲ 162	▲ 154	▲ 154	▲ 147
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	163	162	154	154	147

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策(北信圏域)

(単位:人)

【北信圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	105	102	99	92	90
	確保方策	B=C+D	105	102	99	92	90
	特定教育・保育施設	C	41	40	40	40	40
	確認を受けない幼稚園	D	64	62	59	52	50
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み	F=G+H	1,742	1,703	1,670	1,615	1,586
	教育ニーズ ※1	G	215	210	207	196	189
	保育ニーズ	H	1,527	1,493	1,463	1,419	1,397
	確保方策	I=J+K	1,742	1,703	1,670	1,615	1,586
	特定教育・保育施設	J	1,742	1,703	1,670	1,615	1,586
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	0	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	158	165	168	173	176
	確保方策	N=O+P+Q	157	165	168	173	176
	特定教育・保育施設	O	152	160	163	168	171
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	5	5	5	5	5
過不足	R=N-M	▲1	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	698	708	710	703	695
	確保方策	T=U+V+W	698	708	710	703	695
	特定教育・保育施設	U	683	693	695	688	680
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	15	15	15	15	15
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

### 【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲215	▲210	▲207	▲196	▲189
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	215	210	207	196	189

○ 認可・需給調整に関する基本的な考え方

県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

○ 幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制限を受けないう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。

「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

県計画で定める数(幼稚園から認定こども園に移行する場合)

(単位:人)

区域名 (幼稚園数)	構成市町村	上乗せ数値
佐久 (14)	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	100
上小 (15)	上田市、東御市、長和町、青木村	100
諏訪 (7)	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	50
上伊那 (7)	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	100
飯伊 (6)	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	100
木曾 (1)	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0
松本 (22)	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	300
大北 (4)	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	100
長野 (40)	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	300
北信 (3)	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	50
県計 (119)		1,200

### 第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること等を踏まえ、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行希望を十分に勘案した上で、既存施設から認定こども園、とりわけ「幼保連携型認定こども園」への移行を推進します。

特に本県では、保育所に比べて幼稚園の割合が極端に少ないため、3歳以上児全体の教育ニーズに対して、提供側の確保方策の数字が全圏域で不足しています。

このことから、幼稚園の認定こども園化により教育ニーズに対応するとともに、特に幼稚園の少ない地域では、保育を必要とする子どもの需給状況を勘案しつつ、保育所の認定こども園化を進める必要があります。

#### 【認定こども園の目標設置数】

(単位:か所)

区 域		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町 川上村、南牧村、南相木村 北相木村、軽井沢町、御代田町 立科町	0	0	1	2	2	2
上小	上田市、東御市、長和町、青木村	1	1	4	4	4	4
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村	0	0	1	1	2	2
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町 飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	1	0	2	4	4	4
飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町 阿智村、平谷村、根羽村、下條村 売木村、天龍村、泰阜村、喬木村 豊丘村、大鹿村	4	5	5	8	8	8
木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村 王滝村、大桑村	0	0	0	0	0	0
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村 生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0	2	4	10	12	15
大北	大町市、池田町、松川村、白馬村 小谷村	0	2	6	6	7	7
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町 小布施町、高山村、信濃町、飯綱町 小川村	8	9	10	14	16	18
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村 野沢温泉村、栄村	1	1	2	3	3	3
合 計		15	20	35	52	58	63



#### 第4節 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体として行う「地域子ども・子育て支援事業」が「子ども・子育て支援法」に定められました。

県は、各市町村が子ども・子育て支援事業計画に従い、「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施できるよう、市町村に対して必要な支援を行います。

##### ア 放課後児童クラブ

利用対象年齢が小学校3年生から小学校6年生まで拡大することなどにより、放課後児童クラブ利用希望児童の増加が見込まれるため、市町村が行う放課後児童クラブの整備に対する支援を行います。

特に、子どもの小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破するため、市町村と連携して、下の表のとおり、平成31年度までに需給ギャップの解消を目指します。

そのため、県単独事業として、国庫補助対象とならない小規模クラブの運営や施設整備について支援を行うほか、障がい児等が利用しやすくなるよう、障がい児受入加算による運営支援を実施します。

(単位:人)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	26,476	26,244	25,980	25,644	25,184
確保方策	B	23,986	24,467	24,791	25,020	25,184
過不足	C=B-A	▲ 2,490	▲ 1,777	▲ 1,189	▲ 624	0

市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を集計による(以下、同じ)

##### イ 延長保育事業

就業時間の多様化により、通常の利用時間を超えた保育需要は高まっており、引き続き、これら要望に応えていくことが求められています。

現状では、下の表のとおり、量の見込みに対して確保方策は充足する見通しとなっていますが、今後、女性の社会進出とともに、休日保育等を含め、更なる保育時間の延長や実施保育所の増加が求められることが予想されるため、市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取り組みを支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	16,795	16,678	16,517	16,378	16,258
確保方策	B	16,795	16,678	16,517	16,378	16,258
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

## ウ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

核家族化が進み、地域の関係も希薄化している中、保育所を利用していない家族にとって、緊急一時的に家庭での保育が困難になった場合、乳幼児を預かってくれる施設の存在は重要です。

現状では、下の表のとおり、量の見込みに対して確保方策は充足する見通しとなっていますが、今後、より多くの施設等で受け入れが可能となるよう、市町村に対して実施を働きかけるとともに、これらの取り組みを支援していきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	124,576	122,794	120,674	118,469	117,356
確保方策	B=C+D	124,576	122,794	120,674	118,469	117,356
一時預かり事業	C	110,862	109,141	107,197	105,143	103,976
ファミリーサポート事業	D	13,599	13,538	13,327	13,176	13,230
トワイライト事業 ※	E	115	115	150	150	150
過不足	F=B-A	0	0	0	0	0

※ トワイライト事業とは、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合などに、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

## エ 病児保育事業

子どもが病気であるが病状の急変が認められない場合（病児）や病気の回復期にあるが集団保育が困難な場合（病後児）、働く保護者にとっては子どもをどうするかは大きな悩みであり、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を実施することは大変重要です。

下の表のとおり、病児保育事業の利用を希望しながら、近隣に適当な施設がない等により、実際には利用できない方等が多く存在することが見込まれることから、これらの不足分については、平成31年度までの解消に向けて、市町村に働きかけるとともに、より多くの施設が取り組めるよう支援していきます。

そのため、県単独事業で、国庫補助対象とならない小規模な事業実施に係る運営費や備品購入費の助成を行うとともに、その地域の実情に合った事業の実施方法等について、市町村に対してきめ細かく助言等を行います。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	15,418	15,301	15,249	15,214	15,405
確保方策	B=C+D	14,176	14,546	15,085	15,175	15,405
病児保育事業	C	13,053	13,420	13,876	13,968	14,175
ファミリーサポート事業	D	1,123	1,126	1,209	1,207	1,230
過不足	E=B-A	▲ 1,242	▲ 755	▲ 164	▲ 39	0

## オ ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

地域において子どもの預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を支援していきます。

就学児については、下の表のとおり、事業の利用を希望しながら、居住市町村で事業を行っていないかったり、実施していても預かり会員が不足していて、実際には利用できない方等が存在することが見込まれることから、未実施市町村に事業の実施を働きかけるほか、広域連携による事業の実施や預かり会員を増やすための助言を行うなど、未就学児の利用促進を含めて事業の拡充を支援していきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	26,621	26,109	25,760	25,645	25,195
確保方策	B	26,450	26,045	25,717	25,624	25,195
過不足	C=B-A	▲ 171	▲ 64	▲ 43	▲ 21	0

（注）就学前児童の利用については、一時預かり事業・病児保育事業等、目的別に集計しているため、ファミリー・サポート・センター事業としては集計していない。

## カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等に短期間入所させる本事業は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る取り組みとして重要です。

下の表のとおり一定のニーズがあり、供給側が不足していることから、市町村や受け皿となる施設に事業の積極的な取り組みについて働きかけていきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	1,316	1,308	1,288	1,273	1,262
確保方策	B	1,126	1,219	1,288	1,273	1,262
過不足	C=B-A	▲ 190	▲ 89	0	0	0

## キ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者の相互交流等を促進する地域子育て支援センターの設置を促し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図りながら、子育ての不安感等を緩和することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

このため、市町村に対して、計画的な施設整備についての働きかけを行い、さらなる地域子育て支援センターの設置を進めます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策		222	222	224	225	226

## 第5節 従事者の確保と資質向上

### ア 特定教育・保育施設の従事者

新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行うとともに、経験豊富な保育士人材の離職を防止するなど、雇用の継続により、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう、処遇・待遇の改善を始めとする労働環境等の整備に向けた取り組みを支援します。

また、年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材に関する情報を集約し、その情報を市町村等が共有する制度を整備します。

さらに、保育士資格保有者のうち保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職について、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。

一方、認定こども園の普及促進に合わせ、保育教諭を確保するため幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置を周知するとともに、資格取得に係る経費を助成するなど、必要な支援を行います。

加えて、保育士等の資質の向上を図るため、研修実施体制の整備を含め、現場のニーズに則した重要課題に関する研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対して支援します。

### 【特定教育・保育の必要見込み従事者数】

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育教諭	156	226	339	368	419
保育士	7,710	7,637	7,521	7,482	7,423
幼稚園教諭	527	515	502	496	485
合計	8,393	8,378	8,362	8,338	8,327

### イ 地域子ども・子育て支援事業の従事者

多様な子育てに係る事業の担い手等を確保するため、育児経験豊かな方や子育てに高い関心・理解を持つ方等、年齢や男女を問わず、地域における意欲ある人材を対象とした研修を実施し、子育て支援分野での活躍を支援します。

特に、放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を実施します。

## **第6節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整**

### **ア 市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整**

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

### **イ 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整**

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、あらかじめ県に協議を行う必要があります。

県は、県計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に通知します。

## 第7節 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくうえで重要です。

また、これら施設等の情報は、就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。

このため、県は、教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。

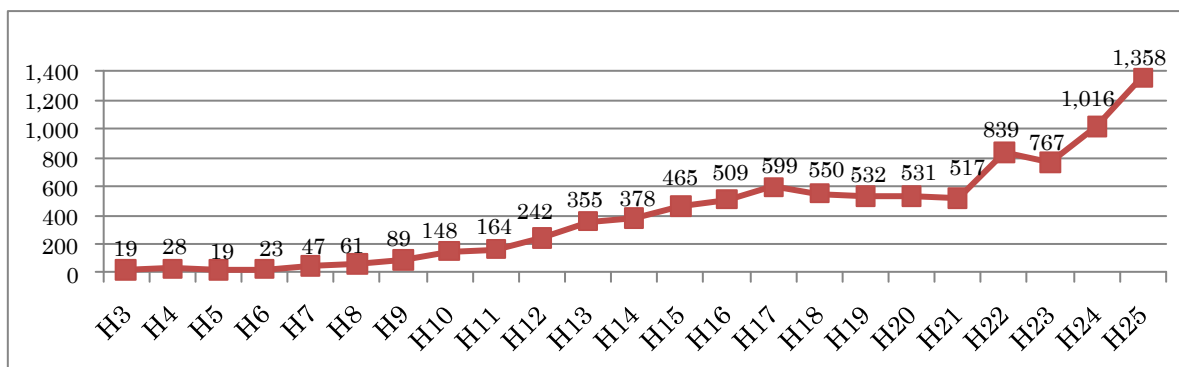
## 第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### 第1節 児童虐待防止対策の充実

#### 〈現状と課題〉

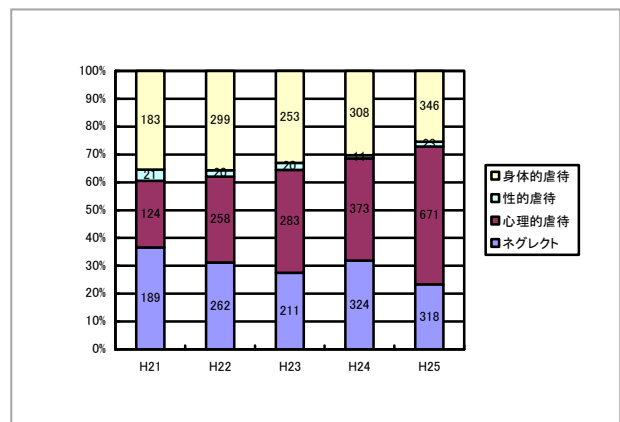
○児童虐待の相談対応件数は、平成2年に統計を取りはじめて以降、急激に増加しています。これは、児童虐待の啓発広報や痛ましい事件の報道等によって児童虐待防止に対する県民意識が高まり、児童虐待が認知されるようになってきたことが背景にあると考えられています。

児童虐待相談対応件数（県内児童相談所）



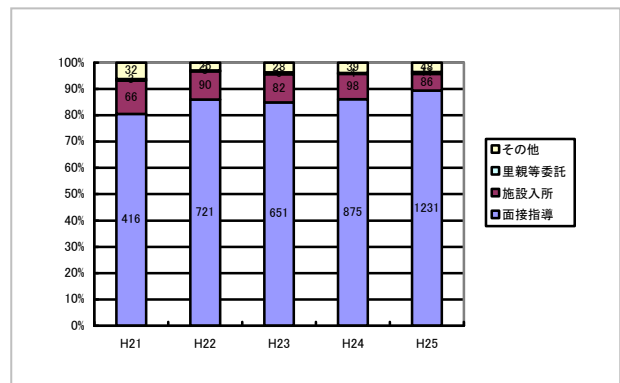
○児童虐待の種類では、身体的虐待の割合が減少する半面、心理的虐待の割合が増えている状況があります。これは、平成25年度に国の指針が改正され、虐待を受けた児童のきょうだいも心理的虐待として対応するようになったことや、面前DVが心理的虐待として通報されることが多くなっていること等が要因として考えられます。

児童虐待の種類



○児童虐待への対応は、面接指導が約90%となっており、相談対応ケースの多くが中軽度の虐待となっています。このため、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関が連携し、特定妊婦から要保護児童に至るまでのケースに対して切れ目なく支援できる体制を充実させることが大きな課題です。

虐待への対応



○また、社会的養護が必要な子どもにおいては、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で心身及び社会性の適切な発達を促す養育が受けられる社会資源を整備することが必要です。

#### 〈施策の方向性〉

- 発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行います。
- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実します。
- 児童相談所の人員体制及び専門性の向上を図り、体制を強化します。
- 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。
- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 里親及び養子縁組の制度等の周知を図り、家庭養護を積極的に支援します。
- 児童虐待により死亡事例等の重大事件について検証を行い、再発防止のための措置を講じます。

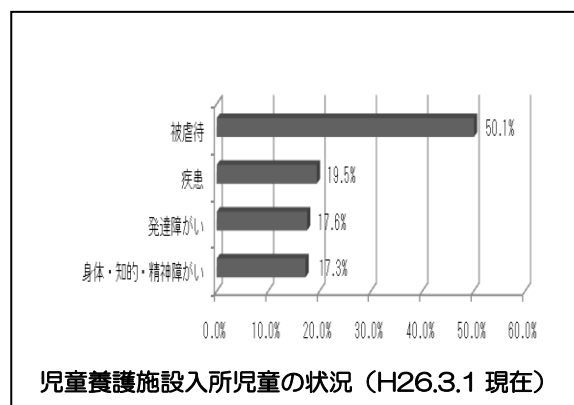


## 第2節 社会的養護体制の充実

### 〈現状と課題〉

○子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。

○社会的養護の施策は、かつては親が無い、親に育てられない子どもへの施策でしたが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、役割・機能の変化に対応したシステムの変革が求められています。



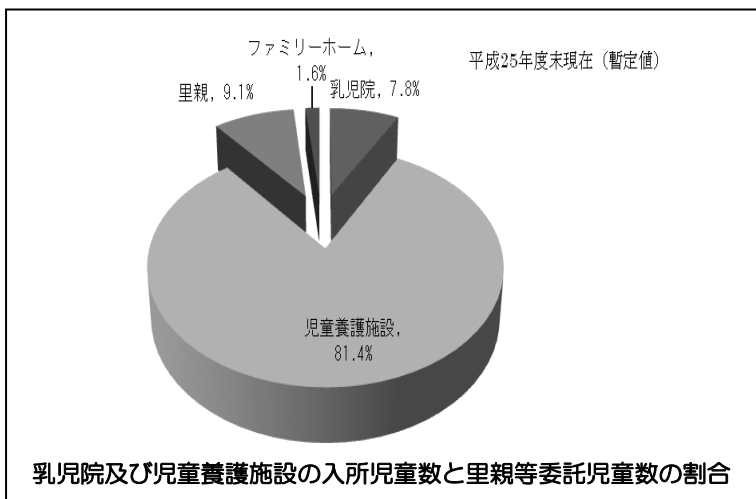
### 〈施策の方向性〉

#### ア 家庭的養護の推進

○家庭養護（里親・ファミリーホーム）の積極的推進

里親やファミリーホームの確保や里親等への支援により、家庭養護を推進します。

- ・ 県・市町村のホームページや、多様な広報媒体の積極的活用による、様々な年代層への啓発を図るとともに、市町村の民生・児童委員連絡協議会や研修会等を通じ、里親制度の正しい理解の普及に取り組みます。
- ・ 養育里親・里子の体験談や座談会などによる「フォーラム」を開催するなど、意欲ある養育里親の登録希望者を把握し、効果的な個別説明・登録勧奨による登録里親の増加に取り組みます。
- ・ 市町村の母子保健担当部署や医療機関、女性相談センター等との連携を強化し、乳幼児の虐待防止の観点からも、新生児の養子縁組里親、乳幼児の短期里親委託を推進します。
- ・ 週末里親（ホストファミリー事業）などの様々な制度を積極的に活用し、里親希望者と児童の特性等に応じた丁寧なマッチングにより里親委託の推進に取り組みます。



- ・地区里親会による「里親サロン」運営などの里親同士による相互支援や、「児童家庭支援センター」による里親支援の取組みを支援するとともに、市町村など関係者向けの研修などで、地域における里親支援体制の構築に向けた取組を進めます。
- ・養育経験豊富な里親や社会福祉法人によるファミリーホームの開設を促進します。
- ・家庭養護推進のため、児童相談所職員が研修等でスキルをアップするとともに、「里親委託等推進員」を配置して体制を強化し、施設に配置される「里親支援専門相談員」や市町村と連携して、登録里親の増加、里親委託児童の増加、里親支援に取り組めます。

#### ○施設養護における家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもがより家庭的な環境で育つことができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化などによる家庭的養護の推進に取り組めます。

- ・社会福祉法人等が行う小規模化、地域分散化に向けた整備を支援し、施設における家庭的養護の推進に取り組めます。
- ・家庭的養護の推進に向け、職員配置の改善や待遇改善について国に働きかけるなど、入所児童の安心安全な環境の整備に努めます。
- ・施設職員の経験等に応じた各種の研修を実施し、施設の家庭的養護におけるケアの質の向上に努めます。

(例) 新規採用者対象の家庭的養護における基本的な養育姿勢等に関する研修や、基幹的職員・施設長等幹部職員等を対象の人材育成研修、家庭的養護を行う施設の運営・マネジメント研修など

### イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

○社会的養護の必要な子どもたちが、他者への基本的信頼感を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、そうした子どもの心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の質の向上を図ります。

- ・虐待により心に傷をもつ児童や発達障害などに対応するため、継続的な研修等により施設職員や里親が専門的な知識・技術を取得できるよう取り組めます。
- ・より高度な養育スキルをもった専門里親の育成確保に取り組めます。
- ・研修等により児童相談所職員の専門性を高め、施設や里親に対する支援体制の充実を図ります。

### ウ 自立支援の充実

○社会的養護の下で育つ子どもたちが、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、

他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていくための基本的な力を身に付けられるよう取り組みます。

○施設を退所したり里親のもとを離れ、社会生活を行うようになった子どもたちへのアフターケアの取組を支援し、自立した社会人として生活できるよう関係機関と連携して取り組みます。

- ・自立に向けて必要な学習に関する経費や就労のための運転免許取得に係る経費の助成などを含め、関係者が連携して施設入所児童等の自立に向け計画的に取り組めます。
- ・自立支援担当職員の配置などによりアフターケアの取組を行う施設に支援をし、社会的養護の下で成長した児童が、施設退所後自立した社会生活が送れるよう取り組みます。
- ・児童の自立支援やアフターケアが適切に行われるよう、施設職員等や関係者に向けた研修等により、資質の向上に取り組めます。

## エ 家族支援・地域支援の充実

○虐待の発生予防・早期発見から保護・養育・回復・家庭復帰・社会的自立までのプロセスを、地域の中で継続的に支援していけるよう、養育の知識・技術、経験等を活かして、市町村や学校等教育機関、里親などと連携しながら地域での子育て支援に取り組む施設を支援し、家族支援、地域支援に取り組めます。

- ・「児童家庭支援センター」の設置運営に取り組む施設を支援するなど、地域の児童家庭の虐待等に関する相談・支援体制を強化していきます。
- ・ショートステイやトワイライトステイ（夜間養護）を行う「子育て短期支援事業」などの、地域の子育て支援事業に取り組む施設を支援していきます。
- ・市町村における要保護児童対策地域協議会の運営状況等を常に把握し、協議会運営に関する研修の開催や、後方支援を行う児童相談所職員のスキルアップ研修等による協議会の活性化により、施設の地域支援機能を高めていきます。

## オ 子どもの権利擁護の推進

○当県の「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」では、「児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定しています。

- ・里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であり、県の研修等を通じて、施設職員や里親等のさらなる人権意識の向上を図ってい

きます。

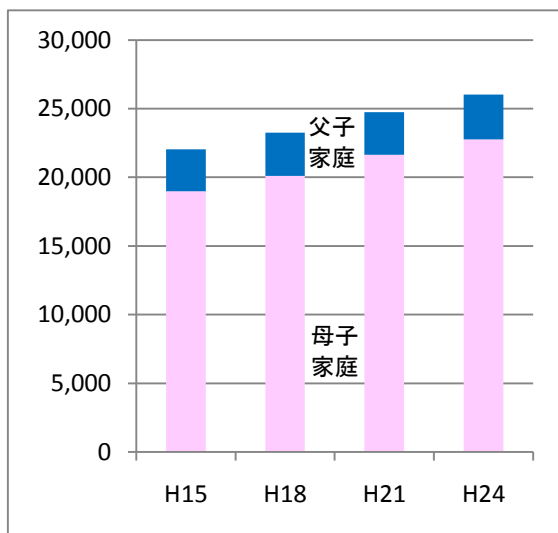
- ・また、性問題をはじめとする子ども同士の不適切行為や、子どもから養育者への暴力を防ぐ取組も推進していきます。

### 第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

#### 〈現状と課題〉

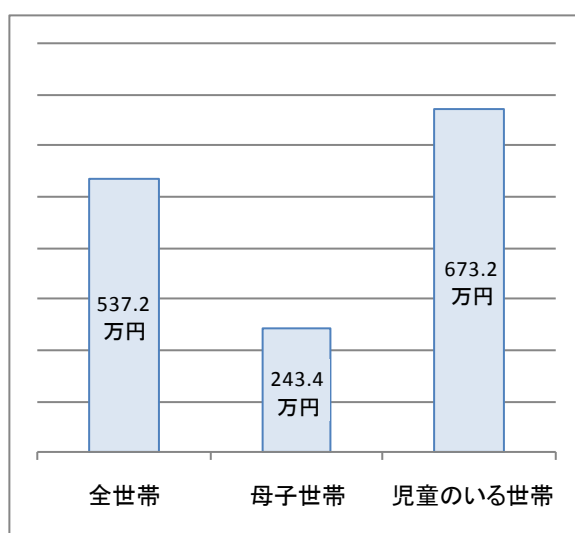
- 長野県の離婚件数は平成15年をピークに減少に転じていますが、それ以降もひとり親家庭、特に母子家庭の増加が続いています。平成25年の母子家庭数（祖母と児童など準母子家庭を含む。）は23,028世帯、児童数は36,520人にのぼっており、父子家庭を加えると約26,000世帯、約40,000人に達するものと推定されます。
- ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面でも、また養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。平成25年国民生活基礎調査によれば、母子世帯の所得は243.4万円と、児童のいる世帯の平均673.2万円の36%にとどまっております。より収入の高い就業を可能にするための支援が必要となっております。
- また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えますが、就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しており、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行っていく必要があります。

県内のひとり親家庭数の推移



資料：こども・家庭課

各種世帯の所得の状況



資料：平成25年国民生活基礎調査

#### 〈施策の方向性〉

- 福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。また、市町村が行うひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣に対して助成するなど、日常生活へのきめ細かな支援を行います。

- ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で受入れが可能になるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。
- 放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、登録児童数の増加を図ります。
- 福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。
- ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。
- このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。

## 第4節 障がい児施策の充実

### ア 地域における療育支援体制の整備

#### <現状と課題>

- 障がい児支援の強化を図るため、平成24年4月1日に児童福祉法が改正され、それまで障がい種別で分かれていた障がい児施設は、通所による支援が「障害児通所支援」、入所による支援が「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されました。どこの地域でも、障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制整備やサービスの確保が必要です。
- 障がい児施設、障害福祉サービス事業所、行政機関、教育機関など多くの関係機関がさまざまな療育支援を行っており、それぞれの支援を繋ぐネットワークの構築が必要です。

#### <施策の方向性>

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- 圏域配置の療育コーディネーターを中心に、地域全体の連携をコーディネートします。
- 県自立支援協議会療育部会において、保健・福祉、医療の地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。

### イ 発達障がいについての支援

#### <現状と課題>

- 発達障がい児・者への支援は、関係する支援関係者も多岐に亘り、その支援手法も様々であるため、分野間の役割分担や情報共有、支援の引継等の体制が確立されておらず、効率的な支援ができていない場合もあります。
- 発達障がいは、障がい特性が一見ただけでは理解されにくく、様々な誤解や障がいの発見の遅れ等が生じています。
- 発達障がい診療を行う医療機関が限定されることから、一部の診療機関に受診が集中し、数ヶ月の診療待機者が出ています。

#### <施策の方向性>

- 長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。
- 圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組めます。

- 長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。
- 県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がいの早期発見・早期支援をはじめとする発達障がい児・者への支援施策の検討を行います。
- 発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。
- 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。

## ウ 特別支援教育の充実

### 〈現状と課題〉

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均とほぼ同じレベルにありますが、専門性の向上に向けて、保有率をさらに高めていく必要があります。

	視 覚	聴 覚	知 的	肢体不自由	病 弱	全 体
長 野 県	60.3%	43.7%	73.0%	79.4%	67.8%	71.1%
全国平均	54.5%	45.0%	74.1%	73.5%	72.6%	71.3%

- 地域の幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から特別支援学校に寄せられる相談件数は年々増加傾向にあります。それぞれの相談に的確に対応できる地域の相談体制の構築や支援力の向上、支援体制づくりが求められています。
- 発達障がいの診断等がある児童生徒が年々増加している中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

### 発達障がいの診断等のある児童生徒数の推移 (単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
23年度	3,013	1,315	465
24年度	3,245	1,417	578
25年度	3,500	1,593	592
26年度	3,832	1,832	667

注) 小中学校：医師の診断または専門機関の判定を受けている児童生徒数  
 高等学校：医師の診断のある生徒数

### 〈施策の方向性〉

- 認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設を工夫するとともに、免許保有者を対象とした特別支援学校卒の採用者数を年々増やすなどの対応を引き続き実施します。



○特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。

○障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。

## 長野県社会福祉審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏 名	所属・役職等
福祉現場関係者・学識経験者	うんの 海野 あけみつ 暁光	長野県保育園連盟 副会長 全国保育協議会 協議員
	か やつ 萱津 きみこ 公子	長野県社会福祉士会 副会長 長野大学社会福祉学部 特任教授
	かんばら 鎌原 まさゆき 正行	長野県児童福祉施設連盟 代表理事 児童養護施設 木曾ねざめ学園長
	こうさか 高坂 むねあき 宗昭	長野県町村会 社会環境部会長 飯島町長 ※任期：平成26年12月26日～
	こしはら 腰原 よしまさ 愛正	長野県社会福祉協議会長
	こばやし 小林 ひろみ 広美	NPO法人長野県介護支援専門員協会 北信総合病院 居宅介護支援事業所長
	たかはし 高橋 まさこ 昌子	松本市民生委員・児童委員協議会 副会長
	たけしげ 竹重 ひろこ 博子	長野県医師会 医療法人公正会竹重病院 副院長
	なかじま 中島 ゆたか 豊	長野大学社会福祉学部 教授 長野県福祉サービス第三者評価推進委員会委員長
	みうら 三浦 ゆみ 由美	長野県弁護士会 三浦由美法律事務所
	みき 三木 まさお 正夫	長野県市長会 社会環境部会長 須坂市長
	わたぬき 綿貫 よしこ 好子	社会福祉法人 廣望会 常務理事 長野県障がい者施策推進協議会 委員
公募委員	おおぐち 大口 かずえ 和江	北信圏域障害者総合相談支援センター所長
	すぎもと 杉本 ひろし 博志	NPO法人ケアタウン浅間温泉 理事
	やの 矢野 ようこ 要子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事

## 長野県社会福祉審議会 子育て支援専門分科会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
かなやま みわこ 金山 美和子	長野県短期大学幼児教育科 講師	
いた えつこ 生田 恵津子	長野県保育園連盟 副会長（保育部長） 松本市小宮保育園長	
わだ のりよし 和田 典善	長野県私立幼稚園協会 理事 長野市若穂幼稚園事務長	
たかい ゆかこ 高井 友佳子	長野県学童保育連絡協議会 副会長 学童クラブ「太郎の家」（上田市）専任指導員	
よだ けいこ 依田 敬子	NPO法人響育の山里くじら雲 代表	
やの ようこ 矢野 要子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事	公募 審議会委員
あきやま あきこ 秋山 晶子	株式会社たび寅 代表取締役社長 諏訪市内の企業内託児所を広める会 代表	
なかむら まさよ 中村 雅代	日本労働組合総連合会 長野県連合会 副会長	
やまだ ふみ江 山田 ふみ江	長野県PTA連合会 理事	
すぎもと ゆみこ 杉本 裕美子	保育所保護者代表 松本市保育園保護者会連盟 会長	
よしざわ まみこ 吉澤 麻実子	幼稚園保護者代表 小諸市みすず幼稚園PTA会長	
はないし たきこ 花石 多希子	子どもの発達が気になる親の会「こもれび」代表 発達障害者支援対策協議会 委員	
ふじさわ たかし 藤澤 隆	長野県市長会 須坂市教育委員会子ども課長	
いとう あつこ 伊藤 敦子	長野県町村会 箕輪町子ども未来課施設整備担当課長	

## 社会福祉審議会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H26. 6. 2)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (諮問)
第 2 回 (H26. 11. 14)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (中間報告)
第 3 回 (H27. 2. 17)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の答申について

## 子育て支援専門分科会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H26. 7. 10)	○ 長野県の保育・幼児教育の現況について ○ 計画策定のスケジュール等について ○ 意見交換
第 2 回 (H26. 9. 4)	○ 計画に定める「区域の設定」について ○ 教育・保育の量の見込み等について ○ 意見交換
第 3 回 (H26. 12. 18)	○ 計画の骨子案について ○ 教育・保育の量の見込みと確保方策について ○ 意見交換
第 4 回 (H27. 1. 30)	○ 「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画原案（長野県社会福祉審議会への報告書案）について ○ 意見交換

# 次世代育成支援対策推進法

○次世代育成支援対策推進法

[平成十五年七月十六日号外法律第二十号]

最終改正：平成26年4月23日号外法律第28号

改正内容：平成24年8月22日号外法律第67号

[平成27年4月1日]

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二條・第二十三條）

第五章 罰則（第二十四條—第二十七條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）のっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念ののっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念ののっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、

おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上

重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計

画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。

一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。

二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。)が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。

この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することに

より、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、

次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 第四章 雑則

(主務大臣)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、内閣総理大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項(第十五条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三條から第二十五條まで、第二十六條第一号から第三号まで及び第二十七條の規定は平成十七年四月一日から施行する。

[平成一五年八月政令三七一号により、平成一五・八・二二から施行]

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検計)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検計を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則[平成一七年四月一日法律第二五号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[平成一八年六月二日法律第五〇号抄]

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[平成一八年六月二日法律第五〇号]

#### 沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号[情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正]

この法律は、一般社団・財団法人法[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律=平成一八年六月法律第四八号]の施行の日[平成二〇年一二月一日]から施行する。[後略]

附 則[平成二〇年一二月三日法律第八五号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二條の改正 規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

[平成二一年二月政令二七号により、平成二一・三・一から施行]

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第七條の規定 平成二十二年四

月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の児童福祉法等の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二二年一二月一〇日法律第七一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕

沿革

平成二五年一二月一三日号外法律第一一二号

〔持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則三条による改正〕

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日二～五 〔略〕

附 則〔平成二五年一二月一三日法律第一一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日二・三 〔略〕

(検討)

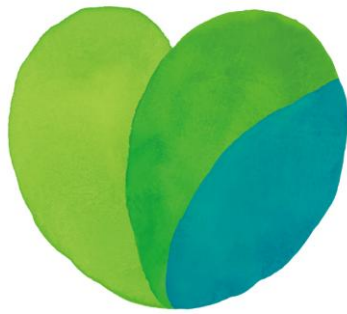
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。







# しあわせ信州

## ながの子ども・子育て応援総合計画

平成27年3月発行

ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.lg.jp/>

編集・発行 長野県県民文化部次世代サポート課

Eメール [shoushika@pref.nagano.lg.jp](mailto:shoushika@pref.nagano.lg.jp)

---

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話026-235-7207(直通) FAX026-235-7087